

名取市地域防災計画 資料編 目次

地震災害対策編関連

第1章 総 則

第2節	各機関の役割と業務の大綱
名取市防災会議条例	1
名取市防災会議委員名簿	3
防災担当機関及び連絡先窓口	5

第2章 災害予防対策

第3節	地盤にかかる施設等の災害対策
土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧	8
土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設	21
第6節	都市の防災対策
都市公園一覧	30
第16節	情報通信網の整備
名取市防災行政無線一覧	35
名取市防災無線局管理運用規程	37
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	56
第17節	職員の配備体制
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46
第18節	防災拠点等の整備
防災拠点が使用できない場合の代替庁舎候補一覧	245
第19節	相互応援体制の整備
災害時応援協定一覧	49
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	56
漁港施設の操作及び保守に関する協定書(宮城県塩釜漁港事務所)	57
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	58
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	60
樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	62
災害時相互応援に関する協定(新宮市)	64
災害時の情報交換に関する協定(東北地方整備局)	65
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定(空港所在市)	66
災害時相互応援に関する協定(上山市)	68
災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	69
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	71
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	73

原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	75
名取市・半田市災害時相互応援協定書	77
消防相互応援協定書	79
名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務提携	81
東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	83
宮城県広域消防相互応援協定書	85
宮城県広域航空消防応援協定書	87
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	89
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	91
災害発生における消防活動に関する応援協定書	93
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(みやぎ生活協同組合)	95
サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書(サッポロビール(株))	96
災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書 (名取市防災安全協会)	97
自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書(宮城県獣医師会中央支部)	99
災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書(名取市災害応急措置協力会)	101
災害時における支援協力に関する協定書(イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)	103
災害時応援協定書(イオンモール株式会社イオンモール名取)	105
災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書(学校法人尚綱学院)	106
災害時等における施設使用に関する協定書(扇屋商事(株))	108
電力設備災害復旧に関する協定書(東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)	109
災害時応援協定(エスアールジータカミヤ(株))	111
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定 (宮城県解体工事業協同組合)	112
災害時非常無線通信の協力に関する協定(名取アマチュア無線クラブ)	114
災害時応援協定書(同和警備(株))	115
災害時応援協定書(仙南ガス(株))	116
災害時応援協定書(宮城県造園建設業協会名取分会)	117
災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	119
災害時における物資供給に関する協定書(東北カートン(株))	121
災害時応援協定書(宮城県隊友会名取支部)	123
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書(仙台国際空港(株))	125
災害時の医療救護活動に関する協定書(名取市医師会)	127
災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書(岩沼薬剤師会名取ブロック会)	129
災害時における放送要請に関する協定(仙台CATV(株))	130
災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書(名取建友クラブ)	132
災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社名取支店)	133
災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書 (宮城県LPガス協会仙南第三協議会)	134
特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書(東日本電信電話(株))	137

災害時における放送に関する協定書(NPO法人エフエムなとり)	140
災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書(名取市管工事業協同組合)	142
災害時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書 (日本郵便株式会社名取郵便局)	144
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岩沼歯科医師会)	146
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書((株)カナモト)	148
災害時における物資の供給に関する協定書((株)バイタルネット)	150
災害時の医療救護活動に関する協定書(宮城県立がんセンター)	152
災害時の医療救護活動に関する協定書(仙台南病院)	154
名取市消防本部との仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定 (仙南ガス株式会社)	156
災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書 (寿なとり学園)	158
災害時における消防用水等の確保に関する協定書 (仙台地区生コンクリート協同組合)	160
災害時における消防用水等の確保に関する協定書((株)タイハク)	161
災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定書 (有限会社公衆開発)	162
災害時における支援協力に関する協定(株式会社伊藤チェーン)	164
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定(株式会社トライアルカンパニー)	166
災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定 (宮城三菱自動車販売株式会社)	168
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(弘誓寺)	170
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(アークランドサカモト株式会社)	172
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(株式会社マルタマ)	174
災害時における協力に関する協定書(公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部)	176
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書 (一般社団法人宮城キッチンカー協会、株式会社伊藤チェーン)	179
災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トーモク仙台工場)	181
みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 (みやぎ生活協同組合、株式会社太白地所)	183
災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書 (セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体)	184
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(株式会社ヨークベニマル)	186
災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書 (特定非営利活動法人パートナーシップなとり)	188
みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 (みやぎ生活協同組合、タイムズ24株式会社)	190
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書(ルートインジャパン株式会社)	191
航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書(仙台空港事務所)	194
水道施設等災害時に関する協定書(水ingAM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業	

体)	196
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三協フロンテア株式会社)	199
災害時における施設使用等に関する協定書(独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校)	201
災害時における輸送の協力に関する協定書(大新東株式会社)	203
名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(社会福祉法人 名取市社会福祉協議会)	205
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(名取特定目的会社・不動産株式会社東北支店)	208
災害時における飲料水の供給に関する協定書(株式会社ホラグチ)	210
災害時における飲料水の供給に関する協定書(白ゆり商事株式会社・式会社ウォーターネット仙台)	212
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三恵商事株式会社)	214
災害時における物資供給に関する協定書(プラス株式会社 ジョイントテックスカンパニー)	216
災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書(各法人)	218
災害時等における車両の移動等に関する協定書(エートス協同組合)	220
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書(旭ハウス工業株式会社)	223
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(DCM株式会社)	225
第 20 節	医療救護体制の整備
災害拠点病院指定状況	227
第 22 節	緊急輸送体制の整備
臨時ヘリポート	228
第 23 節	避難対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	229
第 24 節	避難収容対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	229
第 25 節	食料、飲料水及び生活物資の確保
災害時応援協定一覧	49
名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画	236
名取市災害用生活物資等の備蓄計画	240

第3章 災害応急対策

第1節	情報の収集・伝達
地震情報の種類と内容	246
異常現象発見時の通報先一覧表	254
市町村被害状況報告要領	255
第3節	防災活動体制
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46

警戒本部等の組織	48
第4節	相互応援活動
災害時応援協定一覧	49
第5節	災害救助法の適用
災害救助法による救助の実施細目	267
第6節	自衛隊の災害派遣
自衛隊の要請先	271
自衛隊災害派遣要請等様式	272
第8節	医療救護活動
災害拠点病院指定状況	227
医療機関一覧表	273
第10節	交通・輸送活動
緊急通行車両等事前届出書	276
緊急通行車両の標章	277
緊急通行車両確認証明書	277
第12節	避難活動
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	229
第13節	応急仮設住宅等の確保
公営住宅一覧	278
第22節	教育活動等
教育施設一覧	279
文化財一覧(有形)	281

第4章 災害復旧・復興対策

第2節	生活再建支援
復旧・復興支援制度の概要	284
復旧・復興支援に係る条例等	289
第4節	産業復興支援
復旧・復興支援制度の概要	284

津波災害対策編関連

第2章 災害予防対策

第20節	医療救護体制の整備	
災害拠点病院指定状況		227
第23節	避難対策	
指定避難所、指定緊急避難場所一覧		229
第24節	避難収容対策	
指定避難所、指定緊急避難場所一覧		229

第3章 災害応急対策

第1節	情報の収集・伝達	
異常現象発見時の通報先一覧表		254
市町村被害状況報告要領		255
名取市津波対応指針		265

風水害等災害対策編関連

第1章 総 則

第2節	各機関の役割と業務の大綱
名取市防災会議条例	1
名取市防災会議委員名簿	3
防災担当機関及び連絡先窓口	5

第2章 災害予防対策

第1節	風水害等に強いまちづくり
土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧	8
土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者施設	21
名取市水防協議会条例	22
重要水防区域一覧	23
水防法第15条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者施設	26
水防法第15条第1項第2号に基づく浸水想定区域ごとの避難所	283
第2節	都市の防災対策
都市公園一覧	30
第10節	情報通信網の整備
名取市防災行政無線一覧	35
名取市防災無線局管理運用規程	37
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	56
第11節	職員の配備体制
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46
第13節	相互応援体制の整備
災害時応援協定一覧	49
災害基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	56
漁港施設の操作及び保守に関する協定書(宮城県塩釜漁港事務所)	57
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	58
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	60
樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	62
災害時相互応援に関する協定(新宮市)	64
災害時の情報交換に関する協定(東北地方整備局)	65
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定(空港所在市)	66
災害時相互応援に関する協定(上山市)	68
災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	69
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	71
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	73
原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	75

名取市・半田市災害時相互応援協定	77
消防相互応援協定書	79
名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務提携	81
東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	83
宮城県広域消防相互応援協定書	85
宮城県広域航空消防応援協定書	87
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	89
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	91
災害発生における消防活動に関する応援協定書	93
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(みやぎ生活協同組合)	95
サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書(サッポロビール(株))	96
災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書 (名取市防災安全協会)	97
自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書(宮城県獣医師会中央支部)	99
災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書(名取市災害応急措置協力会)	101
災害時における支援協力に関する協定書(イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)	103
災害時応援協定書(イオンモール株式会社イオンモール名取)	105
災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書(学校法人尚綱学院)	106
災害時等における施設使用に関する協定書(扇屋商事(株))	108
電力設備災害復旧に関する協定書(東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)	109
災害時応援協定(エスアールジータカミヤ(株))	111
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定 (宮城県解体工事業協同組合)	112
災害時非常無線通信の協力に関する協定(名取アマチュア無線クラブ)	114
災害時応援協定書(同和警備(株))	115
災害時応援協定書(仙南ガス(株))	116
災害時応援協定書(宮城県造園建設業協会名取分会)	117
災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	119
災害時における物資供給に関する協定書(東北カートン(株))	121
災害時応援協定書(宮城県隊友会名取支部)	123
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書(仙台国際空港(株))	125
災害時の医療救護活動に関する協定書(名取市医師会)	127
災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書(岩沼薬剤師会名取ブロック会)	129
災害時における放送要請に関する協定(仙台CATV(株))	130
災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書(名取建友クラブ)	132
災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書 (ヤマト運輸株式会社名取支店)	133
災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書 (宮城県LPガス協会仙南第三協議会)	134
特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書(東日本電信電話(株))	137
災害時における放送に関する協定書(NPO法人エフエムなとり)	140

災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書(名取市管工事業協同組合)	142
災害時における名取市内郵便局と名取市間の協力に関する覚書 (日本郵便株式会社名取郵便局)	144
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岩沼歯科医師会)	146
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書((株)カナモト)	148
災害時における物資の供給に関する協定書((株)バイタルネット)	150
災害時の医療救護活動に関する協定書(宮城県立がんセンター)	152
災害時の医療救護活動に関する協定書(仙台南病院)	154
名取市消防本部との仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定 (仙南ガス株式会社)	156
災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書 (寿なとり学園)	158
災害時における消防用水等の確保に関する協定書 (仙台地区生コンクリート協同組合)	160
災害時における消防用水等の確保に関する協定書((株)タイハク)	161
災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定書 (有限会社公衆開発)	162
災害時における支援協力に関する協定(株式会社伊藤チェーン)	164
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定(株式会社トライアルカンパニー)	166
災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定 (宮城三菱自動車販売株式会社)	168
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(弘誓寺)	170
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(アークランドサカモト株式会社)	172
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(株式会社マルタマ)	174
災害時における協力に関する協定書(公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部)	176
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書 (一般社団法人宮城キッチンカー協会、株式会社伊藤チェーン)	179
災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トーモク仙台工場)	181
みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 (みやぎ生活協同組合、株式会社太白地所)	183
災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書 (セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体)	184
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(株式会社ヨークベニマル)	186
災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書 (特定非営利活動法人パートナーシップなとり)	188
みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書 (みやぎ生活協同組合、タイムズ24株式会社)	190
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書(ルートインジャパン株式会社)	191
航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書(仙台空港事務所)	194
水道施設等災害時に関する協定書(水ingAM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業 体)	196

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三協フロンテア株式会社)	199
災害時における施設使用等に関する協定書(独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校)	201
災害時における輸送の協力に関する協定書(大新東株式会社)	203
名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(社会福祉法人 名取市社会福祉協議会)	205
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(名取特定目的会社・不動産株式会社東北支店)	208
災害時における飲料水の供給に関する協定書(株式会社ホラグチ)	210
災害時における飲料水の供給に関する協定書(白ゆり商事株式会社・式会社ウォーターネット仙台)	212
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三恵商事株式会社)	214
災害時における物資供給に関する協定書(プラス株式会社 ジョイントテックスカンパニー)	216
災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書(各法人)	218
災害時等における車両の移動等に関する協定書(エートス協同組合)	220
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書(旭ハウス工業株式会社)	223
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(DCM株式会社)	225
第 14 節	医療救護体制の整備
災害拠点病院指定状況	227
第 15 節	緊急輸送体制の整備
臨時ヘリポート	228
第 16 節	避難対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	229
第 17 節	避難収容対策
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	229
第 18 節	食料、飲料水及び生活物資の確保
災害時応援協定一覧	49
名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画	236
名取市災害用生活物資等の備蓄計画	240

第3章 災害応急対策

第1節	防災気象情報の伝達
防災気象情報の概要および発表基準	247
第2節	情報の収集・伝達
異常現象発見時の通報先一覧表	254
市町村被害状況報告要領	255
第5節	防災活動体制
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46
警戒本部等の組織	48

第6節	警戒活動	
名取市土砂災害対応指針		266
第7節	相互応援活動	
災害時応援協定一覧		49
第8節	災害救助法の適用	
災害救助法による救助の実施細目		267
第9節	自衛隊の災害派遣	
自衛隊の要請先		271
自衛隊災害派遣要請等様式		272
第11節	医療救護活動	
災害拠点病院指定状況		227
医療機関一覧表		273
第12節	交通・輸送活動	
緊急通行車両等事前届出書		276
緊急通行車両の標章		277
緊急通行車両確認証明書		277
第14節	避難活動	
指定避難所、指定緊急避難場所一覧		229
第15節	応急仮設住宅等の確保	
公営住宅一覧		278
第24節	教育活動等	
教育施設一覧		279
文化財一覧(有形)		281

第4章 災害復旧・復興対策

第2節	生活再建支援	
復旧・復興支援制度の概要		284
復旧・復興支援に係る条例等		289
第4節	産業復興支援	
復旧・復興支援制度の概要		284

資料一覧

名取市防災会議条例	1
名取市防災会議委員名簿	3
防災担当機関及び連絡先窓口	5
土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧	8
土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設	21
名取市水防協議会条例	22
重要水防区域一覧	23
水防法に基づき定める要配慮者利用施設一覧	26
都市公園一覧	30
名取市防災行政無線一覧	35
名取市防災無線局管理運用規程	37
名取市災害対策本部条例	39
名取市災害対策本部設置運営要綱	40
名取市災害警戒配備要領	46
警戒本部等の組織	48
災害時応援協定一覧	49
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について(宮城県警察本部)	56
漁港施設の操作及び保守に関する協定書(宮城県塩釜漁港事務所)	57
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	58
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	60
樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書	62
災害時相互応援に関する協定(新宮市)	64
災害時の情報交換に関する協定(東北地方整備局)	65
大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定(空港所在市)	66
災害時相互応援に関する協定(上山市)	68
災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	69
災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	71
福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	73
原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	75
名取市・半田市災害時相互応援協定書	77
消防相互応援協定書	79
名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務提携	81
東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	83
宮城県広域消防相互応援協定書	85
宮城県広域航空消防応援協定書	87
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	89
仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	91
災害発生における消防活動に関する応援協定書	93
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(みやぎ生活協同組合)	95
サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書(サッポロビール(株))	96

災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書	
（名取市防災安全協会）	97
自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書（宮城県獣医師会中央支部）	99
災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書（名取市災害応急措置協力会）	101
災害時における支援協力に関する協定書（イオンリテール株式会社イオンスタイル名取）	103
災害時応援協定書（イオンモール株式会社イオンモール名取）	105
災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書（学校法人尚綱学院）	106
災害時等における施設使用に関する協定書（扇屋商事(株)）	108
電力設備災害復旧に関する協定書（東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター）	109
災害時応援協定（エスアールジータカミヤ(株)）	111
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	
（宮城県解体工事業協同組合）	112
災害時非常無線通信の協力に関する協定（名取アマチュア無線クラブ）	114
災害時応援協定書（同和警備(株)）	115
災害時応援協定書（仙南ガス(株)）	116
災害時応援協定書（宮城県造園建設業協会名取分会）	117
災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	119
災害時における物資供給に関する協定書（東北カートン(株)）	121
災害時応援協定書（宮城県隊友会名取支部）	123
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書（仙台国際空港(株)）	125
災害時の医療救護活動に関する協定書（名取市医師会）	127
災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書（岩沼薬剤師会名取ブロック会）	129
災害時における放送要請に関する協定（仙台CATV(株)）	130
災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書（名取建友クラブ）	132
災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書	
（ヤマト運輸株式会社名取支店）	133
災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書	
（宮城県LPガス協会仙南第三協議会）	134
特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書（東日本電信電話(株)）	137
災害時における放送に関する協定書（NPO法人エフエムなとり）	140
災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書（名取市管工事業協同組合）	142
災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書	
（日本郵便株式会社名取郵便局）	144
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岩沼歯科医師会）	146
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（(株)カナモト）	148
災害時における物資の供給に関する協定書（(株)バイタルネット）	150
災害時の医療救護活動に関する協定書（宮城県立がんセンター）	152
災害時の医療救護活動に関する協定書（仙台南病院）	154
名取市消防本部との仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定	
（仙南ガス株式会社）	156
災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書	

(寿なとり学園).....	158
災害時における消防用水等の確保に関する協定書	
(仙台地区生コンクリート協同組合)	160
災害時における消防用水等の確保に関する協定書((株)タイハク)	161
災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定	
(有限会社公衆開発).....	162
災害時における支援協力に関する協定(株式会社伊藤チェーン)	164
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(株式会社トライアルカンパニー) ..	166
災害時における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	
(宮城三菱自動車販売株式会社)	168
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(弘誓寺)	170
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(アークランドサカモト株式会社) ..	172
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(株式会社マルタマ)	174
災害時における協力に関する協定書(公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部)	176
災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	
(一般社団法人宮城キッチンカー協会、株式会社伊藤チェーン)	179
災害時における物資供給に関する協定書(株式会社トーモク仙台工場)	181
みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	
(みやぎ生活協同組合、株式会社太白地所)	183
災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書	
(セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体)	184
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(株式会社ヨークベニマル)	186
災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書	
(特定非営利活動法人パートナーシップなとり)	188
みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	
(みやぎ生活協同組合、タイムズ24株式会社)	190
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書(ルートインジャパン株式会社)	191
航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書(仙台空港事務所)	194
水道施設等災害時に関する協定書(水ingAM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業 体)	196
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三協フロンテア株式会社)	199
災害時における施設使用等に関する協定書(独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門 学校)	201
災害時における輸送の協力に関する協定書(大新東株式会社)	203
名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(社会福祉法人 名取市社会福祉協 議会)	205
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書(名取特定目的会社・不動産株式会社東 北支店)	208
災害時における飲料水の供給に関する協定書(株式会社ホラグチ)	210
災害時における飲料水の供給に関する協定書(白ゆり商事株式会社・式会社ウォーターネット仙台)	212

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(三恵商事株式会社)	214
災害時における物資供給に関する協定書(プラス株式会社 ジョイントテックスカンパニー)	216
災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書(各法人)	218
災害時等における車両の移動等に関する協定書(エートス協同組合)	220
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書(旭ハウス工業株式会社)	223
災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書(DCM株式会社)	225
災害拠点病院指定状況	227
臨時ヘリポート	228
指定避難所、指定緊急避難場所一覧	229
名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画	236
名取市災害用生活物資等の備蓄計画	240
防災拠点が使用できない場合の代替庁舎候補一覧	245
地震情報の種類と内容	246
防災気象情報の概要および発表基準	247
異常現象発見時の通報先一覧表	254
市町村被害状況報告要領	255
名取市津波対応指針	265
名取市土砂災害対応指針	266
災害救助法による救助の実施細目	267
自衛隊の要請先	271
自衛隊災害派遣要請等様式	272
医療機関一覧表	273
緊急通行車両等事前届出書	276
緊急通行車両の標章	277
緊急通行車両確認証明書	277
公営住宅一覧	278
教育施設一覧	279
文化財一覧(有形)	281
水防法第15条第1項第2号に基づく浸水想定区域ごとの避難所	283
復旧・復興支援制度の概要	284
復旧・復興支援に係る条例等	289
名取市地区防災計画名称一覧	290

名取市防災会議条例

(昭和38年3月29日条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、名取市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 名取市防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員42人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会議を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 指定関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 宮城県知事が指名する職員
 - (3) 市を管轄する警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市長が指名する職員
 - (5) 市の教育長
 - (6) 市の消防団長
 - (7) 指定関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから当該関係公共機関の長が指名する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから市長が指名する者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 市長は、前項第9号の者を選任するに当たっては、防災会議の審議に多様な意見が反映されるよう配慮するものとする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされた許可等の処分その他の行為又は許可等の申請その他の行為は、この条例の施行の日以後における改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前において納入することとなっている使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に改正前の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会は、改正後の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会として同一性をもって存続するものとする。

6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成25年3月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

名取市防災会議委員名簿

	区 分		所属機関等
1	会 長	市町村長	名取市長
2	1 号委員	指定地方行政機関の職員	東北地方整備局仙台河川国道事務所長
3			宮城海上保安部長
4			東京航空局仙台空港事務所空港長
5		自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第22即応機動連隊火力支援中隊長
6	2 号委員	県の機関の職員	宮城県仙台地方振興事務所長
7			宮城県仙台保健福祉事務所長
8			宮城県仙台土木事務所長
9	3 号委員	警察機関	宮城県岩沼警察署長
10	4 号委員	市町村の職員	名取市副市長
11			名取市副市長
12			名取市会計管理者
13			名取市総務部長
14			名取市企画部長
15			名取市企画部市民協働課長
16			名取市健康福祉部長
17			名取市生活経済部長
18			名取市建設部長
19			名取市消防長
20			名取市教育部長
21			名取市議会事務局長
22			名取市水道事業所長
23	5 号委員	市教育長	名取市教育長
24	6 号委員	市消防団長	名取市消防団長
25	7 号委員	指定関係公共機関及び関係地方公共機関	日本赤十字社宮城県支部事務局長
26			東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター所長
27			NTT東日本(株)宮城事業部設備部長
28			東日本旅客鉄道株式会社仙台統括センター エリア管理ユニット 副所長
29			名取市社会福祉協議会長
30	8 号委員	自主防災組織を構成する者及び学識経験者	東北大学災害科学国際研究所准教授
31			那智が丘地区自主防災会前会長
32			名取市女性防火クラブ連絡協議会長
33	9 号委員	その他市長が必要と認める者	一般社団法人生活応援倶楽部からーず なとり子ども食堂店長
34			NPO法人イコールネット仙台常務理事
35			防災教育の市民団体「ゆりあげかもめ」会長
36			公益社団法人宮城県看護協会岩沼支部長
37			名取市民生委員児童委員協議会会長

38			仙台農業協同組合女性部 名取岩沼支部 部長
39			名取市商工会女性部会長
40			名取市生活困窮者自立相談支援センター所長
41			なとり生活支援センター窓センター長
42			サポートケア名取ありのまま舎センター長
43			女性消防隊隊長

防災担当機関及び連絡先窓口

防災関係処理機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
名取市	名取市増田字柳田80	TEL 384-2111 FAX 384-9030 FAX 384-4192 (防災安全課4F)
名取市教育委員会	名取市増田字柳田570-2 仙台法務局名取出張所2階	TEL 724-7169 FAX 384-9690
名取市消防本部・消防署・消防団	名取市増田5-18-32	TEL 382-0242 FAX 383-8711
亘理名取共立衛生処理組合	岩沼市寺島字川向45-53	TEL 0223-22-1717 FAX 0223-22-2793

県の機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
消防課	仙台市青葉区本町3-8-1	TEL 211-2372 FAX 211-2398
仙台合同庁舎	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	TEL 275-9111 FAX 273-9929
仙台保険福祉事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	TEL 275-9132 FAX 274-7886
塩釜保健所	塩釜市北浜4-8-15	TEL 363-5502 (代) FAX 362-6161
塩釜保健所岩沼支所	岩沼市中央3-1-18	TEL (0223) 22-2188 (代) FAX (0223) 24-3525
仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	TEL 275-9111 (代) FAX 276-1206
仙台土木事務所	仙台市宮城野区幸町4-1-2	総務班 TEL 297-4111 (代) FAX 296-1516
仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町1-9-1	TEL 365-0191 FAX
宮城県仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所	仙台市泉区将監10-37-4	担 当 TEL 372-2103 FAX 372-2115
防災推進課	仙台市青葉区本町3-8-1	TEL 211-2375 FAX 211-3161

指定地方行政機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所	仙台市太白区あすと長町4-1-60	TEL 304-1902 FAX 248-3772
宮城海上保安部	塩釜市貞山通3-4-1	TEL 363-0114 FAX 366-1420
東北農政局宮城野庁舎	仙台市宮城野区新田2-22-1	TEL 236-6661 (代) FAX 238-8644 (食料調整課)
国土交通省東京航空局仙台空港事務所	名取市下増田字南原	TEL 383-1211～2 FAX 382-0112

自衛隊・警察

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
陸上自衛隊多賀城駐屯地	多賀城市丸山2-1-1	連隊本部第三科 TEL 365-2121 (内線237) 勤務時間外 部隊当直司令室 (内線259) FAX 363-0491
宮城県岩沼警察署	岩沼市末広2-1-23	TEL (0223) 22-4341 FAX

指定公共機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
東日本旅客鉄道(株)名取駅	名取市増田2-5-1	TEL 382-6713 FAX 382-6713
東日本電信電話(株)宮城支店	仙台市若林区五橋3-2-1	TEL 269-2210 FAX 223-1443
東日本高速道路株式会社	仙台市青葉区中央3-2-1	総務課 TEL 711-6411 FAX
東北電力(株)宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	TEL 225-2150 FAX 213-4211
東北電力ネットワーク(株) 岩沼電力センター	岩沼市梶橋1-37	TEL (0223) 23-5615 FAX (0223) 22-3940
日本赤十字社宮城県支部	仙台市泉区市名坂字石止44-7	TEL 725-7530 FAX 725-5150
名取郵便局	名取市飯野坂1-2-3	総務 TEL 382-3060 FAX 384-4088

指定地方公共機関

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
(株)ミヤコーバス名取営業所	名取市堀内字北竹62	TEL (0223) 22-2171 FAX
宮城県トラック協会仙南支部	名取市堀内字南竹188-3	TEL (0223) 24-3865 FAX (0223) 24-3939
仙台国際空港 (株)	名取市下増田字南原無番地	TEL 382-4051 FAX 382-4054

その他の公共団体

機 関 名	機 関 住 所	担当部課連絡先
仙台農業協同組合（JA仙台）	名取市増田1-12-36	総務部 TEL 384-5111 FAX 384-2412
宮城県漁業協同組合仙南支所（関上）	名取市関上4-6	TEL 385-0711 FAX
名取市商工会	名取市増田字柳田243	TEL 382-3236 FAX 382-3406
名取岩沼医師会	名取市増田字柳田244	TEL 384-5633 FAX 384-5676
宮城県土地改良事業団体連合会	仙台市青葉区上杉2-2-8	TEL 263-5811 FAX 268-6390

土砂災害警戒区域等の災害危険箇所一覧

1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
土石流	2-11-001	上北沢	愛島笠島字上北沢	H30. 3. 30	第358号
	2-11-002	中南沢	愛島笠島字中南沢	H30. 3. 30	第358号
	2-11-003	西南沢	愛島笠島字西南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-11-004	北南沢1	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-11-005	北南沢2	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-11-006	滝の沢	愛島塩手字西滝沢	H30. 3. 30	第357号
	2-11-007	長畑沢1	高館川上字長畑	H30. 3. 30	第357号
	2-11-008	長畑沢2	高館川上字長畑	H30. 3. 30	第357号
	2-11-009	来光沢	高館川上字来光	H28. 3. 4	第189号
	2-11-010	朝町沢	高館川上字朝町	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-011	薬師沢	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-012	西樽水沢 1	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-013	西樽水沢 2	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-014	西樽水沢 3	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-015	長畑沢 3	高館川上字長畑	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-016	西真坂沢 1	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-017	西真坂沢 2	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-018	東真坂沢	高館吉田字東真坂	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-019	上鹿野東沢 2	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-020	上鹿野東沢 1	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-021	上鹿野東沢 3	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-022-1	岩口沢ー 1	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-022-2	岩口沢ー 2	高館吉田字上鹿野東	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-023	那智が丘沢	那智が丘五丁目	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-024	大門山沢	高館熊野堂字大門山	R 1. 5. 21	第502号
	2-11-025	岩口上沢	高館熊野堂字岩口上	H28. 3. 4	第189号
	2-11-026	東菖蒲沢 (その2)	ゆりが丘二丁目	H29. 3. 28	第306号
	2-11-027	ゆりが沢	ゆりが丘一丁目、高館熊野堂	H28. 3. 4	第189号
	2-11-028	余方下沢	高館熊野堂字余方下	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-029	小畑沢	高館熊野堂字余方中西	R 1. 5. 21	第503号
	2-11-030	中沢前沢	高館熊野堂字中沢前	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-031	石御山沢	高館熊野堂字中沢南山	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-032	南山沢	高館熊野堂字中沢南山	R 2. 3. 27	第243号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
土石流	2-11-033	いの又山沢	高館熊野堂字今成西	H28. 3. 4	第189号
	2-11-034	エド沢	高館熊野堂字今成西	H28. 3. 4	第189号
	2-11-035	中南峰沢	愛島笠島字中ノ沢	H30. 3. 30	第357号
	2-11-036	鈴ヶ森沢1	愛島笠島字鈴ヶ森	H30. 3. 30	第357号
	2-11-037	鈴ヶ森沢2	愛島笠島字鈴ヶ森	H30. 3. 30	第357号
	2-11-038	棟沢 1	高館熊野堂字棟沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-039	棟沢 2	高館熊野堂字棟沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-040	棟沢 3	高館熊野堂字棟沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-041	大沢中沢	高館熊野堂字大沢中	R 2. 3. 27	第243号
	2-11-042	大沢	高館熊野堂字大沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-13-032-1	上塩ノ入沢の 1	愛島北目字大沢	R 1. 11. 29	第944号
	2-13-032-2	上塩ノ入沢の 2	愛島北目字大沢	R 1. 11. 29	第944号
急傾斜地 の崩壊	1-自-0347	名取ヶ丘の1	名取が丘一丁目	H27. 5. 29	第600号
	1-自-0348	西里の1	植松	H21. 12. 25	第1105号
	1-自-0349	西里の 2	植松四丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-0350	相互台	相互台二丁目、一丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1192	植松	植松二丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1193	名取ヶ丘の2	飯野坂五丁目	H27. 5. 29	第600号
	1-自-1194	名取ヶ丘の3	飯野坂七丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1195	名取ヶ丘の4	名取が丘六丁目	H29. 3. 28	第306号
	1-自-1196	名取ヶ丘の5	名取が丘五丁目	H29. 3. 28	第306号
	1-自-1197	ゆりが丘の1	ゆりが丘二丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1198	ゆりが丘の2	ゆりが丘一丁目、 ゆりが丘五丁目	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1343	柳沢	愛島北目字柳沢	H19. 2. 27	第874号
	1-自-1344	岩沢	愛島塩手	H21. 12. 25	第1105号
	1-自-1345	長畑	高館川上字長畑	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1346	西真坂	高館吉田字西真坂	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1347	那智ヶ丘三丁 目の1	那智が丘三丁目、 高館吉田字上鹿野東	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1348	那智ヶ丘三丁 目の2	那智が丘三丁目、 高館吉田字上鹿野東	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1349	那智ヶ丘一丁目	那智が丘一丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1350	大門山	高館熊野堂字大門山	R 1. 5. 21	第502号
	1-自-1352	ゆりが丘の3	ゆりが丘三丁目	H30. 3. 30	第357号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
急傾斜地 の崩壊	1-自-1353	ゆりが丘の4	ゆりが丘五丁目	H30. 3. 30	第357号
	1-自-1354	ゆりが丘の5	ゆりが丘一丁目、 ゆりが丘五丁目	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1355	ゆりが丘の6	ゆりが丘一丁目、高館熊野 堂	H28. 3. 4	第189号
	1-自-1356	相互台の2	相互台東一丁目、高館熊野 堂字堀切山	H28. 3. 4	第189号
	1-自-0469	来光	高館川上字五反田、字来光	H28. 3. 4	第189号
	1-人-0278	金剛寺	高館川上字東金剛寺	H30. 3. 30	第358号
	1-人-0279	名取が丘の 1	名取が丘一丁目、四丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-人-0285	谷津山	名取が丘三丁目	R 1. 5. 21	第502号
	1-人-0286	野田山	愛島塩手字野田山	H29. 3. 28	第306号
	1-人-0407	ゆりが丘	ゆりが丘一丁目	H29. 3. 28	第306号
	1-人-0468	岩沢	愛島塩手字岩沢	R 1. 5. 21	第502号
	1-人-0470	那智ヶ丘	那智が丘五丁目	H30. 3. 30	第357号
	2-自-0619	飯野坂七丁目	飯野坂七丁目	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0620	植松二丁目	植松二丁目	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0622	片平山	愛島小豆島字片平山	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0623	清水坂の 1	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0624	清水坂の 2	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0625	清水坂の 3	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0626	清水坂の 4	愛島小豆島字清水坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0627	島	愛島小豆島字島	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0628	上柳沢の 1	愛島北目字上柳沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0629	上柳沢の 2	愛島北目字上柳沢、柳沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0630	上柳沢の 3	愛島北目字上柳沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0631	切通	愛島北目字切通	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0632	諏訪前	愛島北目字諏訪前	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0633	愛島北目山口	愛島北目字山口	H19. 2. 27	第874号
	2-自-0634	東国見	愛島笠島字東国見	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0635	南北沢	愛島笠島字南北沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0636	北沢	愛島笠島字北沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0637	上北沢	愛島笠島字上北沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0638	二ッ森	愛島北目字二ッ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0639	東中峯の 1	愛島笠島字東中峯	R 2. 3. 27	第243号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地	告 示 年月日	告 示 番 号
急傾斜地 の崩壊	2-自-0640	東中峯の2	愛島笠島字東中峯	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0641	南中峯	愛島笠島字南中峯	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0642	鈴ヶ森の1	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0643	鈴ヶ森の2	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0644	鈴ヶ森の3	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0645	鈴ヶ森の4	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0646	鈴ヶ森の5	愛島笠島字鈴ヶ森	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0647	西南沢の1	愛島笠島字西南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0648	西南沢の2	愛島笠島字西南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0649	北南沢の1	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0650	北南沢の2	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0651	北南沢の3	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0652	北南沢の4	愛島笠島字北南沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0653	愛島塩手岩沢	愛島塩手字岩沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0654	西滝沢の1	愛島塩手字西滝沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0655	西滝沢の2	愛島塩手字西滝沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0656	北野	愛島塩手字北野	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0657	中薬師の1	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0658	中薬師の2	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0659	高館川上薬師	高館川上字薬師	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0660	西樽水	高館川上字西樽水	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0661	東金剛寺	高館川上字五反田、字来光	H28. 3. 4	第189号
	2-自-0662	朝町	高館川上字朝町	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0663	吉田西真坂の1	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0664	吉田西真坂の2	高館吉田字西真坂	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0665	那智が丘	那智が丘三丁目	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0666	岩口下	高館熊野堂字岩口下	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0667	みどり台一丁目	みどり台一丁目	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0668	ゆりが丘一丁目	ゆりが丘一丁目、高館熊野堂	H28. 3. 4	第189号
	2-自-0669	棟沢	高館熊野堂字棟沢	H29. 3. 28	第306号
	2-自-0670	大沢の1	高館熊野堂字大沢中	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0671	大沢の2	高館熊野堂字大沢	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0672	石畑山	高館熊野堂字石畑山	R 2. 3. 27	第243号
	2-自-0673	太夫	高館熊野堂字太夫	R 2. 3. 27	第243号

自然現象 の種類	溪流番号又 は箇所番号	溪流名又は箇 所名	所在地		告 示 年月日	告 示 番 号
急傾斜地 の崩壊	2-人-0026	飯野坂六丁目	飯野坂六丁目		R 2. 3. 27	第243号
	2-人-0028	那智ヶ丘一丁目	那智が丘一丁目		H30. 3. 30	第358号
	2-人-0029	大門山	高館熊野堂字大門山		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0179	太夫	高館熊野堂字太夫		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0180	余方中東	高館熊野堂字余方中東		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0181	余方下東	高館熊野堂字余方下東		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0182	大門山	高館熊野堂字大門山		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0183	ゆりが丘の1（その2）	ゆりが丘五丁目		H29. 3. 28	第306号
	3-自-0184	ゆりが丘の2	ゆりが丘五丁目		H30. 3. 30	第357号
	3-自-0185	西真坂の1	高館吉田字西真坂		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0186	西真坂の2	高館吉田字西真坂		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0187	西真坂の3	高館吉田字西真坂		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0188	長畑の1	高館川上字長畑		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0189	長畑の2	高館川上字長畑		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0190	中ノ沢	愛島笠島字中ノ沢		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0191	鈴ヶ森の1	愛島笠島字鈴ヶ森		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0192	鈴ヶ森の2	愛島笠島字鈴ヶ森		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0193	鈴ヶ森の3	愛島笠島字下南沢		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0194	中南沢	愛島笠島字中南沢		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0195	上南沢の1	愛島笠島字上南沢		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0196	上南沢の2	愛島笠島字上南沢		R 2. 3. 27	第243号
	3-自-0197	南台	愛島笠島字東南台		R 2. 3. 27	第243号
地すべり	48	今成	高館熊野堂字今成東、字堀ノ瀬		H28. 3. 4	第190号
	農水-15	大沢	高館熊野堂字大沢中		R 2. 3. 13	第195号

令和4年3月末現在 155箇所指定

（土砂災害警戒区域のみ 11箇所、土砂災害警戒・特別警戒区域 144箇所）

2-1 地すべり危険箇所〔県土木部〕

令和6年度より「地すべり危険箇所」は使用しないこととされていますが、周知のため掲載を残しています。

番号	場所名	河川名			位 置			被害想定区域内の保全対象			年月日・ 番号・ 建設省告 示
		水系名	幹川名	溪流名	市町村	大 字	危険箇所 面積 (ha)	人家 戸数 (戸)	耕地 (ha)	公共施設	
66	今成	名取川	名取川	—	名取市	今成	31.0	23	2.0	県道 市道 学校 200m 500m 1	

2-2 地すべり危険箇所〔県産業経済部〕

令和6年度より「地すべり危険箇所」は使用しないこととされていますが、周知のため掲載を残しています。

地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の箇所

番号	地区名	市区町村	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	面積	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量	その他の単位
23	大沢	名取市		大沢				市道	250	9	既成	無	S61	大沢川	250	m

3-1 急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）〔仙台土木事務所〕

令和6年度より「急傾斜地崩壊危険箇所」は使用しないこととされていますが、周知のため掲載を残しています。

傾斜角度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地に人家が5戸以上または公共施設等がある箇所。

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置	箇所の延長(m)	斜度	斜面の高さ(m)
347	自然	名取が丘の1	名取が丘一丁目	85	45	12
1193	自然	名取が丘の2	名取が丘一丁目	110	35	12
1194	自然	名取が丘の3	飯野坂七丁目	110	50	9
1195	自然	名取が丘の4	名取が丘六丁目	175	35	20
1196	自然	名取が丘の5	名取が丘五丁目	270	35	15
348	自然	西里の1	植松一丁目	115	40	25
349	自然	西里の2	植松四丁目	110	42	10
1192	自然	植松	植松二丁目	105	45	15
1342	自然	植松の2	植松三丁目	65	40	12
1343	自然	柳沢	愛島北目字柳沢	370	50	20
1344	自然	岩沢	愛島塩手字岩沢	50	45	17
1345	自然	長畑	高館川上字長畑	65	55	35
1346	自然	西真坂	高館吉田字西真坂	80	50	50
1347	自然	那智が丘三丁目の1	那智が丘三丁目	20	40	14
1348	自然	那智が丘三丁目の2	那智が丘三丁目	30	35	14
1349	自然	那智が丘一丁目	那智が丘一丁目	85	45	20
1350	自然	大門山	高館熊野堂字大門山	50	45	8
1351	自然	岩口中	高館熊野堂字岩口中	53	45	8
1197	自然	ゆりが丘の1	ゆりが丘二丁目	160	30	15
1198	自然	ゆりが丘の2	ゆりが丘一丁目	285	30	56
1352	自然	ゆりが丘の3	ゆりが丘三丁目	128	35	8
1353	自然	ゆりが丘の4	ゆりが丘五丁目	28	50	8
1354	自然	ゆりが丘の5	ゆりが丘五丁目	123	60	20
1355	自然	ゆりが丘の6	ゆりが丘一丁目	115	55	8
350	自然	相互台	相互台二丁目	900	40	50
1356	自然	相互台の2	相互台一丁目	120	50	50
619	自然	飯野坂七丁目	飯野坂七丁目	20	45	8
620	自然	植松二丁目	植松二丁目	20	40	6
621	自然	植松三丁目	植松三丁目	55	40	12
622	自然	片平山	愛島小豆島字片平山	50	40	12
623	自然	清水坂の1	愛島小豆島字清水坂	50	50	18

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	箇所の 延長 (m)	斜度	斜面の 高さ (m)
624	自然	清水坂の 2	愛島小豆島字清水坂	25	50	22
625	自然	清水坂の 3	愛島小豆島字清水坂	35	45	16
626	自然	清水坂の 4	愛島小豆島字清水坂	30	45	12
627	自然	島	愛島小豆島字島	25	55	6
628	自然	上柳沢の 1	愛島北目字上柳沢	100	40	12
629	自然	上柳沢の 2	愛島北目字上柳沢	25	45	9
630	自然	上柳沢の 3	愛島北目字上柳沢	90	45	11
631	自然	切通	愛島北目字切通	10	60	5
632	自然	諏訪前	愛島北目字諏訪前	25	48	6
633	自然	愛島北目山口	愛島北目字山口	30	50	12
634	自然	東国見	愛島笠島字東国見	75	50	12
635	自然	南北沢	愛島笠島字南北沢	35	55	15
636	自然	北沢	愛島笠島字北沢	15	55	12
637	自然	上北沢	愛島笠島字上北沢	25	60	7
638	自然	ニツ森	愛島北目字ニツ森	30	30	17
639	自然	東中峰の 1	愛島笠島字東中峰	70	40	20
640	自然	東中峰の 2	愛島笠島字東中峰	50	40	20
641	自然	南中峰	愛島笠島字南中峰	70	60	20
642	自然	鈴ヶ森の 1	愛島笠島字鈴ヶ森	90	40	30
643	自然	鈴ヶ森の 2	愛島笠島字鈴ヶ森	50	45	40
644	自然	鈴ヶ森の 3	愛島笠島字鈴ヶ森	50	50	20
645	自然	鈴ヶ森の 4	愛島笠島字鈴ヶ森	90	60	27
646	自然	鈴ヶ森の 5	愛島笠島字鈴ヶ森	40	70	28
647	自然	西南沢の 1	愛島笠島字西南沢	200	50	30
648	自然	西南沢の 2	愛島笠島字西南沢	14	40	16
649	自然	北南沢の 1	愛島笠島字北南沢	150	35	40
650	自然	北南沢の 2	愛島笠島字北南沢	30	40	15
651	自然	北南沢の 3	愛島笠島字北南沢	85	60	21
652	自然	北南沢の 4	愛島笠島字北南沢	35	70	9
658	自然	中薬師の 2	高館川上字中薬師	20	45	16
659	自然	高館川上薬師	高館川上字薬師	30	50	17
660	自然	西樽水	高館川上字西樽水	25	40	26
655	自然	西滝沢の 2	愛島塩手字西滝沢	70	60	6
656	自然	北野	愛島塩手字北野	105	70	8
657	自然	中薬師の 1	高館川上字中薬師	25	65	13
652	自然	北南沢の 4	愛島笠島字北南沢	35	70	9
653	自然	愛島塩手岩沢	愛島塩手字岩沢	35	70	13
661	自然	東金剛寺	高館川上字東金剛寺	75	50	13
661	自然	東金剛寺	高館川上字東金剛寺	75	50	13
662	自然	朝町	高館川上字朝町	70	50	38
663	自然	吉田西真坂の 1	高館吉田字西真坂	25	40	21
664	自然	吉田西真坂の 2	高館吉田字西真坂	30	80	40
665	自然	那智が丘	那智が丘五丁目	50	45	32
666	自然	岩口下	高館熊野堂字岩口下	42	45	12
667	自然	みどり台一丁目	みどり台一丁目	25	45	6

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	箇所の 延長 (m)	斜度	斜面の 高さ (m)
668	自然	ゆりが丘五丁目	ゆりが丘五丁目	35	45	8
669	自然	棟沢	高館熊野堂字棟沢	45	35	14
670	自然	大沢の 1	高館熊野堂字大沢	25	40	7
671	自然	大沢の 2	高館熊野堂字大沢	40	45	14
672	自然	石畑山	高館熊野堂字石畑山	25	45	14
673	自然	太夫	高館熊野堂字太夫	20	30	8
179	自然	太夫	高館熊野堂字太夫	280	30	90
180	自然	余方中東	高館熊野堂余方中東	280	30	70
181	自然	余方下東	高館熊野堂余方下東	470	35	70
182	自然	大門山	高館熊野堂大門山	140	35	40
183	自然	ゆりが丘の 1	ゆりが丘五丁目	260	30	70
184	自然	ゆりが丘の 2	ゆりが丘五丁目	200	60	20
185	自然	西真坂の 1	高館吉田字西真坂	120	35	60
186	自然	西真坂の 2	高館吉田字西真坂	340	45	40
187	自然	西真坂の 3	高館吉田字西真坂	180	50	50
188	自然	長畑の 1	高館川上長畑	300	40	30
189	自然	長畑の 2	高館川上長畑	300	35	50
190	自然	中ノ沢	愛島笠島字中ノ沢	480	35	40
191	自然	鈴ヶ森の 1	愛島笠島字鈴ヶ森	200	30	40
192	自然	鈴ヶ森の 2	愛島笠島字鈴ヶ森	180	35	50
193	自然	鈴ヶ森の 3	愛島笠島字鈴ヶ森	760	35	60
194	自然	中南沢	愛島笠島字中南沢	160	40	40
195	自然	上南沢の 1	愛島笠島字上南沢	160	45	40
196	自然	上南沢の 2	愛島笠島字上南沢	160	30	30
197	自然	南台	愛島笠島字南台	120	60	25

3-2 急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面）[仙台土木事務所]

令和6年度より「急傾斜地崩壊危険箇所」は使用しないこととされていますが、周知のため掲載を残しています。

傾斜角度が30度以上で、高さが5m以上の急傾斜地に人家5戸以上または公共施設等のある箇所

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	箇所の延 長 (m)	斜度	斜面の高 さ (m)
278	人工	金剛寺	金剛寺	120	45	10
279	人工	名取が丘の 1	名取が丘一丁目	250	30	8
281	人工	名取が丘の 2	名取が丘四丁目	250	35	8
285	人工	谷津山	名取が丘四丁目	500	47	15
286	人工	野田山	愛島野田山	550	35	15
407	人工	ゆりが丘	ゆりが丘一丁目	290	30	52
468	人工	岩沢	愛島塩手岩沢	30	40	25
469	人工	来光	高館川上来光	105	55	13
470	人工	那智が丘	那智が丘五丁目	300	45	30
26	人工	飯野坂六丁目	飯野坂六丁目	50	45	8
27	人工	東後谷地	愛島小豆島東後谷地	20	60	6
28	人工	那智が丘一丁目	那智が丘一丁目	45	40	24
29	人工	大門山	高館熊野堂大門山	25	45	8

※急傾斜地崩壊危険箇所の調査対象は、以下のとおりである。

- ・傾斜度30°以上、高さ5メートル以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で想定被害区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む。）ある場所

なお、自然斜面と人工斜面の区分は以下のとおりである。

- ・自然斜面…… 自然力により形成された斜面。
（自然がけ）ただし、過去に人工の手を加えたものであっても、その後自然の力により変形等が加わり自然斜面と見分けがつかないものを含む。
- ・人工斜面…… 切土、盛土、構造物の設置等人工の手が加わっている斜面。

ただし、急傾斜地崩壊防止工事、砂防工事、治山工事等を実施したものは自然斜面とする。

＊一連の急傾斜地崩壊危険箇所に自然斜面と人工斜面が重複している場合には、自然斜面とする。

＊同一断面上に、自然斜面、人工斜面が混在している場合には、崩壊に対する影響が自然部分と人工部分のどちらが大きいかに判断する。

4 土石流危険渓流〔仙台土木事務所〕

令和6年度より「土石流危険渓流」は使用しないこととされていますが、周知のため掲載を残しています。

土石流の発生のおそれのある渓流において、扉頂部から下流で勾配が2度以上の箇所

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概況			保全対象 人家 戸数 (戸)
				郡・市	町・村	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 溪床 勾配	
2-11-004	1級 名取川	川内沢川	北南沢1	名取市	愛島笠島	北南沢	0.25	0.04	23.0	1
2-11-007	1級 名取川	増田川	長畑沢1	名取市	高館川上	長畑	0.21	0.03	21.0	0
2-11-009	1級 名取川	増田川	来光沢	名取市	高館川上	来光	0.15	0.03	28.0	5
2-11-018	1級 名取川	上町川	東真坂沢	名取市	高館吉田	東真坂	0.13	0.02	23.0	8
2-11-020	1級 名取川	増田川	上鹿野東 沢1	名取市	高館吉田	上鹿野東	0.19	0.02	30.0	2
2-11-022	1級 名取川	増田川	岩口沢	名取市	高館吉田	上鹿野東	0.14	0.25	16.0	8
2-11-023	1級 名取川	名取川	那智が丘 沢	名取市		那智が丘 五丁目	0.23	0.05	23.0	17
2-11-024	1級 名取川	名取川	大門山沢	名取市	高館熊野 堂	大門山	0.25	0.04	24.0	18
2-11-026	1級 名取川	名取川	東菖蒲沢	名取市		ゆりが丘 二丁目	0.10	0.03	49.0	7
2-11-027	1級 名取川	名取川	ゆりが沢	名取市		ゆりが丘 五丁目	0.20	0.05	26.0	13
2-11-028	1級 名取川	名取川	余方下沢	名取市	高館熊野 堂	余方下	0.22	0.05	24.0	5
2-11-029	1級 名取川	名取川	小畑沢	名取市	高館熊野 堂	余方中西	0.55	0.16	26.0	10
2-11-033	1級 名取川	名取川	いの又山 沢	名取市	高館熊野 堂	今成西	0.95	0.15	1.8	6
2-11-001	1級 名取川	川内沢川	上北沢	名取市		愛島笠島 上北沢	0.16	0.02	26.0	2
2-11-002	1級 名取川	川内沢川	中南沢	名取市		愛島笠島 中南沢	0.11	0.02	31.0	1

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概況			保全 対象
				郡・市	町・村	字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km2)	平均 溪床 勾配	人家 戸数 (戸)
2-11-003	1級 名取川	川内沢川	西南沢	名取市		愛島笠島 西南沢	0.12	0.02	40.0	1
2-11-005	1級 名取川	川内沢川	北南沢2	名取市		愛島塩手 北南沢	0.40	0.13	13.0	3
2-11-006	1級 名取川	増田川	滝の沢	名取市		愛島塩手 西滝沢	1.00	0.73	12.0	4
2-11-008	1級 名取川	増田川	長畑沢2	名取市		高館川上 長畑	0.38	0.07	18.0	2
2-11-011	1級 名取川	増田川	薬師沢	名取市		高館川上 樽水	0.20	0.02	19.0	1
2-11-012	1級 名取川	増田川	西樽水沢 1	名取市		高館川上 西樽水	0.26	0.03	33.0	1
2-11-013	1級 名取川	増田川	西樽水沢 2	名取市		高館川上 西樽水	0.05	0.01	20.0	1
2-11-014	1級 名取川	増田川	西樽水沢 3	名取市		高館川上 西樽水	0.12	0.02	27.0	1
2-11-015	1級 名取川	増田川	長畑沢3	名取市		高館川上 長畑	0.06	0.02	30.0	2
2-11-016	1級 名取川	上町川	西真坂沢 1	名取市		高館吉田 西真坂	0.25	0.07	20.0	1
2-11-017	1級 名取川	上町川	西真坂沢 2	名取市		高館吉田 西真坂	0.12	0.01	27.0	1
2-11-019	1級 名取川	増田川	上鹿野東 沢2	名取市		高館吉田 上鹿野東	0.28	0.03	1.5	4
2-11-021	1級 名取川	増田川	上鹿野東 沢3	名取市		高館吉田 上鹿野東	0.15	0.02	23.0	3
2-11-025	1級 名取川	名取川	岩口上沢	名取市		高館熊野 堂岩口上	0.15	0.01	39.0	1
2-11-030	1級 名取川	名取川	中沢前沢	名取市		高館熊野 堂中沢前	0.25	0.06	21.0	1
2-11-031	1級 名取川	名取川	石御山沢	名取市		高館熊野 堂中沢南山	0.05	0.01	36.0	1
2-11-032	1級 名取川	名取川	南山沢	名取市		高館熊野 堂中沢南山	0.15	0.02	22.0	1
2-11-034	1級 名取川	名取川	エド沢	名取市		高館熊野 堂今成西	0.47	0.11	40.0	2
2-11-037	1級 名取川	中沢川	鈴ヶ森沢 2	名取市		愛島笠島 鈴ヶ森	0.09	0.01	16.0	1
2-11-038	1級 名取川	棟沢川	棟沢1	名取市		高館熊野 堂棟沢	0.19	0.02	30.0	1
2-11-039	1級 名取川	棟沢川	棟沢2	名取市		高館熊野 堂棟沢	0.23	0.02	31.0	1
2-11-040	1級 名取川	棟沢川	棟沢3	名取市		高館熊野 堂棟沢	0.22	0.02	36.0	1
2-11-041	1級 名取川	大沢川	大沢中沢	名取市		高館熊野 堂大沢中	0.09	0.01	35.0	1

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概況			保全対象
				郡・市	町・村	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床勾配	人家戸数 (戸)
2-11-042	1級 名取川	大沢川	大沢	名取市		高館熊野堂大沢	0.15	0.01	18.0	1
2-11-010	1級 名取川	増田川	朝町沢	名取市	高館川上	朝町	0.16	0.02		
2-11-035	1級 名取川	川内沢川	中南峰沢	名取市	愛島笠島	中ノ沢	0.13	0.01		
2-11-036	1級 名取川	中沢川	鈴ヶ森沢 1	名取市	愛島笠島	鈴ヶ森	0.20	0.03		

※調査対象溪流は、以下のとおりである。

- (1) 国土地理院発行の1/25,000地形図上(未発行地域については1/50,000地形図)で谷地形をしており、その溪床勾配が3°(1/20)までを終点とする溪流であること。

下流氾濫堆積区域内に人家が5戸以上(5戸以下であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等ある場合を含む。)ある場所へ流入する溪流。

5-1 山地崩壊災害危険地(山腹崩壊危険地区)[仙台地方振興事務所]

番号	地区名	市区町村	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量	その他の単位
39	今成	名取市	熊野堂					県道	300	2	55.0	無	無	S61			
40	大夫(1)	名取市	熊野堂					市道	300	3	46.7	既成	有	S61			
41	大夫(2)	名取市	熊野堂		3			市道	200	2	50.0	無	無	S61			
42	豊橋	名取市	熊野堂		1			県道	300	3	56.7	無	無	S61			
43	大沢(1)	名取市	熊野堂	堀切山	2			市道	400	2	35.0	無	無	S61			
44	大沢(2)	名取市	熊野堂		4			県道	200	3	36.7	無	無	S61			
45	余方	名取市	熊野堂		6			県道	400	7	38.6	無	無	S61			
46	鹿野(3)	名取市	熊野堂		3			市道	400	4	52.5	無	無	S61			
47	川上(1)	名取市	川上		1			市道	200	1	50.0	無	無	S61			
48	川上(2)	名取市	川上		3			市道	200	2	25.0	無	無	S61			
49	川内(1)	名取市	笠島		8			市道	400	3	31.7	無	無	S61			
50	川内(2)	名取市	笠島		4			市道	300	4	47.5	無	無	S61			
51	中沢	名取市	笠島		8			市道	200	2	45.0	未成	無	S61			
52	荻倉	名取市	笠島		8			市道	300	4	30.0	無	無	S61			
53	西樽水	名取市	高館上	西樽水	3			県道市道	2,000 500	1	80.0	無	無	H6	ダム水田	1 3	
54	鍋川	名取市	高館熊野堂	上棟沢	25	配水施設	1	市道	100	1	57.0	無	無	H5			
55	中の沢(2)	名取市	愛島笠島	西中峯	2			市道	300	1	40.0	既成	無	S61			

5－2 山地崩壊災害危険地（崩壊土砂流出危険地区）〔仙台地方振興事務所〕

番号	地区名	市区町村	大字	字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類	道路の数量	溪流の集水面積	延長	平均溪床勾配	面積	進捗状況	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量	その他の単位
96	今成(1)	名取市	高 館	余方	2			市道	200	17	700	17	2.52	無	無	S61			
97	余方(1)	名取市	高 館	余方	3	学校	1	市道	100	5	400	9	0.84	無	無	S61			
98	余方(2)	名取市	高 館	余方	4			市道	200	3	300	9	0.45	無	無	S61			
99	鹿野(1)	名取市	高 館	鹿野	8	寺	1			7	300	21	0.63	無	無	S61			
100	鹿野上	名取市	高 館	鹿野	1			市道	300	26	700	17	2.73	無	無	S61			
101	沢山	名取市	高 館	館山	10			林道	1,500	88	1,600	0	7.2	一部既成	無	S61			
102	川上(1)	名取市	高 館	川上	6			市道	500	3	250	21	0.225	一部既成	無	S61			
103	川上(2)	名取市	高 館	川上	4			市道	200	7	350	117	0.735	無	無	S61			
104	愛島塩手	名取市	愛 島	滝沢	12			市道	100	64	1,100	9	4.29	無	無	S61			
105	川内下	名取市	愛 島	川内	8			市道	100	12	300	9	0.99	無	無	S61			
106	川内上	名取市	愛 島	川内	7			市道	200	4	300	2	0.36	無	無	S61			
107	笠島	名取市	愛 島	笠島	15			市道	200	15	700	9	1.68	無	無	S61			
108	愛島塩手	名取市	愛 島	峰ヶ森	10			市道	200	49	1,200	9	3.96	無	無	S61			
109	今成(2)	名取市	高 館	堀ノ瀬				県道	50	31	1,100	9	3.3	無	無	H3			
110	今成(3)	名取市	高 館	太夫				県道	60	9	400	17	0.96	未成	無	H3			
111	余方(3)	名取市	高 館	石畑山	5			県道	50	16	600	17	0.9	無	無	H3			
112	鹿野(2)	名取市	高 館	上鹿東	16			市道	540	16	600	9	0.9	無	無	H3			
113	西樽水	名取市	高 館	西樽水	3			県道村道	2,000 500	2	200	9	0.3	未成	無	H6	ダム水田	1 3	ha
114	北南沢	名取市	愛 島	北南沢	7					1	100	9	0.15	未成	無	H6			
115	樽水	名取市	高 館	栗師	3			県道	300	15	500	23	0.75	既成	有	S61			

6－1 海岸災害危険箇所（漁港区域内海岸保全区域指定箇所）〔宮城県〕

漁港名	漁港種別	管理者	所在市町名	指定年月日	県告示番号	事業種別	保全区域延長(m)	要指定延長(m)	要保全延長(m)	防護面積(m)	防護人口(人)	備考
関 上	2	宮城県	名取市						0	480,000	3,366	

6－2 海岸災害危険箇所（海岸地域災害危険地区）〔仙台地方振興事務所〕

番号	沿岸名	海岸名	地区海岸名	市町村	備考
332	仙 台 湾	名 取	東 須 賀	名 取 市	
333	仙 台 湾	名 取	名 取	名 取 市	

7 農業用ため池危険箇所〔仙台地方振興事務所〕

番号	地区名	所在地	受益面積 (ha)	事業概要	概算事業費 (千円)	備 考
1	滝 の 沢	名取市	A=35	余水吐、取水施設工	35,000	
2	長 堤	名取市	A=1.0	斜樋、余水吐	700	
3	西 野 田	名取市	A=1.5	〃	700	
4	北 野	名取市	A=1.0	〃	800	
5	宮 下 堤	名取市	A=1.9	〃	1,000	
6	寺 堤 1	名取市	A=1.0	〃	800	
7	蛙 沼	名取市	A=1.9	〃	800	
8	達 中 前	名取市	A=1.0	〃	800	
9	山 下 堤	名取市	A=4.9	余水吐工	7,000	
10	山下堤 (2)	名取市	A=4.9	洪水吐工	5,000	県単農業用ため池H8
11	新 田 沢	名取市	A=4.5	余水吐工、取水施設工	3,000	県単農業用ため池H9
12	温 水	名取市	A=4.3	余水吐、取水施設	4,000	

8 道路災害危険箇所

事業区分	道路種別	路線名	所 在 地			危険内容
一般道路	主要地方道	仙台岩沼線	名取市		大字西台	擁 壁
一般道路	主要地方道	仙台村田線	名取市		大字今成	落石・崩壊
一般道路	一般県道	名取村田線	名取市		大字高館川上	橋梁基礎の洗掘

9 急傾斜崩壊危険区域指定箇所

箇所番号	箇所名	所 在 地	告示年月日	告示番号
349	西里の2	植松四丁目	H1. 11. 6	告示第 1398 号

10 砂防関係施設の現況

水系	河川名	溪流名	砂防施設
名取川水系	名取川	東昌浦沢	東昌浦沢砂防ダム
		小畑沢	小畑沢砂防ダム
	増田川	滝沢沢	滝沢沢砂防ダム
		増田川	増田川砂防ダム
		増田川	七沢砂防ダム
		網太郎沢	網太郎沢砂防ダム

土砂災害防止法第8条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設

土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設は、下表のとおり。
土砂災害の種別は、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊

No.	施設種別	施設名	所在地
1	高齢者福祉・介護福祉施設	介護老人保健施設なとり	高館熊野堂字岩口下 1-2
2	高齢者福祉・介護福祉施設	グループホームおうじゅ	高館熊野堂字岩口下 26-2
3	児童福祉施設	館腰児童センター	植松 3 丁目 1-19
4	児童福祉施設	ゆりが丘児童センター	ゆりが丘 4 丁目 1
5	児童福祉施設	相互台児童センター	相互台 1 丁目 27-5
6	児童福祉施設	那智が丘児童センター	那智が丘 2 丁目 1-2
7	教育機関	ふたば幼稚園	飯野坂 5 丁目 2-1
8	教育機関	館腰小学校	植松 1 丁目 2-17
9	教育機関	不二が丘小学校	名取が丘 6 丁目 11-1
10	教育機関	相互台小学校	名取市相互台 1 丁目 27-1
11	教育機関	那智が丘小学校	那智が丘二丁目 1-1
12	教育機関	ゆりが丘小学校	ゆりが丘 3 丁目 21
13	教育機関	仙台高等専門学校名取キャンパス	愛島塩手字野田山 48
14	教育機関	宮城県立名取支援学校	高館吉田字東真坂 6-11
15	医療施設	名取熊野堂病院	高館熊野堂字岩口下 68-1

- ・要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設をいう。
- ・地域防災計画に、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、必要な訓練その他措置に関する計画を作成しなければならない。
- ・この規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。
また、変更したときも同様とする。

名取市水防協議会条例

(平成11年12月17日 条例第24号)

名取市水防協議会条例（昭和30年名取市条例第42号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項及び第5項の規定に基づき、名取市水防協議会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 本市に、名取市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数等）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、26人以内とする。

2 関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者である委員の任期は、任命又は委嘱されたときの役職である期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会務）

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（議長）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

（会議）

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にされた許可等の処分その他の行為又は許可等の申請その他の行為は、この条例の施行の日以後における改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前において納入することとなっている使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に改正前の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会は、改正後の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会として同一性をもって存続するものとする。

6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成14年9月25日条例第28号）

この条例は、平成14年11月11日から施行する。

附 則（平成18年3月15日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

重要水防区域一覧

1 国土交通大臣管理河川等の重要水防区域箇所

(1) 東北地方整備局仙台河川国道事務所管内

重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評価種別 及び 図面番号	令和7年度評価				対策水防 工 法 名	変更理由等	水 防 警 報 対象観測所	担当 分団	出張所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B					
名取川	0.8 + 150 3.4	閑上(上)・ 右岸	越水 15		2,442 2,442			警戒巡視 避難誘導	一連区間のうち一番低い 箇所は1.4k付近	名取橋	閑上	名取川 出張所
	2.6 + 55 3.0	閑上(上) 右岸	基礎地盤 漏水 16		340 0			釜段工 月の輪工	評価基準改定による	名取橋	閑上	
	2.8 + 40 2.8 151	閑上(上) 右岸	堤体漏水 17		111 0			月の輪工 木流し工	評価基準改定による	名取橋	閑上	
	10.8 11.4 + 180	熊野堂 右岸	基礎地盤 漏水 28		760 760			釜段工 月の輪工	評価基準改定による	名取橋	高館	
	11.6 12.0	熊野堂 右岸	越水 29		500 500			警戒巡視 避難誘導	一連区間のうち一番低い 箇所は11.8k付近	名取橋	高館	

重要水防要注意区間調書

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和7年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	担当分団	出張所
				工事施行(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸閘(箇所)					
名取川	2.4	閑上(上)右岸	破堤箇所要8		— —		シート張工 木流し工	S25.8破堤延長不明	名取橋	閑上	名取川出張所
	2.8 + 40 3.0	閑上(上)右岸	破堤箇所要9		— —		釜段工 月の輪工		名取橋	閑上	
	2.8 + 90	閑上(上)右岸	破堤箇所要10		— —		シート張工 木流し工	S25.8破堤延長不明	名取橋	閑上	
	10.2 +110 10.6	熊野堂右岸	旧川跡要13		280 280		釜段工 月の輪工		名取橋	高館	

「特定の区間」調書

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
名取川	0.0k 12.0k	閑上右岸 高館熊野堂右岸	12.00km	特1	名取橋・広瀬橋	仙台市・名取市	名取川出張所

注) 特定区間：国土保全上、国民経済上特に重要な水系として指定される一級水系の直轄管理区間の内、破堤氾濫した場合に甚大な被害(被災人口1万5千人)が予想される区間

2 宮城県知事管理河川等の重要水防区域箇所

(1) 仙台土木事務所管内

水系名	河川名	左右岸 の 別	現 況	字	令和7年度評 定						予 想 される 危 険	対策水防 工 法 名	関連工事	担 当 分 団	摘 要
					評 価 種 別	堤防		工作物		要注意 区 間					
						A (m)	B (m)	A	B						
阿武隈川	五間堀川	左・右	有堤	岩沼市押分 名取市堀内	堤防高	1,200					越水	積土のう工	広域基幹	岩沼市 館腰	

出典：令和~~6~~7年度 名取市水防計画書

水防法に基づき定める要配慮者利用施設一覧

- ・水防法第15条第1項第4号の規定に基づき定める要配慮者利用施設
- ・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者施設は、下表のとおり。
- ・浸水想定対象河川は、名取川水系（名取川・広瀬川・増田川・川内沢川）及び阿武隈川水系（阿武隈川・志賀沢川・五間堀川）とする。（※管理番号は避難確保計画等の管理用番号）

No.	施設種別	施設名	所在地	管理番号
1	高齢者福祉・介護福祉施設	特別養護老人ホームうらやす	下余田字鹿島86－5	水1
2	高齢者福祉・介護福祉施設	老人保健施設ライフケアセンター名取	増田字柳田 8	水2
3	高齢者福祉・介護福祉施設	幸留館デイサービスセンター	大手町二丁目6－12	水4
4	高齢者福祉・介護福祉施設	シャーマゾン・サロン・プラザ	増田一丁目5－6	水6
5	高齢者福祉・介護福祉施設	本郷デイサービスセンターふるさと	本郷字町田46	水7
6	高齢者福祉・介護福祉施設	リハビリ特化型デイサービスリハニック名取	植松四丁目17－29	水8
7	高齢者福祉・介護福祉施設	ライフケアセンター名取デイサービスセンター	増田字柳田37－ 3	水9
8	高齢者福祉・介護福祉施設	セントケア館腰デイサービス	植松字錦田44－1	水11
9	高齢者福祉・介護福祉施設	バイタルケア名取	下余田字鹿島10	水13
10	高齢者福祉・介護福祉施設	さふらんフィット名取	下余田字鹿島10	水14
11	高齢者福祉・介護福祉施設	デイサービスセンターときわ	下余田字鹿島86－ 5	水16
12	高齢者福祉・介護福祉施設	ツクイ名取美田園	美田園五丁目4－3	水17
13	高齢者福祉・介護福祉施設	デイサービスセンターにこトピア名取	大手町六丁目3－2	水18
14	高齢者福祉・介護福祉施設	ケアハウスうらやす	下余田字鹿島86－5	水19
15	高齢者福祉・介護福祉施設	ウェルフェア美田園	美田園三丁目1－ 1	水20
16	高齢者福祉・介護福祉施設	グループホームうらやす	下余田字鹿島86－5	水21
17	高齢者福祉・介護福祉施設	グループホームもも太郎さん（本郷）	本郷字町田79	水22
18	高齢者福祉・介護福祉施設	看護小規模多機能ホーム はなもも	美田園五丁目9－5	水23
19	高齢者福祉・介護福祉施設	シルバーピュア名取Ⅰ	美田園八丁目1－3	水24
20	高齢者福祉・介護福祉施設	シルバーピュア名取Ⅱ	美田園八丁目 1－5	水 25
21	高齢者福祉・介護福祉施設	シルバーピュア名取Ⅲ	美田園八丁目 16－5	水 26
22	高齢者福祉・介護福祉施設	ココロハウス名取	増田二丁目 1－24	水 27
23	高齢者福祉・介護福祉施設	シニアパシオン名取Ⅰ	美田園八丁目 17－16	水 28
24	高齢者福祉・介護福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅 プレシオーソなとり	美田園五丁目 13－1	水 29
25	高齢者福祉・介護福祉施設	ナーシングホームあかり	手倉田字堰根 356	水 30
26	高齢者福祉・介護福祉施設	RickyHouse	上余田字千刈田 902－1	水 31

No.	施 設 種 別	施 設 名	所 在 地	管理 番号
27	高齢者福祉・介護福祉施設	ホームふるさと	本郷字大門 6-1	水 32
28	高齢者福祉・介護福祉施設	特別養護老人ホーム松陽苑	手倉田字八幡 80-1	水 107
29	高齢者福祉・介護福祉施設	レッツ倶楽部名取	手倉田字諏訪466番地の1	水123
30	高齢者福祉・介護福祉施設	名取フレイルケアセンター	増田1-5-12-2F洞口・佐藤クリニック	水124
31	児童福祉施設	増田保育所	増田 1 丁目 8-33	水 33
32	児童福祉施設	閑上保育所	閑上西二丁目 11	水 34
33	児童福祉施設	名取みたぞのこども園	美田園五丁目 3-5	水 35
34	児童福祉施設	名取あけぼのこども園	増田六丁目 1-40	水 36
35	児童福祉施設	手倉田くじら保育園	大手町二丁目 2-5	水 37
36	児童福祉施設	認定こども園名取ひよこ園	美田園三丁目 25-2	水 38
37	児童福祉施設	スクルドエンジェル保育園なとり園	上余田字千刈田 886-1	水 39
38	児童福祉施設	杜せきのしためぐみ保育園	増田字後島 455	水 40
39	児童福祉施設	保育ルームクレヨン kids	増田四丁目 5-25	水 41
40	児童福祉施設	キッズフィールド杜せきのした駅前園	杜せきのした二丁目 6-3	水 42
41	児童福祉施設	キッズフィールドみたぞの園	美田園五丁目 12-6	水 43
42	児童福祉施設	本郷小規模保育所	本郷字矢口 84	水 45
43	児童福祉施設	キッズフィールド第2みたぞの園	美田園五丁目 3-9	水 46
44	児童福祉施設	ヤクルト名取つばめ保育園	植松字宮島 77	水 47
45	児童福祉施設	杜せきのした愛の杜保育園	増田字後島 455	水 48
46	児童福祉施設	認定こども園 なとり幼稚園・なとり保育園（幼稚園部）	増田三丁目 8-8	水 49
47	児童福祉施設	認定こども園 なとり幼稚園・なとり保育園（保育園部）	増田三丁目 7-28	水 50
48	児童福祉施設	増田西児童センター	手倉田字堰根 275	水 51
49	児童福祉施設	増田西児童センター高館分館	高館吉田字長六反 117-3	水 52
50	児童福祉施設	愛島児童センター	愛島笠島字弁天 19-3	水 53
51	児童福祉施設	増田児童センター	増田三丁目 9-56	水 54
52	児童福祉施設	下増田児童センター	美田園 7 丁目 23-1	水 55
53	児童福祉施設	閑上児童センター	閑上西二丁目 9	水 56
54	児童福祉施設	閑上わかばこども園	閑上西二丁目 12	水 57
55	児童福祉施設	イオンゆめみらい保育園名取	杜せきのした五丁目 3-1	水 58

No.	施 設 種 別	施 設 名	所 在 地	管理 番号
56	児童福祉施設	もりのなかま保育園名取増田園	増田三丁目 9-40	水 60
57	児童福祉施設	KID' s ROOM	上余田字千刈田 886-1 ABE コーポ 102	水 61
58	児童福祉施設	ペンギンインターナショナルスクール	杜せきのした五丁目 31-11	水 62
59	児童福祉施設	さふらんキッズ	下余田字鹿島 10	水 63
60	児童福祉施設	ペンギンナーサリースクール	美田園六丁目 3-4	水 64
61	児童福祉施設	ひよこのゆめ	美田園三丁目 14-7	水 65
62	児童福祉施設	ぷらむ館腰こども園	植松三丁目 2-14	水 66
63	障がい者福祉施設	NPO 法人スマイル・ワン/就労準備型 放課後等デイサービスピノキオハウス	植松三丁目 9-23	水 67
64	障がい者福祉施設	(社福) みのり会/はーもにいはうす	飯野坂一丁目 4-43	水 69
65	障がい者福祉施設	(株)アオバヤホールディングス/スパーク ランド名取	増田字柳田 85-5	水 70
66	障がい者福祉施設	(社福) みずほ/うらやす	下余田字鹿島 86-5	水 72
67	障がい者福祉施設	(株)ゼンシン/テラグラッサ	高館吉田字前沖 75-18	水 73
68	障がい者福祉施設	(株)ゼンシン/アバンツアーレスポーツ	高館吉田字前沖 75-18	水 74
69	障がい者福祉施設	(一社) こねくと/ラ・フリーズ	高館川上字八反 3-5	水 75
70	障がい者福祉施設	(一社) 悠優会/AndYou なとり	手倉田字八幡 182-1	水 76
71	障がい者福祉施設	(株)ゲンマ/MAKANA	上余田字千刈田 508-1	水 77
72	障がい者福祉施設	(社福) 名取市社会福祉協議会/ 友愛作業所	増田一丁目 7-28	水 79
73	障がい者福祉施設	(社福) みのり会/みのり園	増田一丁目 8-34	水 81
74	障がい者福祉施設	(社福) むそう/まるっとますだ	増田八丁目 1-51	水 82
75	障がい者福祉施設	(一社) こねくと/wara	大手町六丁目 4-1	水 83
76	障がい者福祉施設	(一社) 東北復興プロジェクト/ ロクファームアタラタ	杜せきのした 5 丁目 31-1	水 84
77	障がい者福祉施設	きらきらひかる(株)/みいんななかよし もりせきのした	杜せきのした 5 丁目 31-1 ロクファームアタラタ 内	水 85
78	障がい者福祉施設	(株)リーベン/桂實苑	本郷字東六軒 132-1	水 86
79	障がい者福祉施設	(NPO) 名取メンタルヘルス協会/小泉荘	下余田字中荷 627-15	水 87
80	障がい者福祉施設	(NPO) 名取メンタルヘルス協会/高橋荘	増田一丁 1-31 目	水 88
81	障がい者福祉施設	(NPO) 名取メンタルヘルス協会/大内荘	下余田字飯塚 536	水 89
82	障がい者福祉施設	(NPO) 名取メンタルヘルス協会/きら く、あん	下余田字中荷 627-15	水 90
83	障がい者福祉施設	(一般社団) ライトハウス/らいとはう す名取	増田三丁目 10-26	水 91

No.	施 設 種 別	施 設 名	所 在 地	管理 番号
84	障がい者福祉施設	(株)中川/日本重症心身障害児支援協会 多機能型ステーション 望 名取	美田園六丁目 3-5-101	水 108
85	障がい者福祉施設	(株)ラシエル/グループホーム R A S I E L 名取	大手町六丁目 2-6	水110
86	障がい者福祉施設	アビリティーズジャスコ(株)/アビリティーズ ジャスコ杜せきのしたセンター	杜せきのした 5 丁目 3-1 1 イオンモール名取 3 階	水111
87	障がい者福祉施設	(株)ミツイ/リッキーガーデン名取駅前	手倉田八幡 4 2 8-1 コンフォート 1 号館 A 号室	水114
88	障がい者福祉施設	は一とふる農園名取	下増田字北原東370	水118
89	障がい者福祉施設	(社福)みのり会/るばーと、らるご	上余田字千刈田582-1	水119
90	障がい者福祉施設	(社福)みのり会/るばーと	増田字柳田379-1	水120
91	障がい者福祉施設	(株)丸福山田屋/こぼんはうすさくら名 取教室	飯野坂一丁目1-2	水122
92	障がい者福祉施設	(学)寿なとり学園/なとり児童発達支 援センター	増田三丁目8-8	水125
93	障がい者福祉施設	(株)しれとこ/障がい者グループホーム みんなの家	増田三丁目10-25	水126
94	障がい者福祉施設	(株)スマイルゲートパートナーズ/スマイル オオ美田園	美田園五丁目4-4	水127
95	障がい者福祉施設	(株)ラシエル/グループホーム RASIEL 美 田園	名取市美田園5丁目4番地 4	水128
96	障がい者福祉施設	合同会社千仁会/ロビンズエッグ名取 店	上余田字千刈田866-1	水129
97	教育機関	増田小学校	増田三丁目 9-20	水 96
98	教育機関	増田西小学校	手倉田字堰根 330	水 97
99	教育機関	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 34	水 98
100	教育機関	下増田小学校	美田園七丁目 23-3	水 99
101	教育機関	高舘小学校	高舘吉田字長六反 117-3	水 100
102	教育機関	増田中学校	増田字柳田 230	水 101
103	教育機関	第二中学校	高舘吉田字吉合 90	水 102
104	教育機関	閑上小中学校	閑上西一丁目 25	水 103
105	教育機関	宮城県農業高等学校	高舘吉田字吉合 66	水 104
106	教育機関	名取北高等学校	増田字柳田 103	水 105
107	教育機関	まなウェルみやぎ	美田園二丁目 1-4	水 106

都市公園一覽

地区	番号	公園種別	公園名称	所 在 地	公園面積 (㎡)	供用開始日
増田西	1	街区公園	手倉田公園	大手町五丁目 2 番地	2,875	S51.4.1
	2	街区公園	大手町一丁目公園	大手町一丁目 8 番地	1,026	S55.3.24
	3	街区公園	大手町四丁目公園	大手町四丁目 17 番地	1,305	S55.3.24
	4	街区公園	大手町六丁目公園	大手町六丁目 8 番地	1,541	S55.3.24
	5	街区公園	箱塚公園	箱塚一丁目 258	798	S55.3.24
	6	街区公園	堰根公園	手倉田字堰根 738	856	H 8. 6.1
	7	街区公園	小山 1 号公園	小山三丁目 103	604	H 8. 6.1
	8	街区公園	小山 2 号公園	小山三丁目 1	1,502	H 8. 6.1
	9	街区公園	田高南公園	田高字南 565	1,157	H 8. 6.1
	10	街区公園	大手町二丁目公園	大手町二丁目 5-1	2,348	H10.11.12
	11	街区公園	導伝寺公園	手倉田字八幡 494-14	174	H28.3.31
	12	街区公園	八幡北公園	手倉田字八幡 488-1 他	130	H28.3.31
	小計		12 ヶ所		14,316	
増田	13	街区公園	増田公園	増田三丁目 555-1	440	S55.3.24
	14	街区公園	鹿島田 1 号公園	飯野坂一丁目 54-4,45-16	310	S55.3.24
	15	街区公園	鹿島田 2 号公園	飯野坂一丁目 33-3	262	S55.3.24
	16	街区公園	先井成公園	増田六丁目 69-9	184	H 8. 6.1
	17	街区公園	増田五丁目公園	増田五丁目 916	354	H 8. 6.1
	18	街区公園	増田七丁目公園	増田七丁目 705	575	H 8. 6.1
	19	街区公園	柳田 1 号公園	増田字柳田 692	303	H 8. 6.1
	20	街区公園	市の坪公園	上余田字市の坪 472-15	317	H 8. 6.1
	21	街区公園	増田三丁目公園	増田三丁目 310-8,310 一 16	228	H 8. 6.1
	22	街区公園	増田一丁目公園	増田一丁目 171-3,171-5 の一部	209	H20.3.14
	23	街区公園	市ノ坪一号公園	上余田字市の坪 42-25,42-26	838	H 8. 6.1
	24	街区公園	千刈田一号公園	上余田字千刈田 845-21	405	H 8. 6.1
	25	街区公園	千刈田二号公園	上余田字千刈田 747-2	517	H 8. 6.1
	26	街区公園	千刈田三号公園	上余田字千刈田 998-28,998-29	322	H 8. 6.1
	27	街区公園	千刈田四号公園	上余田字千刈田 590-4	454	H 8. 6.1
	28	街区公園	千刈田五号公園	上余田字千刈田 71-5,71-4	399	H 8. 6.1
	29	街区公園	増田六丁目一号公園	増田六丁目 75-3	104	H 8. 6.1
	30	街区公園	本町西すこやか公園	増田二丁目 517,518	778	H 8. 6.1
	31	街区公園	飯野坂北公園	増田二丁目 504-1,507-1	461	H10.11.12
	32	街区公園	北谷公園	増田字北谷 186-6,186-8,192-2	477	H12.5.1
	33	街区公園	千刈田 6 号公園	上余田字千刈田 798-10	139	H15.5.20
	34	街区公園	本町中央公園	増田一丁目 3-8-3	96	H16.3.31
	35	街区公園	増田八丁目公園	増田八丁目 389-31,389-33	626	H17.11.1
	36	街区公園	増田七丁目第二公園	増田七丁目 380-44,380-45	545	H26.3.31
	37	街区公園	千刈田7号公園	上余田字千刈田 401 番 21、401 番 22	296	H30.3.31

地区	番号	公園種別	公園名称	所 在 地	公園面積 (㎡)	供用開始日
	38	街区公園	市ノ坪 2 号公園	上余田字市坪 569 番	795	H30.11.1
	小計		26 ヶ所		10,434	
名取が丘	39	街区公園	名取が丘一丁目公園	名取が丘一丁目2-14	281	S55.3.24
	40	街区公園	飯野坂公園	名取が丘一丁目2-18	356	S55.3.24
	41	街区公園	名取が丘東公園	名取が丘一丁目70-13	537	S55.3.24
	42	街区公園	望洋台公園	名取が丘二丁目1-77	1,061	S55.3.24
	43	街区公園	手倉田山公園	名取が丘四丁目1-173, 88-3	3,970	S55.3.24
	44	街区公園	名取が丘中央公園	名取が丘四丁目1-102	1,763	S55.3.24
	45	街区公園	名取が丘五丁目公園	名取が丘五丁目38-85	464	S55.3.24
	46	街区公園	山の前公園	名取が丘五丁目101-2	1,602	S55.3.24
	47	街区公園	不二が丘公園	名取が丘六丁目1-2	740	S55.3.24
	48	街区公園	大木戸公園	名取が丘三丁目1-123	946	S55.3.24
	49	総合公園	十三塚公園	手倉田山地内	177,023	S57.7.15
	50	街区公園	不二見晴台公園	名取が丘六丁目1-224	379	H 8.6.1
	51	街区公園	箱塚堤公園	箱塚一丁目173-22	215	H 8.6.1
	52	街区公園	名取が丘二丁目公園	名取が丘二丁目166-63, 166-64	263	H8.6.1
	53	街区公園	望洋台二号公園	名取が丘二丁目1-91	223	H 8.6.1
	54	街区公園	箱塚二丁目公園	箱塚二丁目150-212	598	H 8.6.1
	55	街区公園	はこづかなかよし公園	箱塚二丁目146-33	240	R2.3.31
	小計		17 ヶ所		190,661	
館腰	56	街区公園	大木戸花壇公園	名取が丘三丁目1-230	1,020	S55.3.24
	57	街区公園	植松西公園	植松四丁目504-26,511-1	325	S55.3.24
	58	街区公園	町東公園	飯野坂六丁目95-2,95-3	340	S55.3.24
	59	街区公園	平方公園	小山一丁目18-2	309	H 8. 6.1
	60	街区公園	土府公園	飯野坂二丁目144-31	474	H 8.6.1
	61	街区公園	飯野坂山公園	飯野坂五丁目216-18	374	H 8. 6.1
	62	街区公園	植松北公園	植松二丁目371	664	H 8. 6.1
	63	街区公園	植松四丁目公園	植松四丁目311-19,311-20	300	H 8.6.1
	64	街区公園	本郷公園	本郷字大門66-7	369	H 8.6.1
	65	街区公園	焼野公園	本郷字焼野203-19,303-21	588	H 8.6.1
	66	街区公園	南前田一号公園	植松三丁目746	2,055	H 8. 6.1
	67	街区公園	南前田二号公園	植松四丁目956	960	H 8.6.1
	68	街区公園	南竹1号公園	堀内字南竹287-10,288-6	353	H 8. 6.1
	69	街区公園	飯野坂中央公園	飯野坂六丁目304	558	H 8.6.1
	70	街区公園	かえで公園	飯野坂四丁目2-3,2-2	309	H 9. 3.28
	71	街区公園	北前田さわやか公園	植松三丁目845	500	H 9. 3.28
	72	街区公園	モチノキ公園	植松四丁目724-24	261	H10.4.14
	73	街区公園	飯野坂五丁目公園	飯野坂五丁目8	477	H23.8.22
	74	街区公園	雲南公園	飯野坂五丁目7-32,7-33	440	H26.3.31

地区	番号	公園種別	公園名称	所在地	公園面積 (㎡)	供用開始日
	75	街区公園	大門公園	本郷字大門134番7、134番29	527	R3.3.31
	小計		20ヶ所		11,203	
高館	76	街区公園	野来1号公園	高館吉田字野来42-2	440	H 8. 6.1
	77	街区公園	野来2号公園	高館吉田字野来65-22	498	H 8. 6.1
	78	街区公園	前沖第一公園	高館吉田字前沖191-48	492	H 8. 6.1
	79	街区公園	前沖2号公園	高館吉田字前沖 75-71,75-72,66-13,75-112,75-116	1,662	H14. 6.1
	80	街区公園	吉田1号公園	高館吉田字中在家11-9	300	H10.11.12
	81	街区公園	野来3号公園	高館吉田字野来48-21	359	H18.9.13
	82	街区公園	前沖3号公園	高館吉田字前沖107-5	306	H28.3.31
	83	街区公園	元木きのこ公園	田高字原73-3,73-4	369	H29.3.31
	84	街区公園	前沖4号公園	高館吉田字前沖2番35、2番36	283	H29.3.31
	85	街区公園	やまぼうし公園	高館吉田字野来	371	H29.3.31
	86	街区公園	前沖5号公園	高館吉田字前沖15番33	574	H30.3.31
	小計		11ヶ所		5,654	
相互台	87	街区公園	相互公園	相互台四丁目7-3	6,943	H 2.4.1
	88	街区公園	みはらし公園	相互台四丁目地内	2,788	H 3. 4.1
	89	街区公園	なかよし公園	相互台二丁目16-10	2,494	H 3. 4.1
	90	街区公園	さんさん広場公園	相互台一丁目6-16	732	H 5.4.1
	91	街区公園	すくすく広場公園	相互台二丁目6-7	500	H 5. 4.1
	92	街区公園	いきいき公園	相互台三丁目21	3,981	H 4. 3.31
	93	近隣公園	ハミングの森	相互台三丁目112-1	16,804	H 5.4.1
	94	街区公園	きらきら広場公園	相互台四丁目23-7	499	H 5.4.1
	95	街区公園	あおぞら公園	相互台東二丁目18-195	2,379	H16.7.16
	96	街区公園	わんぱく公園	相互台東二丁目18-196	3,829	H16.7.16
	97	街区公園	桜坂公園	相互台東一丁目28-324	5,513	H16.7.16
	小計		11ヶ所		46,262	
ゆりが丘	98	街区公園	ふれあい広場公園	ゆりが丘一丁目11-15	1,501	H 2. 4.1
	99	街区公園	木もれび公園	ゆりが丘二丁目123,124	1,509	H 3. 4.1
	100	街区公園	ひだまり公園	ゆりが丘二丁目148,ゆりが丘三丁目178	3,354	H 3.4.1
	101	近隣公園	海に見える丘公園	ゆりが丘五丁目100外,6-11	73,918	H 4.3.31
	102	街区公園	竹の子公園	ゆりが丘五丁目126-19	3,102	H 5. 4.1
	103	街区公園	うるおい公園	ゆりが丘一丁目18-60	208	H21.9.7
	小計		6ヶ所		83,592	
みどり台	104	街区公園	かじか公園	みどり台一丁目141	2,746	H 8. 6.1
	105	街区公園	うさぎ公園	みどり台一丁目102	565	H 8. 6.1
	106	街区公園	くわがた公園	みどり台二丁目92	1,470	H 9. 3.28
	107	街区公園	たんぽぽ公園	みどり台二丁目69	1,524	H 9. 3.28
	108	街区公園	あかがし公園	みどり台三丁目13	4,228	H 9. 3.28
	109	街区公園	むくどり公園	みどり台二丁目56	2,161	H 9.3.28
	110	街区公園	みどり台さくら公園	みどり台2丁目4-6	311	H28.3.31
	小計		7ヶ所		13,005	

地区	番号	公園種別	公園名称	所在地	公園面積 (㎡)	供用開始日
那智が丘	111	街区公園	つつじ公園	那智が丘二丁目24番	2,496	H 3. 4.1
	112	街区公園	すぎのき公園	那智が丘三丁目 7番16	3,001	H 3. 4.1
	113	街区公園	けやき公園	那智が丘四丁目21番	2,498	H 5.4.1
	114	緑道	大門緑道	那智が丘二丁目、四丁目地内	3,326	H 3.4.1
	115	街区公園	ゆりのき公園	那智が丘一丁目21番4	1,788	H 5.4.1
	116	街区公園	もみじ公園	那智が丘一丁目23番9	1,441	H 5. 4.1
	117	近隣公園	那智が丘中央公園	那智が丘四丁目20番	14,172	H 5.4.1
	118	街区公園	しらかし公園	那智が丘五丁目13-57, 大門山 35-217	166	H 9.3.28
	小計		8ヶ所		28,888	
下増田	119	街区公園	よこて公園	杉ヶ袋字横手 263-16	229	H15.12.4
	120	特殊公園	広浦防災公園	下増田字広浦 158 番 2 他	16,110	H30.11.1
	121	特殊公園	北釜防災公園	下増田字屋敷 20 番 1 他	32,396	H30.11.1
	小計		3ヶ所		48,735	
愛島台	122	街区公園	南公園	愛島台二丁目14-7	2,755	H 9. 3.28
	123	緑道	大沢通り緑道	愛島台二丁目3-22,2-11,10-37	3,096	H9.3.27
	124	街区公園	東公園	愛島台六丁目14-1	3,713	H10.4.14
	125	緑道	棟ノ木通り緑道	愛島台六丁目地内	3,784	H10.4.14
	126	近隣公園	中央公園	愛島台二丁目 101-27,101-28,401-37	46,126	H11.6.5
	小計		14ヶ所		59,474	
愛島	127	街区公園	にじが丘公園	愛の杜二丁目70	2,780	H14.6.1
	128	街区公園	あさひ公園	愛の杜一丁目68	2,524	H14.6.1
	129	街区公園	ゆうやけ公園	愛の杜二丁目72-1	2,604	H16.3.31
	130	街区公園	あいの杜公園	愛の杜二丁目71	2,529	H16.3.31
	131	街区公園	さくら公園	愛の杜一丁目69	1,715	H16.3.31
	132	街区公園	愛島の郷公園	愛島郷二丁目61	2,500	H20.3.1
	133	街区公園	かぐや姫公園	愛島郷二丁目89	6,259	H22.4.12
	134	街区公園	こなら公園	愛島郷一丁目51	2,500	H26.3.31
	135	街区公園	野田公園	愛島郷一丁目64	2,500	H26.3.31
	小計		14ヶ所		25,911	
美田園	136	街区公園	美田園四季の公園	美田園七丁目52	2,501	H19.3.18
	137	街区公園	美田園風の音公園	美田園六丁目38	2,503	H20.4.4
	138	街区公園	美田園ふれあい公園	美田園三丁目74	4,086	H20.4.4
	139	近隣公園	美田園中央公園	美田園八丁目52	22,575	H20.7.25
	140	街区公園	美田園雷神塚公園	美田園五丁目69	2,500	H21.2.20
	141	街区公園	美田園香り公園	美田園三丁目73	2,500	H21.4.17
	142	街区公園	美田園実り公園	美田園一丁目18	1,300	H21.8.25
	143	街区公園	きずな公園	美田園北9-7	1,960	H28.3.31
	144	街区公園	希望の広場公園	美田園北1-11	1,290	H28.3.31
	小計		9ヶ所		41,215	

地区	番号	公園種別	公園名称	所 在 地	公園面積 (㎡)	供用開始日
杜せきのした	145	街区公園	杜さくら公園	杜せきのした五丁目89	2,778	H20.3.22
	146	街区公園	杜せきのした公園	杜せきのした二丁目16	2,928	H20.3.22
	147	街区公園	杜すこやか公園	杜せきのした五丁目88	2,501	H20.6.21
	148	近隣公園	杜せきのした中央公園	杜せきのした五丁目87	10,824	H21.4.27
	149	街区公園	杜なごみ公園	杜せきのした三丁目18	809	H21.4.27
	150	街区公園	やくしの杜公園	杜せきのした四丁目10	1,266	H21.4.27
	小計		6ヶ所		21,106	
閑上	151	街区公園	高柳けんこう公園	高柳字圭田 281-51	419	H29.3.31
	152	特殊公園	名取市震災メモリアル公園	閑上五丁目 142 他	32,954	R2.3.31
	153	特殊公園	名取市墓地公園	小塚原字中島 2 番 1 他	102,000	R2.3.31
	154	街区公園	あんどん松公園	閑上西一丁目 13-1	2,144	R3.3.31
	155	街区公園	閑上西公園	閑上西二丁目 13-1	3,127	R3.3.31
	156	街区公園	鶴塚公園	閑上西二丁目 31-1	2,174	R3.3.31
	157	街区公園	かもめ公園	閑上中央一丁目 1-1	2,610	R3.3.31
	158	街区公園	閑上中央公園	閑上中央一丁目 35-1	5,000	R3.3.31
	159	街区公園	閑上ふれあい公園	閑上中央一丁目 17-1	3,595	R3.3.31
	小計		9ヶ所		154,023	
	合計		159ヶ所		754,679	

名取市防災行政無線一覧

名取市移動系防災行政無線

令和8年3月31日現在

番号	無線種別	識別信号 (免許状の呼出名称)	設置場所
1	基地局	ぼうさいなとり	名取市役所 7階 空調機械室
2	遠隔制御器（統制台）		名取市役所 3階 無線放送室
3	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 3階 政策企画課
4	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 4階 防災安全課
5	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 土木課
6	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 下水道課
7	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 都市計画課
8	遠隔制御器（指令卓）		名取市役所 2階 水道事業所
9	半固定型移動局	ぼうさいなとりしょうがいぐしゅうか	仙台法務局名取出張所2階 生涯学習課
10	半固定型移動局	ぼうさいなとりがっこうきょういくか	仙台法務局名取出張所2階 学校教育課
11	半固定型移動局	ぼうさいなとりたかだてじょうすいじょう	高館浄水場 2階 事務室
12	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだこうみんかん	増田公民館 4階 事務室
13	半固定型移動局	ぼうさいなとりしomasだこうみんかん	下増田公民館 1階 事務室
14	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりあげこうみんかん	閑上公民館 1階 事務室
15	半固定型移動局	ぼうさいなとりたてこしこうみんかん	館腰公民館 1階 事務室
16	半固定型移動局	ぼうさいなとりなとりがおかこうみんかん	名取が丘公民館 1階 事務室
17	半固定型移動局	ぼうさいなとりめでしまこうみんかん	愛島公民館 1階 事務室
18	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだにしこうみんかん	増田西公民館 1階 事務室
19	半固定型移動局	ぼうさいなとりたかだてこうみんかん	高館公民館 1階 事務室
20	半固定型移動局	ぼうさいなとりなががおかこうみんかん	那智が丘公民館 1階 事務室
21	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりがおかこうみんかん	ゆりが丘公民館 1階 事務室
22	半固定型移動局	ぼうさいなとりそうごだいこうみんかん	相互台公民館 1階 事務室
23	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだしょう	増田小学校 2階 職員室
24	半固定型移動局	ぼうさいなとりしomasだしょう	下増田小学校 2階 職員室
25	半固定型移動局	ぼうさいなとりたてこししょう	館腰小学校 1階 職員室
26	半固定型移動局	ぼうさいなとりふじがおかしょう	不二が丘小学校 2階 職員室
27	半固定型移動局	ぼうさいなとりめでしましょう	愛島小学校 1階 職員室
28	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだにししょう	増田西小学校 2階 職員室
29	半固定型移動局	ぼうさいなとりたかだてしょう	高館小学校 1階 職員室
30	半固定型移動局	ぼうさいなとりなががおかしょう	那智が丘小学校 1階 職員室
31	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりがおかしょう	ゆりが丘小学校 1階 職員室
32	半固定型移動局	ぼうさいなとりそうごだいしょう	相互台小学校 2階 職員室
33	半固定型移動局	ぼうさいなとりますだちゅう	増田中学校 2階 職員室
34	半固定型移動局	ぼうさいなとりだいいちちゅう	第一中学校 2階 職員室
35	半固定型移動局	ぼうさいなとりだいにちゅう	第二中学校 2階 職員室
36	半固定型移動局	ぼうさいなとりみどりだいちゅう	みどり台中学校 2階 職員室
37	半固定型移動局	ぼうさいなとりゆりあげしょうちゅう	閑上小中学校 2階 職員室
38	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう1	防災安全課（パジェロ 8143）
39	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう2	総務課（パジェロミニ 6237）
40	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう3	総務課（ボンゴ 2636）
41	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう4	総務課（ライズ 1944）
42	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう5	土木課（エクストレイル 8528）

43	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 6	土木課 (ヴェゼル 3 6 9 4)
44	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 7	土木課 (リベロ 3 1 0 6)
45	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 8	土木課 (C R - V 5 5 5 2)
46	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 9	下水道課 (エクストレイル 6 4 6 4)
47	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 0	水道事業所 (ADバン 1 5 8 6)
48	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 1	水道事業所 (ADバン 3 1 1 4)
49	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 2	水道事業所 (ADバン 3 1 1 5)
50	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 3	水道事業所 (エブリイ 1 1 0 4)
51	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 4	水道事業所 (タント 4 9 8 1)
52	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 5	水道事業所 (バジエロ 3 8 6 0)
53	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 6	水道事業所 (給水車 3 9 3 3)
54	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 7	水道事業所 (サクシード 3 6 3 3) ※高 館浄水場
55	車載型移動局	ぼうさいなとりしゃりょう 1 8	水道事業所 (プロボックス 2 7 2) ※高 館浄水場
56	携帯型移動局	ぼうさいなとりけいたい 1	名取市役所 4階 防災安全課
57	IP無線連動装置		名取市役所 7階 空調機械室

番号	無線種別	配置場所	設置場所
1	携帯型IP無線	名取市役所 防災安全課	名取市役所 4階 防災安全課
2	携帯型IP無線	名取市役所 防災安全課	名取市役所 4階 防災安全課
3	携帯型IP無線	サイクルスポーツセンター	サイクルスポーツセンター
4	回線制御装置	名取市役所	名取市役所

名取市防災無線局管理運用規程

(平成3年5月1日 規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、防災行政無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(無線局)

第2条 防災行政連絡の用に供するため、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)第2条第5号に規定する無線局(以下「無線局」という。)を設置する。

2 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第3条 無線局の管理及び運用を統轄するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、防災安全課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者)

第4条 無線局に、法第2条第6号に規定する無線従事者(以下「無線従事者」という。)を置く。

2 無線従事者は、管理責任者の命を受け、無線局の円滑な運用を確保するとともに、法第60条に規定する業務書類等の整理保存を行う。

(通信の種類)

第5条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別通信 災害の場合等で特に緊急を要するときに行う通信

(2) 普通通信 特別通信以外の通信

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、普通通信を禁止するなど通信の制限を行うことができる。

(事故の場合の措置)

第7条 機器の故障その他の事故のため無線局が通信を行うことができなくなった場合は、無線従事者は、速やかにその旨を管理責任者に報告するとともに、修復に必要な措置をとらなければならない。

(機器の点検整備)

第8条 管理責任者は、無線局の正常な機能を維持するため、必要に応じて点検整備を行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

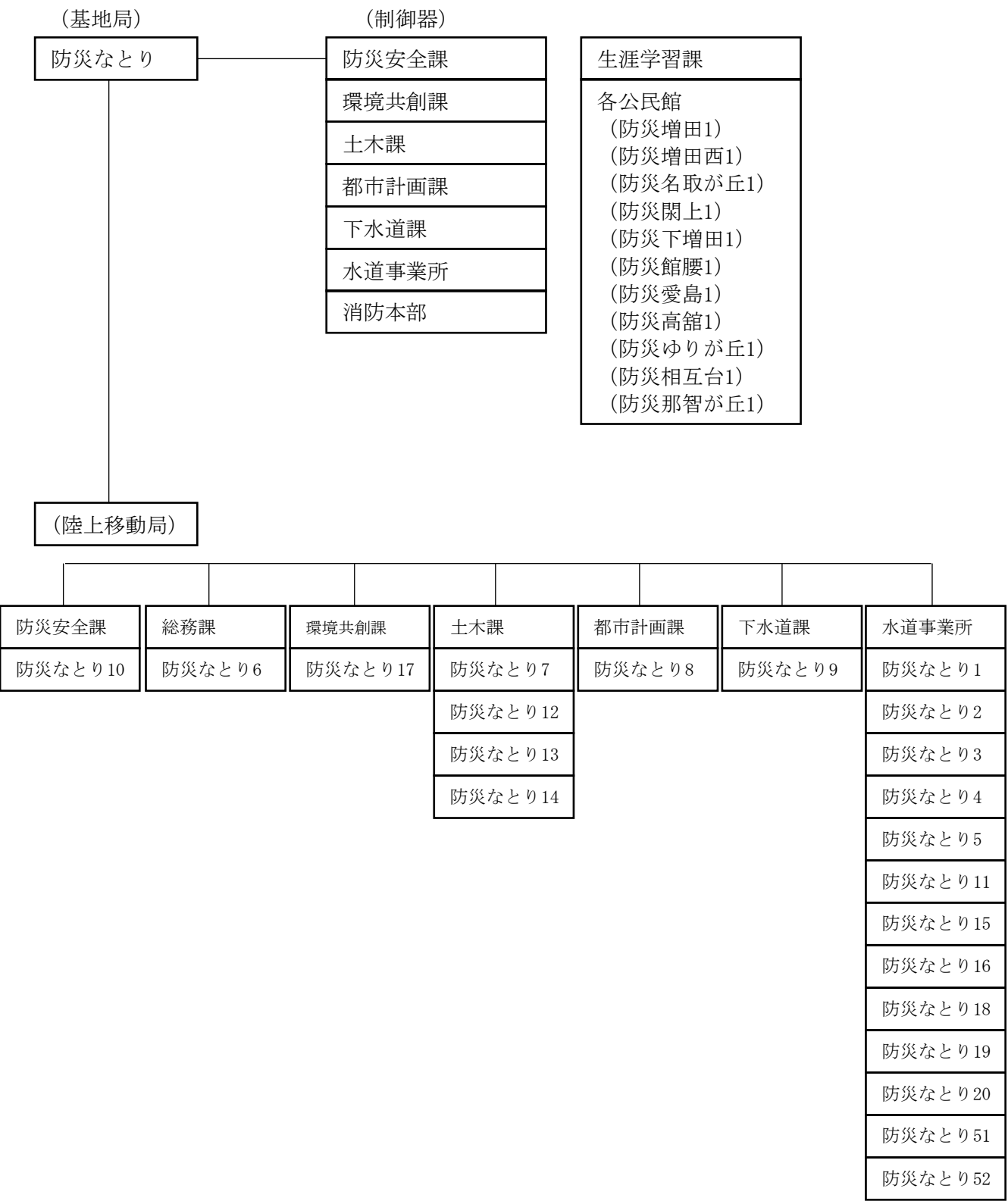
附 則 (平成18年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月28日訓令第6号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）



名取市災害対策本部条例

(昭和38年3月29日条例第4号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、名取市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月17日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

名取市災害対策本部設置運営要綱

(平成8年5月30日名取市告示第46号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、名取市災害対策本部条例(昭和38年名取市条例第4号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、名取市災害対策本部(以下「災対本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、次の場合に災対本部を設置する。

- (1) 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (2) 名取市で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- (3) 宮城県に記録的短時間大雨情報又は名取市に大雨特別警報が発表されたとき。
- (4) 市域で広範囲な災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。
- (5) その他特に市長が必要と認めたとき。

2 災対本部は、原則として名取市役所本庁舎に設置する。

3 災対本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと市長が認めたときに廃止する。

4 市長は、災対本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関に連絡するとともに、市民に周知するものとする。

(副本部長及び本部員)

第3条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、両副市長をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会計管理者
- (2) 名取市部設置条例(平成5年名取市条例第1号)に定める部の長
- (3) 消防長
- (4) 教育長及び教育部長
- (5) 議会事務局長
- (6) 水道事業所長

(本部会議)

第4条 災対本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

4 条例第2条第2項の規定により、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(組織及び分掌事務)

第5条 災対本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、別表第2に掲げる事務を分掌する。

2 部に条例第3条第3項に定める部長のほか、副部長、班長及び副班長を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 部に本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と災対本部との連絡調整事務に従事する。

(現地災害対策本部の設置及び廃止)

第7条 市長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該災害現場等に条例第4条第1項に規定する現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間又は現地本部の設置の必要性がなくなったと市長が認めるまでの間設置するものとする。

(現地災害対策本部長等)

第8条 条例第4条第1項に規定する現地災害対策本部長は災害対策本部副部長のうちから、同項に規定する現地災害対策本部員その他の職員は災害対策本部員及び各部に所属する職員のうちから、本部長が指名する。

(現地本部の組織等)

第9条 前2条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定めるものとする。

(非常配備体制)

第10条 本部長は、災対本部を設置した場合、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第5号の規定により災対本部を設置したときの非常配備については、関係部の所要人員で災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施するものとし、状況によっては前項の非常配備に移行するものとする。

3 部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

(緊急参集)

第11条 配備職員は、休日若しくは勤務時間外において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知覚したときは、自発的に所属班に参集し、又は所属班に連絡を取り、上司の指示を受けるものとする。

2 災対本部設置前における警戒配備については、別に定めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

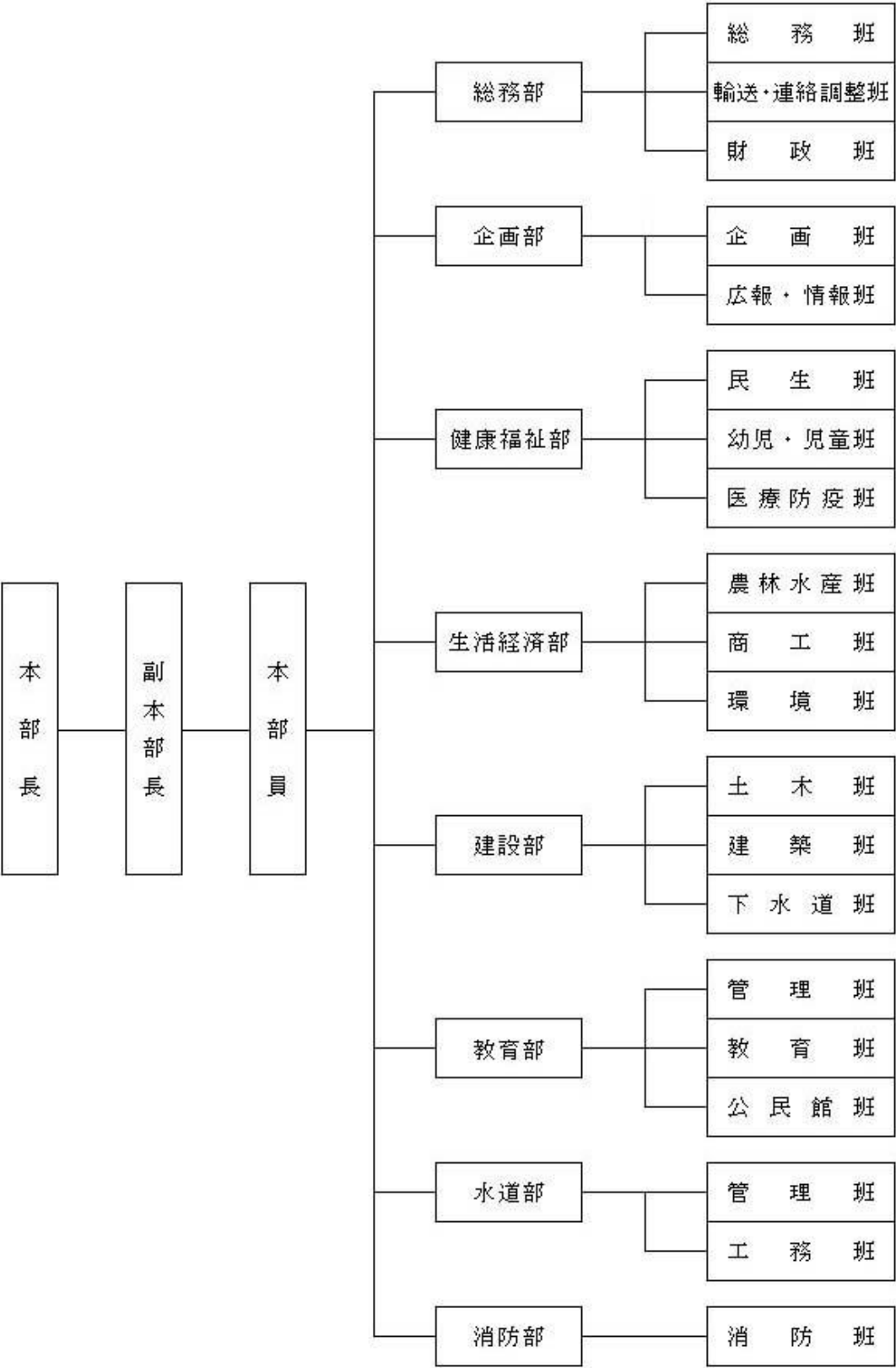
附 則(令和5年3月31日告示第57号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月30日告示第57号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)
災害対策本部編成図



別表第2(第5条関係)
災害対策本部業務分担表

所属部	所属班	事務分掌	担当課等
総務部 ◎総務部長 ○総務部次長	総務班 ◎防災安全課長 ○総務課長	1 災对本部の開設及び閉鎖に関する事。 2 災对本部の運営及び総合調整に関する事。 3 気象情報、被害通報等の受領及び伝達に関する事。 4 自衛隊及び防災ヘリの派遣要請に関する事。 5 防災無線の統制に関する事。 6 避難所の開設命令、避難勧告等に関する事。 7 交通整理及び交通規制の連絡調整に関する事。 8 部内の統括及び連絡調整に関する事。 9 災対各部間の職員の応援に関する事。 10 庁有車両の手配に関する事。 11 職員の健康管理、厚生及び給食に関する事。 12 職員の被災状況の確認に関する事。 13 災害統計の総括に関する事。 14 他の班に属さない事。	防災安全課 総務課 工事検査監
	輸送・連絡調整班 ◎税務課長 ○議会事務局長	1 災害時における応急資材及び物資の輸送に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 各種行政委員会との連絡調整に関する事。	税務課 議会事務局 (財政課) (会計課)
	財政班 ◎財政課長 ○会計管理者	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事。 2 災害関係の予算措置に関する事。 3 市有財産の被害調査に関する事。 4 義援金等の受入れに関する事。 5 輸送・連絡調整班の応援に関する事。	財政課 会計課
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
企画部 ◎企画部長 ○企画部次長	企画班 ◎政策企画課長 ○市民協働課長	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事。 2 市民からの災害情報の収集、管理及び分析に関する事。 3 政府、国会及び県に対する要請事項に関する事。 4 県その他機関との連絡調整に関する事。 5 部内の統括及び連絡調整に関する事。 6 生活必需品、食料等の調達・供給・配分に関する事。 7 支援物資の受入、集積及び配送に関する事。 8 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 9 他の班に属さない事。	政策企画課 市民協働課
	広報・情報班 ◎なとりの魅力 創生課長 ○デジタル政策 課長	1 災害広報活動の総括に関する事。 2 災害情報、安否情報等の市民への提供に関する事。 3 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。 4 災害記録写真その他災害関係の広報資料の収集及び提供 に関する事。 5 電子計算機の災害予防及び応急復旧に関する事。 6 外国人の支援に関する事。	なとりの魅力 創生課 デジタル政策 課

所属部	所属班	事務分掌	担当課等
健康福祉部 ◎健康福祉部 長 ○健康福祉部 次長	民生班 ◎社会福祉課長 ○こども支援課 長 ○介護長寿課長 ○保険年金課長	1 避難所の連絡員及び避難所収容に関する事 2 市有避難所以外の避難所の開設及び避難所の管理運営に 3 避難所の管理運営に関する事 4 炊出しに関する事 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関する 6 日本赤十字社との連絡調整に関する事 7 災害ボランティアに関する事 8 災害時要支援者に関する事 9 部内の統括及び連絡調整に関する事	社会福祉課 こども支援課 介護長寿課 保険年金課 監査委員事務 局 選挙管理委員 会事務局 学校給食セン ター
	幼児・児童班 ◎こども支援課 長補佐 ○各保育所長 ○各児童センタ ー館長 ○若竹園長	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 施設利用者の相談に関する事	保育所 児童センター 若竹園
	医療防疫班 ◎保健センター 所長 ○保健センター 所長補佐	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 医療機関との連絡調整に関する事 3 救護所の管理及び救護活動に関する事 4 被災者の保健対策・精神衛生に関する事 5 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事 6 医療ボランティアの活動調整に関する事 7 防疫対策に関する事	保健センター
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
生活経済部 ◎生活経済部 長 ○生活経済部 次長	農林水産班 ◎農林水産課長 ○農林水産課長 補佐	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 農林業関係の応急対策及び被害調査に関する事 3 災害時における農業行政の総括に関する事 4 出入港及び船舶の応急対策に関する事 5 水産関係の応急対策及び被害調査に関する事 6 部内の統括及び連絡調整に関する事	農林水産課 農業委員会事 務局
	商工班 ◎商工観光課長 ○商工観光課長 補佐	1 商工関係の被害調査に関する事 2 燃料の調達に関する事	商工観光課
	環境班 ◎環境共創課長 ○市民課長	1 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事 2 し尿・ごみ処理計画に関する事 3 がれき・残骸物処理に関する事 4 遺体の収容及び埋火葬等に関する事 5 消毒薬剤等の確保及び配分に関する事	環境共創課 市民課

所属部	所属班	事務分掌	担当課等
建設部 ◎建設部長 ○建設部次長	土木班 ◎土木課長 ○土木課長補佐	1 土木関係の応急対策及び被害調査に関する事 2 道路の啓開に関する事(道路の障害物の除去及び緊急輸送ルートの確保に関する事。) 3 道路、橋梁、河川及び急傾斜地の被害状況の把握に関する事 4 民間建設業者との連絡調整に関する事 5 重機等の借り上げに関する事 6 部内の統括及び連絡調整に関する事	土木課
	建築班 ◎都市計画課長 ○都市開発課長	1 災害建築物の応急対策に関する事 2 都市公園施設の被害状況の把握に関する事 3 公営住宅の応急対策及び被害調査に関する事 4 各種建築物の被害状況の把握に関する事 5 応急住宅等の確保に関する事 6 被災建築物の応急危険度判定に関する事	都市計画課 都市開発課
	下水道班 ◎下水道課長 ○下水道課長補佐	1 下水道関係の応急対策及び被害調査に関する事 2 仮設トイレ対策に関する事	下水道課
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
教育部 ◎教育部長 ○教育部次長	管理班 ◎教育総務課長 ○文化・スポーツ課長	1 文教施設の応急対策及び被害調査に関する事 2 所管の避難所の開設及び避難所の管理運営に関する事 3 部内の統括及び連絡調整に関する事 4 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事	教育総務課 文化・スポーツ課 市史編さん室
	教育班 ◎学校教育課長 ○学校教育課長補佐	1 被災児童及び生徒の把握及び措置に関する事 2 文教施設の利用に関する事 3 応急教育の実施に関する事 4 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事	学校教育課 小学校 中学校 義務教育学校
	公民館班 ◎生涯学習課長 ○公民館長	1 地域における災害情報の受領及び伝達に関する事 2 地域住民への情報提供に関する事 3 所管の避難所の開設及び避難所の管理運営に関する事 4 所管施設の保全及び利用者の保護に関する事	生涯学習課 公民館 図書館
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
水道部 ◎水道事業所長 ○水道事業所技術管理者 ○水道事業所長補佐	管理班 ◎水道総務係長 ○建設係長	1 上水道の応急対策及び被害調査に関する事 2 災害復旧対策に関する事 3 部内の統括及び連絡調整に関する事	水道事業所
	工務班 ◎給配水係長 ○料金係長 ○浄水係長	1 給水施設の応急対策に関する事 2 給水作業に関する事	
所属部	所属班	事務分掌	担当課等
消防部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防班 ◎総務課長 ○警防課長 ○予防課長 ○消防署長	1 災害時における消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条の任務に関する事	消防本部 総務課 警防課 予防課 消防署

備考

- この表において所属部の欄中「◎」は部長を、「○」は副部長を示し、所属班の欄中「◎」は班長を、「○」は副班長を示す。
- この表において担当課等の欄中「()」で示す課等は、他班からの応援班を示す。

名取市災害警戒配備要領

(平成8年名取市訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この要領は、名取市災害対策本部設置運営要綱(平成8年名取市告示第46号)第11条第2項の規定に基づき、災害対策本部設置前における警戒配備に関し必要な事項を定めるものとする。

(警戒配備体制)

第2条 警戒配備体制は、次のとおりとする。

(1) 警戒配備(0号配備) 異常気象その他の原因により災害に対する警戒が必要であると、防災安全課長が認めたとき。

(2) 警戒本部(1号配備) 異常気象その他の原因により警戒体制を強化する必要があると、総務部長が認めたとき。

(3) 特別警戒本部(2号配備) 異常気象その他の原因により特に警戒体制を強化する必要があると、総務部を担任する副市長が認めたとき。

2 警戒配備の時期及び配備内容は、別表第1のとおりとする。

(警戒本部等の組織)

第3条 警戒本部及び特別警戒本部(以下「警戒本部等」という。)の組織は、別表第2のとおりとする。

(災害対策連絡会議)

第4条 本部長は、必要に応じて災害対策に関する事項を協議するため、災害対策連絡会議を開催する。

(緊急参集)

第5条 配備職員は、休日若しくは勤務時間外において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを知覚したときは、自発的に所属部課に参集し、又は所属部課に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

(警戒配備体制の解除)

第6条 防災安全課長は、災害の危険が解消したと認めたときは、警戒配備を解くものとする。

2 総務部長又は総務部を担任する副市長は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は災害対策本部が設置されたときは、警戒本部等を廃止するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、警戒本部等に関し必要な事項は本部長が、警戒配備に関し必要な事項は、防災安全課長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年6月1日から施行する。

(名取市災害警戒本部設置運営要領の廃止)

2 名取市災害警戒本部設置運営要領(平成4年名取市庁訓第1号)は、廃止する。

附 則(平成18年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日訓令第10号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月2日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月31日訓令第6号)

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和8年3月30日訓令第4号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

警戒配備の時期及び配備内容

区分	配備時期	配備内容
警戒配備 (0号配備)	1 名取市で震度4の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表されたとき。 3 その他特に防災安全課長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。
警戒本部 (1号配備)	1 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に総務部長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。
特別警戒本部 (2号配備)	1 名取市で震度5弱・強の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、局地的な災害が発生し、又は広範囲な災害の発生が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 4 その他特に総務部を担任する副市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。

別表第2（第3条関係）

警戒本部等の組織

1 警戒本部（1号配備）

職名	充当職	職務
本部長	総務部長	市長の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副本部長	総務部次長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	防災安全課長	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理、その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
事務局次長	防災安全課長補佐	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	防災安全課職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
その他の職員	関係部課職員	関係部課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

2 特別警戒本部（2号配備）

職名	充当職	職務
本部長	総務部を担任する副市長	市長の命を受け、特別警戒本部の事務を統括する。
副本部長	総務部を担任する副市長以外の副市長 総務部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、総務部を担任する副市長以外の副市長がその職務を代理する。総務部を担任する副市長以外の副市長にも事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。
事務局長	防災安全課長	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
事務局次長	防災安全課長補佐	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	防災安全課職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
その他の職員	関係部課職員	関係部課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

警戒本部等の組織

区 分	大雨・洪水・土砂災害等	地 震	津 波	備 考
警戒配備 【0号配備】	(大雨・洪水警報等) 1 防災安全課 2 土木課 3 都市計画課 4 下水道課	(震度4) 同 左 【注意】 原則的に自主的に参集するものとする。		【配備体制】 ・防災安全課対応
警戒本部 【1号配備】	(大雨・洪水警報等) 1 各部長 2 総務課 3 財政課 4 政策企画課 5 なとりの魅力創生課 6 社会福祉課 7 こども支援課 8 土木課 9 都市計画課 10 農林水産課 11 下水道課 12 水道事業所 13 教育総務課 14 学校教育課 15 生涯学習課 16 文化・スポーツ課		(津波注意報) 1 各部長 2 総務課 3 財政課 4 政策企画課 5 デジタル政策課 6 社会福祉課 7 介護長寿課 8 農林水産課 9 商工観光課 10 土木課 11 教育総務課 12 生涯学習課 13 なとりの魅力創生課	【本部配備体制】 本部長:総務部長 副本部長:総務部次長 事務局長:防災安全課長 事務局次長:防災安全課長補佐 事務局職員:防災安全課職員 その他の職員:関係部課職員
特別警戒本部 【2号配備】	(大雨・洪水警報等) ・課長以上の職にある者 (全課)	(震度5弱・強) 同 左 【注意事項】 <u>原則として自主参集</u>		【本部配備体制】 本部長:総務部を担任する副市長 副本部長:総務部を担任する副市長以外の副市長 総務部長 事務局長:防災安全課長 事務局次長:防災安全課長補佐 事務局職員:防災安全課職員 その他の職員:関係部課職員
災害対策本部 【3号配備】	(記録的短時間大雨情報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、市長が必要と認めたとき) ・全職員	(震度6弱以上) ・全職員 【注意事項】 <u>原則として自主参集</u>	(津波警報・大津波警報) ・全職員	【本部配備体制】 名取市災害対策本部設置運営要綱による

(令和8年4月1日現在)

災害時応援協定一覧

1 名取市：行政機関との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	S38. 4	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	警察通信設備の利用等	宮城県警察本部
2	H4. 4	漁港施設の操作及び保守に関する協定	漁港施設（防潮水門）の操作及び保守	宮城県塩釜漁港事務所
3	H16. 7	災害時における宮城県市町村相互応援協定	災害時県内市町村による相互応援に関する協定	宮城県、宮城県市長会、宮城県町村会
4	H18. 3	釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達	国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所
5	H18. 9	樽水ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	樽水ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達	宮城県仙台地方ダム総合事務所
6	H20. 11	災害時相互応援に関する協定	災害時相互応援	新宮市
7	H21. 9	災害時の情報交換に関する協定（リエゾン含む）	災害時の情報交換	国土交通省東北地方整備局
8	H22. 9	大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	空港が所在する協定市における大規模災害等の発生時の相互応援	千歳市、花巻市、岩沼市 伊丹市、大村市、霧島市
9	H25. 4	災害時相互応援に関する協定	災害時相互応援	上山市
10	H25. 7	災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書	災害時において避難場所として利用すること	宮城県総合教育センター
11	H25. 11	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定	災害時において避難所として利用すること	宮城県教育委員会
12	H25. 12	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	災害時における広域圏内の相互応援	福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏、置賜広域行政圏の市町村
13	H28. 9	原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書	原子力災害等の発生時における東松島市民の受入れ	東松島市
14	H31. 2	名取市・半田市災害時相互応援協定	災害時相互応援	半田市

2 名取市消防本部：他消防等との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	S48. 3	消防相互応援協定	大規模災害、特殊火災に際しての相互応援	仙台市、塩釜市、泉市、多賀城市、岩沼市、宮城町、松島町、七ヶ浜町、利府町、秋保町、塩釜地区消防事務組合
2	S57. 5	名取市消防本部と仙台市ガス局、名取市農業協同組合とのガス災害対策に関する業務協定	ガスに起因する火災及び漏洩等の事故の防止と早期鎮圧	仙台市ガス事業管理者 名取市農業協同組合
3	S63. 7	東北自動車道宮城県消防相互応援協定	東北自動車道における災害等に係る消防相互及び日本道路公団との相互応援	仙台市、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、黒川地域消防組合
4	H31. 4	宮城県広域消防相互応援協定	大規模災害に際しての相互応援	宮城県、仙台市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合
5	H31. 4	宮城県広域航空消防応援協定	宮城県が所有する防災ヘリコプターの応援に関する協定	宮城県、仙台市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合
6	H6. 3	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定	仙台東部道路及び仙台南部道路における災害時、消防相互間の応援協定	仙台市
7	H28. 7	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	仙台空港及びその周辺における航空機火災、若しくはその他の火災又は緊急事態に際しての消火救難活動に関する協定	仙台国際空港株式会社、仙台市、岩沼市
8	H26. 11	災害発生における消防活動に関する応援協定	災害発生時において高所作業車の消防活動協力	名取電気工事災害協力会

3 名取市 民間団体との災害時応援協定一覧

NO	締結日	協定名	内 容	締結先
1	H10.9	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	応急生活物資の供給	みやぎ生活協同組合
2	H15.12	サッポロビール株式会社 仙台工場上水道給水に関する覚書	大規模災害時応急飲料水の提供	サッポロビール株式会社 仙台工場
3	H16.6	災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書	災害時の資機材提供、応急救護、緊急事の燃料優先供給	名取市防災安全協会
4	H17.2	自然災害時における愛玩動物の保護に関する協定	災害時の愛玩動物の保護	宮城県獣医師会中央支部
5	H17.12	災害時における応急措置及び復旧活動に関する協定	災害時の応急普及活動、資機材の提供	名取市災害応急措置協力会
6	H19.1	災害時における支援協力に関する協定	災害時において緊急物資調達及び運搬	イオン株式会社 (現イオンリテール株式会社 イオンスタイル名取)
7	H19.1	災害時応援協定	避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力	株式会社ダイヤモンドシティ (現イオンモール株式会社 イオンモール名取)
8	H19.3	災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定	災害時において、一部の建物及び校庭を避難場所として提供また応急救済に係る活動協力	学校法人 尚綱学院
9	H20.6	災害時における施設使用に関する協定	災害時において、災害用トイレの施設利用	扇屋商事株式会社
10	H20.6	電力設備災害復旧に関する協定	電力設備復旧のための支援、協力等	東北電力株式会社岩沼営業所 (現東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター)
11	H22.1	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	倒壊、焼失した建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬等への協力	宮城県解体工事業協同組合
12	H22.6	災害時非常通信協力に関する協定	アマチュア無線を活用した災害情報の収集及び伝達	名取アマチュア無線クラブ
13	H22.12	災害時応援協定	災害情報の収集、避難誘導など災害時の初動対応に関する協力	同和警備株式会社
14	H22.12	災害時応援協定	災害時の避難場所の提供及び避難所等への仮設プロパンガスの提供に関する協力	仙南ガス株式会社
15	H23.1	災害時応援協定	公園、緑地、道路等の被害状況の確認、倒木等の除去に関する協定	宮城県造園建設業協会 名取分会

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
16	H24. 1	災害時における物資供給に関する協定	災害時における、土嚢袋、スコップ等の作業用品などの調達に関する協力	NPO法人コメリ 災害対策センター
17	H24. 4	災害時における物資供給に関する協定	災害時におけるダンボールベッドなどの調達に関する協力	東北カートン株式会社
18	H24. 8	災害時応援協定	災害関連情報の収集・伝達などに関する協力	宮城県隊友会名取支部
19	H25. 3	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	津波時の一時避難施設に関する協力	仙台国際空港株式会社
20	H25. 5	災害時の医療救護活動に関する協定	医療救護活動に伴う医療救護班の派遣に関する協力	名取市医師会
21	H25. 5	災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定	医療救護活動に伴う薬剤師の派遣に関する協力	岩沼薬剤師会名取ブロック会
22	H25. 5	災害時における放送要請に関する協定	災害時の情報伝達、災害広報に関する協力	仙台CATV株式会社
23	H25. 11	災害時における下水道施設復旧支援に関する協定	災害時における下水道施設の応急排水、応急復旧	名取建友クラブ
24	H26. 2	災害時における物資輸送及び保管施設の運営等に関する協定	災害時の物資輸送、保管施設の運営協力	ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店 (現ヤマト運輸株式会社 名取支店)
25	H26. 3	災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定	避難所へのLPガスとガス関連機器などの供給に関する協定	宮城県エルピーガス協会 仙南第三支部 (現宮城県LPガス協会 仙南第三協議会)
26	H26. 6	特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書	特設公衆電話の事前設置及び利用	東日本電信電話株式会社
27	H27. 3	災害時における放送に関する協定	災害時の他の放送に優先する臨時災害放送の実施	NPO法人 エフエムなとり
28	H27. 4	災害時等における水道施設復旧応援に関する協定	災害時の水道施設復旧	名取市管工事業協同組合
29	H27. 8	災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書	市内の被災状況、避難状況の情報収集及び情報交換	名取市内郵便局 (現日本郵便株式会社 名取郵便局)
30	H27. 8	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	歯科医療救護活動に関する協力	一般社団法人岩沼歯科医師会
31	H27. 11	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	災害時の発電機等レンタル機材の供給	株式会社カナモト
32	H28. 3	災害時における物資の供給に関する協定書	災害時における医薬品等の物資の調達に関する協定	株式会社バイタルネット
33	H28. 3	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動の実施に関する協定	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター
34	H28. 3	災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動の実施に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
35	H29. 5	名取市消防本部と仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定	ガスに起因する事故の未然防止及び災害発生時の早期鎮圧に関する協定	仙南ガス株式会社
36	H29. 11	災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書	なとり幼稚園の園児等対象の一時避難施設としての提供及び使用協力に関する協定	学校法人寿なとり学園
37	H30. 5	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	災害発生時の消防用水の供給に関する協定	仙台地区生コンクリート協同組合
38	H30. 5	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	災害発生時の消防用水の供給に関する協定	株式会社タイハク
39	H30. 12	災害時における無人航空機を活用した情報収集及び物資輸送等に関する協定	災害時の無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等の協力	有限会社公楽開発
40	R1. 8	災害時における支援協力に関する協定	災害時における食料品・飲料水等物資の供給及び輸送	株式会社伊藤チェーン
41	R2. 3	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	駐車場施設の車両一時避難場所としての提供に関する協力	株式会社トライアルカンパニー
42	R2. 4	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定書	電動車両及び給電装置の貸与に関する協力	宮城三菱自動車販売株式会社
43	R2. 6	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の一時避難施設の使用に関する協力	真言宗智山派弘誓寺
44	R2. 7	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書	災害時の一時避難施設の使用及び物資の提供に関する協力	アークランドサカモト株式会社（ホームセンタームサシ名取店）
45	R2. 7	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の立体駐車場の使用に関する協力	株式会社マルタマ（まるたま名取店）
46	R2. 8	災害時における協力に関する協定書	災害時の緊急物資の輸送及び一時避難施設の使用に関する協力	公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部
47	R2. 10	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	災害時のキッチンカーによる物資の供給に関する協力	一般社団法人宮城キッチンカー協会 株式会社伊藤チェーン
48	R2. 10	災害時における物資供給に関する協定書	災害時における段ボール製品等の物資の供給に関する協力	株式会社トーモク仙台工場
49	R2. 10	みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	災害時の屋上駐車場の使用に関する協力	みやぎ生活協同組合 株式会社太白地所

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
50	R3. 2	災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書	災害時の一時避難施設の使用に関する協力	セントラルスポーツ・H A C H I ・ホテル佐勘共同企業体
51	R3. 2	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書	災害時の名取愛島店の一時避難施設としての使用及び物資の提供に関する協力	株式会社ヨークベニマル
52	R3. 2	災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書	災害時の市民活動支援センターの一時避難施設としての使用に関する協力	特定非営利活動法人パートナーシップなとり
53	R3. 3	みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書	災害時の屋上駐車場の使用に関する協力	みやぎ生活協同組合 タイムズ24株式会社
54	R3. 3	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書	災害時に要配慮者等の宿泊施設としての提供に関する協力	ルートインジャパン株式会社
55	R3. 9	航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書	捜索又は救助のための無人航空機の飛行に係る連絡体制確保及び航行の安全確保	仙台空港事務所
56	R4. 5	水道施設等災害時に関する協定書	災害時における水道施設等の応援復旧活動に関する協力	水 i n g A M株式会社東北支店
57	R4. 11	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協力	三協フロンテア株式会社
58	R5. 3	災害時における施設使用等に関する協定書	災害時の避難場所としての使用等に関する協力	独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校
59	R5. 10	災害時における輸送の協力に関する協定書	災害時の各種輸送等に関する協力	大新東株式会社
60	R6. 4	名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	災害時のボランティアセンターの設置・運営及びボランティア活動の円滑化に関する協力	社会福祉法人 名取市社会福祉協議会
61	R6. 5	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書	災害時の避難施設として貨物車両通行スペースの一部提供に関する協力	名取特定目的会社 三井不動産株式会社東北支店
62	R6. 5	災害時における飲料水の供給に関する協定書	災害時の避難所へのウォーターサーバー及び水の供給に関する協力	株式会社ホラグチ
63	R6. 5	災害時における飲料水の供給に関する協定書	災害時の避難所へのウォーターサーバー及び水の供給に関する協力	白ゆり商事株式会社 株式会社ウォーターネット仙台

N0	締結日	協定名	内 容	締結先
64	R6. 5	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	災害時に必要なレンタル機材の提供	三恵商事株式会社 (ダスキンレントオール)
65	R7. 3	災害時における物資供給に関する協定書	災害時に必要な物資の提供	プラス株式会社ジョインテックスカンパニー
66	R7. 10	災害時における福祉避難所の設置運営に係る協定書	福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援等に関する協定	社会福祉法人宮城福社会
				社会福祉法人みずほ
				社会福祉法人愛の郷
				医療法人仁泉会
				医療法人社団洞口会
				社会福祉法人みのり会
67	R7. 12	災害時等における車両の移動等に関する協定書	車両の移動、保管等に係る支援協力	エートス協同組合
68	R8. 1	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書	災害時に仮設トイレ等その他保有する機材の優先提供	旭ハウス工業株式会社
69	R8. 3	災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定	災害時の駐車場の使用に関する協力	D C M株式会社名取店

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定について

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関し、名取市長と宮城県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお同法第79条の規定に基づく警察通信設備の使用に関する事務の取扱についても本協定を準用する。

昭和38年4月1日

名 取 市 長
宮 城 県 警 察 本 部 長

災害対策基本法施行令第22条にもとづく協定

第1 名取市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定によるものとする。

第2 名取市長が法第57条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第3 名取市長が法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は原則として当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官等（別添「通信統制官等の指定」参照）に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等をしようとする警察通信設備
- 2 使用等をしようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第4 通信統制官等は当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し警察通信に到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。

この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を勘案して決定するものとする。

第5 名取市長は法第56条の規定に基づく伝達、通信又は警告を行なう場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等、警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として警察通信設備の新設もしくは、増設または通信機器の貸与は行なわないものとする。

附 則

- 1 本協定は昭和38年4月1日から適用する。

通 信 統 制 官 の 指 定

警察有線電話

県 警 察 本 部	警務部警務課長
警 察 署	各警察署長

警察無線電話

県 警 察 本 部	警備部外勤課長
基 地 局 設 置 警 察 署	各警察署長

警察無線電信

県 警 察 本 部	警務部警務課長
応 急 無 線 局 設 置 警 察 署	応急無線局設置箇所を管轄する警察署長 (警察警備本部を設置した場合は警察警備本部長)

漁港施設の操作及び保守に関する協定書

宮城県塩釜漁港事務所長（以下「甲」という。）と名取市長（以下「乙」という。）とは、閑上漁港区域内の甲の管理する漁港施設の操作及び保守について、次のとおり協定する。

- 1 操作の委託
甲は、その管理する漁港施設で別に指定するもの（以下「操作施設」という。）の操作及び保守を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 操作施設の指定
前項の指定は、操作施設一覧表（様式第1号）を甲が乙に交付することにより行うものとする。
- 3 操作施設の操作
 - (1) 操作施設の操作は、門扉等の開閉等とする
 - (2) 乙は、次の各号の一に該当する場合で、防災上操作施設の操作が必要と認められるときは、直ちに操作するものとする。
 - イ 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
 - ロ 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
 - ハ 前各号のほか、異常潮位及び河川の高水位が予測される時。
 - (3) 乙は、前項の操作を行ったときは、その旨を速やかに甲に報告するものとする。この場合において、その報告は、電話等によっても差し支えないものとする。
- 4 操作施設の保守
操作施設の保守は、同施設に対する給油等の経常的な維持補修、周辺の清掃及び整頓とし、乙は、操作施設を常に良好な状態で操作できるようにしておくものとする。
- 5 操作体制の報告
乙は、操作施設の操作体制について、毎年5月31日までに操作体制一覧表（様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 6 操作訓練
乙は、毎年1回以上、操作施設の実地訓練を行うものとする。この場合の訓練の日時は、甲乙協議して決めるものとする。
- 7 き損等の報告
操作施設のき損等を発見したときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 8 費用の負担
 - (1) 操作施設の操作及び保守に要する費用は、乙の負担とする
 - (2) 操作施設が災害を受けた場合の復旧及び補修に要する費用は、甲の負担とする。
- 9 損害の賠償
操作施設の操作及び保守に伴い損害賠償の対象となる事態が生じたときは、甲と乙とは、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとする。
- 10 その他
この協定に疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成4年4月1日

甲	宮城県塩釜漁港事務所長	印
乙	名取市長 石川 次夫	印

災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各市町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。

3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。

4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。

5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情

報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。

3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。

4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。

3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各自1通を保管するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事	浅野 史郎
宮城県市長会会長	藤井 黎
宮城県町村会会長	鹿野 文永

釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所長（以下「甲」という。）と、名取市長（以下「乙」という。）は、乙が名取市名取川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備及び河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達支援を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が乙から要請を受け警報設備等を利用して実施するものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民等に伝達する内容は、名取市名取川において乙が自ら発する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難情報等とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時等に乙が行う住民等への災害情報等の伝達を、甲が支援することに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 甲が乙の要請を受け、情報伝達を行う際の伝達方法は、次のとおりとする。

（1） 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送

（2） 甲が設置しているダム情報表示設備を用いた電光表示情報

2 前項の設備において伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備等の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲は回転灯を停止することができる。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれから改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年3月28日

甲 国土交通省東北地方整備局
釜房ダム管理所長
坂本 良三

乙 名取市長
佐々木 一十郎

別表－1

警報所一覧表

警報所名	所在地	備考
余方	宮城県名取市高館熊野堂字余方川端21－2	
高館	宮城県名取市高館熊野堂字余方下東2－8	
飛鳥	宮城県名取市高館熊野堂字余方飛鳥47－7	電光表示板付き
閑上	宮城県名取市閑上字新猿猴97－1	
藤塚	宮城県仙台市若林区藤塚字一本松95－2	

樽水ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

宮城県仙台地方ダム総合事務所長（以下「甲」という。）と、名取市長（以下「乙」という。）は、乙が名取市増田川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達支援を要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲の設置した警報設備を利用した支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が住民に伝達提供する情報の内容は、名取市増田川における乙が自ら実施する災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、洪水時における住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担を原則とする。

（伝達方法）

第4条 甲が乙の要請を受け、情報伝達を行う際の伝達方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送とする。

2 前項の設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年9月22日

甲 宮城県仙台地方ダム総合事務所長
佐藤 三喜男

乙 名 取 市 長
佐々木一十郎

別 表 - 1

警報所一覧表

警報所名	所 在 地	備 考
樽水ダム	名取市高館川上字長畑地内	
川 上	名取市高館川上字八反57	
元 中 田	名取市高館吉田字中在塚82	
手 倉 田	名取市手倉田字堰根469	
上 増 田	名取市飯野坂一丁目63番4	
耕 谷	名取市下増田字田子作165	
寺 野	名取市杉ヶ袋字寺野6	

災害時相互応援に関する協定

新宮市と名取市は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材
- (2) 応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援を必要とする期間

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

(情報及び資料の交換)

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。
- (その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年11月10日

和歌山県新宮市長

佐藤 春陽

印

宮城県名取市長

佐々木 一十郎

印

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、名取市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 名取市内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合
- 二 名取市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年9月7日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行 印

乙 名取市増田字柳田80番地
名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、空港が所在する千歳市、花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市及び霧島市（以下「協定市」という。）において、地震、暴風、豪雨その他の自然災害、大規模な火災、感染症等による被害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援等のための物資、資機材等の確保が困難なときに、協定市相互間の航空輸送による応援（以下「応援」という。）を迅速に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項に規定する物資及び資機材（以下「物資等」という。）は、原則として次条の規定による応援の要請があった際に協定市が現に保有するものに限るものとする。

(応援の要請)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条の連絡担当部局を通じ、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、電子メール等で要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、可能な範囲で応援するように努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。ただし、これにより難しいときは、応援を要請した被災市及び応援した協定市が協議の上定めるものとする。

(連絡担当部局の設置等)

第6条 協定市は、大規模災害等の発生時の連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定め、担当責任者、電話番号、電子メールアドレスその他連絡に必要な事項を他の協定市に周知するものとする。

(情報の共有)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように物資等の保有情報を共有し、相互に当該情報を確認できるようにするものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年9月24日

千歳市長	山口 幸太郎	印
花巻市長	大石 満雄	印
名取市長	佐々木 一十郎	印
岩沼市長	井口 経明	印
伊丹市長	藤原 保幸	印
大村市長	松本 崇	印
霧島市長	前田 終止	印

災害時相互応援に関する協定

上山市と名取市は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員派遣
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援を必要とする期間

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

(情報及び資料の交換)

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。
- (その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月20日

山形県上山市長 横戸 長兵衛 印

宮城県名取市長 佐々木 一十郎 印

災害時におけるまなウェルみやぎの避難場所としての利用に係る覚書

名取市（以下「甲」という。）と宮城県総合教育センター（以下「乙」という。）とは、甲が災害時においてまなウェルみやぎを甲の地域防災計画に定める避難場所として利用すること（以下「避難場所としての利用」という）について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難場所としての利用上、必要な事項を定めることを目的とする。

（責任の所在等）

第2条 避難場所としての利用上必要な業務等は、甲の責任において行うものとし、乙はまなウェルみやぎの運営に支障がない範囲で、甲に協力するものとする。

2 原則として、乙は、避難場所としての利用において発生した事故等に関する責任を負わないものとする。

3 避難場所としての利用により生じる費用は、甲が負担するものとする。

（避難場所としての利用の開始等）

第3条 避難場所としての利用の開始の判断は甲が行い、乙はまなウェルみやぎの被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由が無い場合は、これを拒むことはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙から甲に連絡する時間的余裕がない等の場合においては、乙の判断に基づき避難場所として利用を開始することができるものとする。

3 乙は、休日夜間等まなウェルみやぎに職員が不在の時間帯に発生する災害に備えて、まなウェルみやぎの開錠等、避難場所としての利用の開始に必要な業務をみやぎ教育福祉パートナーズ株式会社に依頼するものとする。

（利用期間等）

第4条 避難場所としての利用の期間は、甲が災害に係る避難勧告又は避難指示を解除するまでとする。

ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲内で期間を延長できるものとする。その場合、甲は乙への職員の派遣等、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期にまなウェルみやぎの運営を再開できるよう配慮するとともに、避難場所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（避難場所としての利用の終了等）

第5条 甲は、避難場所としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 避難場所としての利用に関して、甲の責任に帰すべき事由によりまなウェルみやぎ又は乙が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等がまなウェルみやぎ又は乙が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

（避難者の誘導等）

第6条 甲は、避難場所としての利用の終了に際して、避難者のまなウェルみやぎからの退去を誘導する職員を速やかにまなウェルみやぎに派遣するものとする。

2 乙は、まなウェルみやぎ利用者の安全確保等、まなウェルみやぎ運営に支障が無い範囲で、避難者の誘導等の支援を行うものとし、当該支援を行う職員を予め定めるものとする。

3 甲は、避難者の誘導等を支援するための地域の代表者等の予め定めるものとする。

(避難場所として利用できる範囲等)

第7条 避難場所としての利用ができる範囲は、別添図面のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は、乙の了解を得て前項に定める場所以外の場所についても避難場所としての利用ができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認めた場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難場所としての利用ができるものとする。

(避難場所としての利用に係る訓練等)

第8条 甲は、年1回以上、避難場所としての利用にかかる訓練又は関係者間の連絡調整会議等を実施するものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する訓練等に要する費用は、甲において負担するものとする。

4 第1項に規定する訓練により、避難場所としての利用方法等において問題点が明らかになった場合等は、甲は乙と協議の上必要な改善を行うものとする。

(防災無線の整備)

第9条 甲は、災害時の連絡手段として、まなウェルみやぎに防災無線を整備するものとし、乙はその設置について許可するものとする。

(手順書の作成)

第10条 避難場所としての利用の開始等に係る各関係者の具体的な役割等について、甲乙及びみやぎ教育福祉パートナーズ株式会社と協議の上、手順書として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定められた事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年7月22日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県総合教育センター 所長 石上 正敏 印

災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書

名取市（以下「甲」という。）と宮城県教育委員会（以下「乙」という。）は、宮城県内に発生した地震その他の災害時における、名取市地域防災計画に基づく避難所としての県立学校の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が県立学校を避難所として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる県立学校）

第2条 甲が避難所として利用できる県立学校は別表のとおりとする。

2 甲が別表に掲げるもののほか、県立学校を新たに避難所として利用する場合は、本協定の再締結を行うものとする。

（県立学校との覚書の締結）

第3条 甲は、県立学校を避難所として利用することについて前条に規定する県立学校と、次の掲げる事項についての覚書を締結するものとする。

（1）利用できる施設の範囲に係る事項

（2）収容できる避難住民等の数の目安に係る事項

（3）甲において行う避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）の整備に係る事項

（4）甲が実施する避難所開設の訓練等に係る事項

（5）緊急対応に関しての意志決定の方法に関する事項

（6）その他必要な事項

（避難所の設置運営等）

第4条 災害時の避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 災害時の避難所の設置運営について、第2条に規定する県立学校の校長（以下「校長」という。）は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、避難所運営マニュアルにおいて、教職員の具体的な支援内容について示すものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともに避難所運営マニュアルを整備することや避難所開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所の管理運営を担い得るよう、努めるものとする。

4 甲は、避難所の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」という。）に努めるものとし、校長は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

5 甲が行った物資の備蓄等（地域の自主防災組織が準備するものを含む。）及び校長が帰宅困難生徒等用に備蓄する物資については、災害時等において、関係法令等に反しない範囲で相互に利用できるものとする。

（開設期間等）

第5条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲内で期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、県立学校の避難所としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(避難所の終了)

第6条 甲は、県立学校の避難所としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

(使用許可等)

第7条 本協定に基づき、甲が第2条に規定する県立学校を避難所として使用する場合、校長は、教育財産管理規則（昭和55年宮城県教育委員会規則第7号）第7条の12第1号の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は同規則第11条第2項第1号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年11月29日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月29日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

(別表：第2条関連)

甲が避難所として利用できる県立学校は下記のとおりとする。

学校名	住所
宮城県名取北高等学校	宮城県名取市増田字柳田103
宮城県農業高等学校	宮城県名取市高館吉田吉合66
宮城県立名取支援学校	宮城県名取市吉田字東真坂6-11

(令和8年3月11日付協定一部変更)

福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67項第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) 避難者の一時収容のための施設の提供及び避難者の受け入れ
- (5) その他前4号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

上記協定の成立の証として、本協定書を33通作成し、5広域圏構成33市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月1日

《福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）》

福島市長	瀬戸	孝則	印
二本松市長	三保	恵一	印
伊達市長	仁志田	昇司	印
本宮市長	高松	義行	印
桑折町長	高橋	宣博	印
国見町長	高田	久雄	印
川俣町長	古川	道郎	印
大玉村長	押山	利一	印

《仙南地域広域行政圏》

白石市長	風間	康静	印
角田市長	大友	喜助人	印
蔵王町長	村梅	英輝雄	印
七ヶ宿町長	伊勢	敏雄	印
大河原町長	伊藤	英雄	印
村田町長	佐藤	茂作	印
柴田町長	滝口	修作	印
川崎町長	小山	郷雄	印
丸森町長	保科		印

《相馬地方広域市町村圏》

相馬市長	立谷	秀清	印
南相馬市長	桜井	勝延	印
新地町長	加藤	憲郎	印
飯舘村長	菅野	典雄	印

《亘理・名取広域行政圏》

名取市長	佐々木	一十郎	印
岩沼市長	井口	經明	印
亘理町長	斎藤	邦男	印
山元町長	齋藤	俊夫	印

《置賜広域行政圏》

米沢市長	阿部	三十郎	印
長井市長	内谷	重治	印
南陽市長	塩田	秀雄	印
高畠町長	寒河江	信二	印
川西町長	原田	俊誠	印
白鷹町長	佐藤	二七	印
飯豊町長	後藤	幸平	印
小国町長	盛田	信明	印

原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定書

東松島市（以下「甲」という。）と名取市（以下「乙」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所において原子力災害の発生又は発生するおそれがある時（以下「原子力災害等の発生時」という。）における東松島市民の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定に基づき行う広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害等の発生時に行う東松島市民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、東松島市民とは、次に掲げる者をいう。

（1）東松島市に居住する者。

（2）原子力災害等の発生時において東松島市におけるUPZ区域に滞在し、帰宅等が困難な者。

（広域避難の基本的事項）

第3条 原子力災害等の発生時に東松島市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、甲が広域避難の必要があると認めたときは、乙は正当な理由がある場合を除き、東松島市民を受入れるものとする。

2 乙は、公共施設のうち、あらかじめ選定した施設の一部を東松島市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 甲は、宮城県（以下「県」という。）と連携し、広域避難が乙の負担とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第4条 広域避難の要請は、甲又は県が乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第5条 乙がこの協定に基づき東松島市民を受け入れる期間は、原則として、避難所ごとに前条第2項の受入準備を開始した日から1か月以内とする。ただし、原子力災害等の発生時と合わせ、その他災害の状況、避難者数、避難所の施設の利用状況等を踏まえ、乙が1か月を超えて受け入れることとした場合は、この限りでない。

（避難退域時検査等）

第6条 広域避難を行う東松島市民に対する避難退域時検査等及び除染は、国の方針等に従い県が主体となり実施する。

（必要物資等）

第7条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、甲が県と協力し、その確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、甲は乙に対して必要物資の貸与又は提供を要請し、乙は対応可能な範囲で協力するものとする。

（広域避難における役割分担）

第8条 広域避難における甲の活動内容は、次の各号のとおりとする。

（1）防護措置等の住民等への伝達及び避難手段の確保

（2）避難所受付ステーションへの運営支援

（3）避難対象地区から避難所受付ステーション及び避難所等への誘導

（4）避難者の自家用車駐車スペースの確保

（5）避難所運営に係る必要物資の調達

(6) 避難所及び福祉避難所の運営

(7) 避難住民の健康管理

2 広域避難におけるこの活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 避難所受付ステーションの運営

(2) 避難者の自家用車駐車スペースの確保支援

(3) 避難所の開錠及び施設管理

(4) 避難所運営に係る必要物資の調達支援

(5) 避難所及び福祉避難所の運営に係る支援

(6) その他、甲から特に要請のあったもの

(避難所の運営)

第9条 乙は、避難所運営の初期において、甲による避難所運営が困難な場合には、甲の体制が整うまでの間、避難者の受入を行うなど避難所の運営を行うものとする。

なお、学校を避難所として長期間にわたり使用する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用期間、利用方法等について、乙の教育委員会及び学校長等と調整を図るものとする。
(福祉避難所の開設)

第10条 甲は、避難所に受け入れた避難者のうち、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等のために、県及び乙の協力のもと、第3条第2項の避難所とは別に、福祉避難所を開設する。

(費用負担)

第11条 広域避難の受入れその他被災者支援に係る経費については、災害救助法、原子力災害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号。以下「原子力損害賠償法」という。）及び国の費用負担等により、乙の負担とならないことを原則とする。

2 前項のうち災害救助法、原子力損害賠償法に定めがないものについては、原則として甲が負担する。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、広域避難が円滑に実施できるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲の防災課長及び乙の防災安全課長とする。

(補則)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定書の内容が適切に実施されるよう、毎年度1回、甲乙で協定書の内容を確認するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月7日

甲 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1
東松島市長 阿部 秀保

乙 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

名取市・半田市災害時相互応援協定書

名取市と半田市は、互いに歴史ある運河の沿川の自治体として、友愛と相互扶助の精神に基づき、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市の区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における、両市相互の救援資機材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、両市の過剰な負担にならない範囲内におけるものとする。

- （1）被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- （2）食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （5）災害支援ボランティアのあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

- 2 両市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（連絡窓口）

第5条 両市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度両市の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市において応急治療する場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年2月12日

宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山 田 司 郎

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市長 榑 原 純 夫

消防相互応援協定書

仙台市長、塩釜市長、名取市長、泉市長、多賀城市長、岩沼市長、宮城町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、秋保町長及び塩釜地区消防事務組合管理者（以下「市長等」という。）は大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 市長等は、当該管理地域（以下「市等」という。）における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

第2条 この協定による応援は、災害発生地の市長等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各市等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の市長等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の市長等から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援する市長等に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた市長等は、当該市等の区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 市長等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の市長等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 2 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 3 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間において協議のうえ決定する。
- 4 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の市等の負担とする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員が受けた損害は、地方公務員災害補償法又は当該市等消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以外については、災害発生地の市等が負担するものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を越えるもの及びその他の損害については、災害発生地の市等が負担するものとする。

(施行期日等)

第7条 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。

2 この協定の実施の際現に市長等間において締結されている消防相互応援協定は、廃止する。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目は、市等の消防長及び消防団長が、協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第9条 市長等は、本書12通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

昭和48年3月1日

仙 台 市 長	島 野 武
塩 釜 市 長	川 瀬 基治郎
名 取 市 長	荘 司 庄九郎
泉 市 長	鈴 木 幸治
多 賀 城 市 長	大 場 源七
岩 沼 市 長	古 内 広直
宮 城 町 長	白 石 今朝松
松 島 町 長	伊 藤 政治
七ヶ浜町長	赤 間 今雄
利 府 町 長	鈴 木 権十郎
秋 保 町 長	秋 保 浩
塩釜地区消防事務組合	管理者 川 瀬 基治郎

名取市消防本部と 仙台市ガス局 名取市農業協同組合 とのガス災害対策に関する業務提携

(目的)

第1条 この協定は、名取市消防本部（以下「消防本部」という。）及び 仙台市ガス局 名取市農業協同組合（以下「ガス局 名取市農協」という。）が相互に協力し、消防本部管内において ガス局 名取市農協 が供給するガスに起因する火災爆発及び漏えい等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止すると共に、災害が発生した場合にこれを早期に鎮圧し被害を最小限度に防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の規定の適用を受ける施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げるもの
- (2) その他双方が必要と認めるもの

(災害予防活動)

第3条 災害を未然に防止するため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 連絡会議

災害予防上必要な情報を交換するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- (2) 共同点検

消防本部及び ガス局 名取市農協 は、第2条各号の掲げるものについてそれぞれの関係を法令に基づき立入検査又は定期点検を実施する場合において、必要があると認めたときは、双方協議のうえ共同して行う。

- (3) 資料の提供

災害の予防又は消防活動のために必要があると認められる資料についてそれぞれ可能な範囲において相互に提供を行う。

- (4) 災害防止設備の普及および広報

ガス局 名取市農協 は、ガス漏れ警報設備の普及促進を図るほか住民及び職場に対する災害防止広報を積極的に行うものとし、消防本部はこれに協力する。

- (5) 教育訓練

消防本部及び ガス局 名取市農協 は、それぞれの職場に対して災害防止上必要な教育訓練を相互に実施するほか消防本部が住民及び職場を対象として防災指導を行う場合において消防本部から要請があったときは ガス局 名取市農協 はこれに協力する。

(災害防ぎょ活動)

第4条 災害を防ぎょするため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 通報及び連絡

消防本部及び ガス局 名取市農協 のいずれかが、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は速やかに通報及び連絡を行う。

(2) 出動体制

ガス局
名取市農協 は、災害が生じたときの緊急出勤体制及び応急出勤体制の細部についてあらかじめ消防本部に通報しておき、119番による災害通報を覚知したときは双方が直ちに出勤する。ただし、ガス局
名取市農協 が他業者の供給するガスに起因する災害であることを出勤前に確認したときは、この限りではない。この場合において、ガス局
名取市農協 はその趣旨を速やかに連絡しなければならない。

(3) 緊急しゃ断

- ア ガスの供給停止は、ガス局
名取市農協 が行う。ただし、消防本部は、ガス局
名取市農協 に先行して災害現場に到着し、現場の状況がガス爆発等により人身又は建造物に重大な被害が発生することが予想される等緊急やむを得ないと認めるときは、ガスの緊急しゃ断を行うことができる。
- イ 消防本部は、ア中ただし書きに規定する措置を行ったときは速やかに ガス局
名取市農協 へ連絡しなければならない。
- ウ ア中ただし書きの規定に基づき、ガスの供給を停止した場合の供給再開は、ガス局
名取市農協 が行う。

(4) 現場での協議及び措置

- ア ガス局の現場指揮者は、消防本部の現場指揮者と緊密な連携を保ち、関係情報の報告及び技術的な協力を行う。
- イ ガス局
名取市農協 の現場指揮者は、消防本部の現場指揮者から指示があった場合は、その指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は双方協議のうえ定める。

附 則

この協定は、昭和57年6月1日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

昭和57年5月31日

名取市消防本部	消 防 長	百足 英夫
仙台市ガス事業管理者		吉野 禎造
名取市農業協同組合	組合長理事	武田 清

東北自動車道宮城県消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に基づき、仙台市、名取市及び仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合及び黒川地域消防組合（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政地域のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、東北自動車道において、火災、救急又はその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市等相互間の消防力を活用するとともに日本道路公団その他の団体の協力を得て、火災等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があったとき又は日本道路公団から通報があったときは、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

この協定により出動する消防隊等は、原則として協定市等消防本部の消防隊等とする。

（応援の要求等）

第3条 応援の要求又は通報は可能な限り、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- （1） 災害等の種別
- （2） 災害等の発生時刻、場所、概要及び消防活動状況
- （3） 応援を必要とする消防隊等の種類及び隊数
- （4） 道路条件、気象その他参考となる事項

（応援消防隊等の出動）

第4条 この協定による消防隊等の出動は、当該協定市等の消防業務に支障がない範囲において出動するものとする。

2 協定市等は、第2条の規定に基づく応援に出動したときは、直ちに災害等の発生地を管轄する協定市等に通報するものとする。

（指 揮）

第5条 同一の災害に関し、2以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は、原則として災害等の発生地を管轄する協定市等の最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第6条 災害等の事務処理は、当該災害等の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が行うものとする。ただし、当該災害の発生地を管轄する協定市等の消防隊が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 協定市等は、相互に事務処理に必要な情報提供を行うものとする。

（災害に要する経費）

第7条 応援に要する経費は、原則として応援を行った協定市等の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損又は隊員等の死傷による補償費については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。

2 東北自動車道の多重衝突事故等による災害等のため通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、協定市等は、日本道路公団に対して協議することができるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項があった場合又は疑義を生じた場合は、その都度協議の上決定するものとする。

(実施細目等)

第9条 この協定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

第10条 昭和62年11月1日付で締結した東北自動車道宮城県消防相互応援に関する協定書は、昭和63年6月30日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、市長、理事長及び管理者が記名押印のうえ各自1通を保管する。

昭和63年7月1日

仙台市長

石井 亨

名取市長

石川 次夫

仙南地域広域行政事務組合 理事長

浅川 純直

栗原地域広域行政事務組合 管理者

佐藤 昌克

大崎地域広域行政事務組合 管理者 古川市長

千坂 雄

黒川地域消防組合 管理者

木幡 恒雄

宮城県広域消防相互応援協定書

大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の相互の応援・受援体制の確立及び応援消防隊の派遣等を円滑に行うため、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- （１） 地震及び風水害
- （２） 山林地域での林野火災及び大災害
- （３） 高層建築物の火災
- （４） 石油コンビナート火災その他特殊火災
- （５） 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- （６） その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第２条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- （１） 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （２） 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- （３） その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- （４） この協定に基づく応援要請のほか、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第３条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （１） 災害の種別
- （２） 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- （３） 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- （４） 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- （５） 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- （６） 道路条件及び気象状況
- （７） その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第４条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

２ 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第５条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

（報 告）

第６条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第７条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑 義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本12通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、平成31年4月1日から実施する。

仙台市長			郡	和子
名取市長			山田	司郎
登米市長			熊谷	盛廣
栗原市長			千葉	健司
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長	浅野	元
石巻地区広域行政事務組合	理事長	石巻市長	亀山	紘
塩釜地区消防事務組合	管理者		佐藤	昭
亘理地区行政事務組合	管理者		齋藤	俊夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長		滝口	茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者	大崎市長	伊藤	康志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者	気仙沼市長	菅原	茂
立会人		宮城県知事	村井	嘉浩

宮城県広域航空消防応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書12通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成4年4月1日に締結した宮城県広域航空消防応援協定書は廃止する。

平成31年4月1日

宮城県知事			村井 嘉浩
仙台市長			郡 和子
名取市長			山田 司郎
登米市長			熊谷 盛廣
栗原市長			千葉 健司
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長	浅野 元
石巻地区広域行政事務組合	理事長	石巻市長	亀山 紘
塩釜地区消防事務組合	管理者		佐藤 昭
亘理地区行政事務組合	管理者		齋藤 俊夫
仙南地域広域行政事務組合	理事長		滝口 茂
大崎地域広域行政事務組合	管理者	大崎市長	伊藤 康志
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	管理者	気仙沼市長	菅原 茂

仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、仙台市及び名取市（以下「協定市」という。）は、協定市の行政区域のうち仙台東部道路及び仙台南部道路（以下「仙台東部道路等」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、仙台東部道路等において、火災、救急事故又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市相互間の消防力を活用するとともに日本道路公団、宮城県道路公社及びその他の団体の協力を得て、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応 援）

第2条 協定市は、前条の目的を達成するため、仙台東部道路等における消防業務の応援区分を定めるとともに、相手方協定市からの要請又は日本道路公団若しくは宮城県道路公社からの通報に基づき、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣（以下「応援」という。）を行うものとする。

2 協定市は、当該協定市の消防業務に支障がない範囲において応援するものとする。

3 回転翼航空機による応援は、航空消防応援実施細目（平成5年4月1日締結）に規定する航空消防応援の例による。

（応援の要求及び通報）

第3条 前条第1項の応援の要求又は通報は可能な限り、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害等の発生時刻、場所、概要及び消防活動状況
- （3） 応援に要する消防隊等の種類及び隊数
- （4） 道路条件、気象その他参考となる事項

（消防隊等の出動）

第4条 協定市は、第2条の規定に基づき応援に出動したときは、直ちに災害の発生地のある行政区域を管轄する協定市（以下「受援市」という。）に通報するものとする。

（指 揮）

第5条 同一の災害に関して、双方の協定市の消防隊等が出動したときは、消防活動の指揮は、受援市の消防長が行うものとする。受援市の消防隊等が出動しないときは、消防活動の指揮は、応援を行った協定市（以下「応援市」という。）の消防長が行うものとする。

2 前項前段に規定する場合においては、応援市の消防隊長及び隊員は、受援市の消防隊等の隊長の指揮を受けるものとする。

（災害にかかる事務処理）

第6条 仙台東部道路等における火災に係る事務処理は、受援市の消防隊等が行うものとし、その他の災害に係る事務処理は、出動した消防隊等それぞれが行うものとする。

第7条 協定市は、相互に事務処理に必要な情報提供を行うものとする。

（応援に要する経費）

第8条 応援に要する経費は、原則として応援市の負担とする。ただし、化学消火薬剤に要した経費、機械器具等の重大な破損又は隊員等の死傷による補償費については、その都度関係する協定市が協議

して定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定書に定めのない事項があった場合又は疑義を生じた場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市の消防長が実施細目を締結して別に定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、市長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成6年3月30日

仙台市長
名取市長

藤井 黎
石川 次夫

仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

仙台国際空港株式会社並びに仙台市、名取市及び岩沼市は、仙台空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり定める。

（目 的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、仙台国際空港株式会社と仙台市消防局、名取市消防本部及び岩沼市消防本部（以下「消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び出動）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、仙台国際空港株式会社が第1次的にこれに当たり、消防機関は必要に応じ出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、当該緊急事態が発生した場所を管轄区域とする消防機関（以下「管轄消防機関」という。）が第1次的にこれにあたり、当該緊急事態が発生した場所を管轄区域としない消防機関（以下「管轄外消防機関」という。）及び仙台国際空港株式会社は必要に応じ出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港で緊急事態が発生した場合には、仙台国際空港株式会社は消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺で緊急事態が発生した場合には、管轄消防機関は管轄外消防機関及び仙台国際空港株式会社に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- （1） 緊急事態の種類
- （2） 航空機の種類及び搭乗人員
- （3） 緊急事態発生 の場所及び時刻
- （4） 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- （5） その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着しだい速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動に要する費用の負担については、別に協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 仙台国際空港株式会社及び消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡、その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通 知）

第6条 仙台国際空港株式会社又は消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、そのてん末を相互に通知するものとする。

（訓 練）

第7条 仙台国際空港株式会社及び消防機関は協議して、緊急事態における消火救難活動に関する訓練計画を立案し、総合訓練を定期的 to 実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 仙台国際空港株式会社及び消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、協定に記載する事項の円滑な実施に関し必要な事項は、仙台国際空港株式会社及び消防機関の長が協議して定めるものとする。

第10条 この協定について疑義が生じたときは、その都度仙台国際空港株式会社代表取締役、仙台市長、名取市長及び岩沼市長が協議して定めるものとする。

附則

この協定書は、平成28年7月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、仙台国際空港株式会社代表取締役並びに仙台市長、名取市長、岩沼市長及び立会人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

平成28年6月28日

仙台国際空港株式会社代表取締役

岩井 卓也

仙台市長

奥山恵美子

名取市長

佐々木一十郎

岩沼市長

菊地 啓夫

立会人

宮城県知事

村井 嘉浩

災害発生における消防活動に関する応援協定書

(目的)

第1条 名取市消防本部（以下「甲」という。）と、名取電気工事災害協力会（以下「乙」という。）は、市域内において3階以上の中高層建築物からの火災、列車事故及び、自然災害等の発生（以下「災害等」という。）に際し、乙の所有する高所作業車（以下「作業車」という。）の応援を受けて、消防活動を有効に行うことにより、災害等から住民の生命、身体を保護することを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援範囲)

第2条 この協定に基づく乙の応援範囲は、次のとおりとする。

- (1) 火 災
- (2) 地 震
- (3) 風 水 害
- (4) 列車事故
- (5) そ の 他（作業車の応援を必要とする災害）

(応援要請)

第3条 甲は、災害等により消防活動上、乙の応援の必要があると認めたときは、乙に対し、電話、またはファクシミリにより次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- (1) 災害等の発生状況
- (2) 応援の場所及び、到着時刻
- (3) 必要とする作業車の能力及び、台数
- (4) 必要とする作業人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援終了)

第4条 甲は、災害等の状況から応援の必要がなくなったと判断したときは、活動中の作業従事者に対して終了の通知を行うものとする。

(応援に関する準備)

第5条 乙は、甲の応援要請に迅速に対応するため、事前に出動体制を確立するとともに、乙の作業車の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

2 応援要請に対応できない事由が生じたときは、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(現場指揮)

第6条 活動に際しては、甲、または甲の指名する指揮者の指示に従うものとする。

(秘密保持)

第7条 活動中において知り得た情報については、口外してはならない。

(事故処理)

第8条 応援要請に係る事故については、乙の責任において処理するものとする。

(費用請求)

第9条 乙は、この協定に基づく活動に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、乙からの請求があったときは、内容を精査確認して速やかにその費用を支払うものとする。

(訓練参加)

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協定有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲または、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた場合、甲及び、乙はその都度協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長補佐、乙においては名取電気工事災害協力会代表者とする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって速やかに相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 9 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

附則

1 この協定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 26 日

(甲) 名取市消防本部

消 防 長 板 橋 勝 典 印

(乙) 名取電気工事災害協力会

代 表 加 藤 孝 印

(現：名取電気工事災害協力会)

〈五十音順〉

住 所 名取市増田三丁目 9 番 5 1 号

事業所名 株式会社 加藤電設工業

氏 名 代表取締役 加藤 貴哉 印

住 所 名取市大手町三丁目 1 - 1 0

事業所名 株式会社 高橋電気工業所

氏 名 代表取締役 高橋 次男 印

住 所 名取市植松一丁目 7 番 5 号

事業所名 大和電気 株式会社

氏 名 代表取締役 相澤 きよの 印

住 所 名取市高館吉田字東内館 2 7

事業所名 有限会社 那智電建

氏 名 代表取締役 佐々木 憲郎 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

亘理名取地区広域行政連絡協議会の構成市町である名取市、岩沼市、亘理町及び山元町（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して住民生活の安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等について積極的に努めるものとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬等）

第6条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 物資の引渡場所は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（費 用）

第7条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細 目）

第9条 この協定を実施するため、必要な事項については、別に定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年9月2日

甲	名取市長	石川次夫
	岩沼市長	井口経明
	亘理市長	伊藤敏雄
	山元町長	森 久一
乙	みやぎ生活協同組合	
	理事長	外尾健一

サッポロビール株式会社仙台工場上水道給水に関する覚書

名取市長石川次夫（以下「甲」という。）とサッポロビール株式会社仙台工場理事工場長池田博一（以下「乙」という。）とは、上水道の給水について次のとおり覚書を締結する。

（給水施設）

第1条 給水施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 サッポロビール株式会社仙台工場
位 置 宮城県名取市手倉田字八幡310-1

（施行範囲）

第2条 上水道施設の施行について、宅地内仕切弁（本管栓止め含む）までの配水本管については甲の施行とする。仕切弁以降宅地内の給水装置は乙の施行とする。宅地内仕切弁の設置位置は別途協議とする。

2 給水装置の新設は、名取市水道給水条例第5条の規定に基づき乙が行うものとする。

3 メーターの設置は、名取市水道給水条例第20条第1項第3号の規定に基づき乙の負担とする。

（相互調整）

第3条 乙は甲の施行する配水本管工事に關し、宅地内における工事に支障のないよう連絡調整に努めるものとする。

（加入金）

第4条 名取市水道給水条例第33条に基づく加入金の額は、別表の算定式に基づき次のとおりとする。
金13,020,000円（消費税含む）

（開発負担金）

第5条 名取市水道給水条例第34条に基づく建築物開発負担金の額は、別表の算定式に基づき次のとおりとする。
金95,550,000円（消費税含む）

（納入方法）

第6条 第4条、第5条に定める加入金及び開発負担金は、別表の開発負担金等納入計画表に基づき納入するものとする。

2 年度別の納入は、甲が発行する納入通知書により納入するものとする。

（給水開始時期）

第7条 給水開始予定日は、平成17年1月1日とする。

（応急飲料水の提供）

第8条 甲は地震等の災害に際し、乙の受水槽の貯留水について応急飲料水として提供を要請できるものとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 15 年 12 月 15 日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市長 石川次夫

乙 宮城県名取市手倉田字八幡310-1
サッポロビール株式会社仙台工場
理事工場長 池田博一

災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の 協力に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と名取市危険物安全協会に加盟している給油所（以下「乙」という。）は災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣 旨）

第1条 この覚書は、市内において災害が発生した場合、甲及び乙が相互に協力して、住民の生活の安定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項の発動）

第3条 この覚書に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力事項の内容）

第4条 甲が乙に協力要請を行う事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 燃料等の優先的な供給
- イ 資器材等の貸出
- ウ 傷病者の応急救護
- エ 各種情報の提供等
- オ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、積極的に応じ協力を努めるものとする。

（費用）

第6条 甲の要請に基づき乙が協力することに要する費用は（人件費は除く。）、原則として甲の定める基準により甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 甲及び乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第8条 この覚書を実施するため、必要な事項については、別に定めるものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（覚書有効期間）

第10条 覚書の有効期間は、締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた時は、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年6月29日

甲 名取市

名取市長 石川 次夫

乙 名取市危険物安全協会代表

協 会 長 高橋 勝美

(現：名取市防災安全協会)

自然災害時等における愛玩動物の保護に関する協定書

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県獣医師会中央支部

支部長 佐藤 順子

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生した場合において、愛玩動物の保護を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、名取市民が被害を受けた場合に、甲は乙に対し動物愛護の応援を要請し、市民が飼育する愛玩動物の保護、安全のため甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、保護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による保護活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害時の発生状況により保護活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話等で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- （1） 災害状況
- （2） 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- （3） 必要とする職種別人員
- （4） 応援の場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の内容）

第3条 甲が乙に要請を行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- （1） 保護動物の健康管理
- （2） 保護動物の治療
- （3） 医療活動に必要な人員、薬品、器材の提供
- （4） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（事前準備及び報告）

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に保護活動時の動員体制を確立すると共に、保護活動に係る乙及び乙の会員の薬品、器材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制（簡易テント、簡易ゲージ等）を整える。保護場所については、甲からの連絡による指定する場所に派遣するものとする。

（指揮及び応援要員）

第6条 保護活動に係る指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って保護活動に従事する。

(応援活動の記録)

第7条 乙は、保護活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく保護活動については、原則として乙のボランティア支援活動ということで無償とする。

2 乙の保護活動の期間については、原則として1週間とする。但し、特殊な状況が発生した場合は、この期間について、甲、乙協議して決めることができる。

3 前項に規定する保護活動期間を超える場合は、超えた保護動物に要した費用は飼主負担とする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成18年2月21日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(細目)

第11条 この協定に関する細目（「災害時の市と獣医師会との協力に関する協定細目」以下「協定細目」という）は、別途定める。

(協議事項)

第12条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年 2月22日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県獣医師会中央支部
支部長 佐藤 順子

災害時等における応急措置及び復旧活動に関する協定書

(甲) 名取市長

佐々木 一十郎

(乙) 名取市災害応急措置協力会

代 表 丹野 憲勝

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害並びに人災事故（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生し又は、発生する恐れがある場合の応急措置に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による応援活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害等の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の内容)

第3条 甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急工事活動
- (2) 応援復旧活動
- (3) 応援復旧資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(事前準備及び報告)

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る乙及び乙の会員の資機材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

(応援要員の派遣)

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(指揮及び応援要員)

第6条 復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

(応援活動の記録)

第7条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として甲の定める基準により甲が負担する。

- (1) 復旧活動用車両、資機材等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 復旧活動に使用した乙及び乙の会員が保有する資機材費
- (4) その他復旧活動に伴い発生する経費

2 応援復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して甲に請求を執り行うものとする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月27日

(甲) 名取市長

佐々木 一十郎 (印)

(乙) 名取市災害応急措置協力会

代 表 丹野 憲勝 (印)

災害時における支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復興対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の種類は、次に掲げる乙が取り扱っているものとし、甲が緊急に必要なとする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

- （1） 食料品・飲料水等
- （2） 衣料品
- （3） 医療品
- （4） 寝具類
- （5） 食器類
- （6） 炊事用品
- （7） 日用雑貨
- （8） 冷暖房器具
- （9） その他甲が指定する物資

（要請の手続き）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話又は電信を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。

- 2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市総務部防災安全課、乙においてはイオン株式会社ジャスコ新名取店後方統括マネージャーとする。

(経費の負担)

第8条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(保有物資の照会)

第10条 協定の万全な実行を期するため、甲は必要に応じて乙に対し在庫品目及び数量等について照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

(施行開始日)

第11条 この協定は、締結日より施行する。

(改正又は廃止)

第12条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年1月18日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎

乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3-3
イオン株式会社 執行役北日本カンパニー
支社長 松巾 幸一
(現：イオンリテール株式会社イオンスタイル名取)

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社 ダイヤモンドシティ（以下「乙」という。）は、甲乙が平成18年8月1日に締結した「地域防災に関する基本協定書」第3条に基づき、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市において地震・風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力し災害時に市民生活の早期安定を図るために、乙が管理運営するショッピングセンターであるダイヤモンドシティ・エアリ（以下「本SC」という。）の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 乙の本SC駐車場において、避難場所、食糧・生活物資等を集積する場所として可能な範囲で提供すること。
- （2） 乙は、避難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知りえた災害状況を可能な範囲で提供すること。
- 2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し、可能な限り協力をするものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲による要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡担当等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市防災安全課、乙においてはダイヤモンドシティ・エアリSCマネージャーとし、連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

- 2 甲と乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第7条 この協議に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年1月18日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 株式会社ダイヤモンドシティ
代表取締役社長 鯛 洋三

（現：イオンモール株式会社イオンモール名取）

災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、学校法人尚絅学院（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対応の活動協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定並びに市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設を避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、尚絅学院大学の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）及び生活物資を集積する場所として、甲に提供すること。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（2）甲は、乙に災害等の情報を提供し、乙は、甲からの情報及び乙が知り得た災害状況を、避難者に対し可能な限り提供するものとする。

（3）乙は、避難施設に収容した避難者へ、乙の所有する物資を可能な範囲で提供すること。

（4）乙は、尚絅学院大学の学生に対し、甲からの要請があった場合、災害ボランティアへの協力について呼びかけを図ること。

（5）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応すること。

（6）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めること。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設及び閉鎖）

第4条 甲は、避難施設を開設し、管理・運営する。

2 甲は、避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮する。

3 甲は、避難施設を開設するときは、早期の閉鎖に努めるものとする。

4 乙は、避難施設の管理・運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

5 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を現状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（開設期間）

第5条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき7日を限度とする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難施設の管理・運営に係る費用を負担する。但し、第2条第1項第3号を含まない

ものとする。

(連絡担当等)

第7条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成19年3月22日

甲 名取市長
佐々木 一十郎

乙 尚絅学院理事長
宍戸 朗大

災害時等における施設使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と扇屋商事株式会社（以下「乙」という。）は、乙の所有する災害用トイレ3基（以下「施設」という。）について、災害時等における施設使用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模な災害が発生した場合に、甲が住民に対して行う災害対策にあたり、乙の所管する施設を利用して実施するものとする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、災害発生時において甲からの要請に基づき、施設の使用可能な状態に講ずるものとする。

2 甲が前条の目的により敷地内に立ち入って施設を使用する場合、乙は無償で使用させるものとする。

3 甲は、本敷地内において甲が防災訓練を行う場合、事前に乙と訓練内容について協議し実施するものとする。

4 施設の所在及び施設利用場所は別紙―1に示すとおりとする。

（要請の手続き）

第3条 乙の所有する施設を使用する場合は文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（維持管理）

第4条 施設の維持管理は、甲が責任を持って行うものとする。

2 甲が維持管理のため敷地内に立ち入る場合、事前に乙の承諾を得るものとする。

3 甲は平常時及び災害発生時における施設に掛かる維持管理費を負担する。

（現状回復）

第5条 甲は、施設を使用した場合、甲の負担により現状回復するものとし、訓練等の使用においても同様とする。

（賠償責任）

第6条 甲は、施設使用時に乙が所有する施設及び使用する敷地内において、第三者に損害を与えたとき、その損害を賠償しなければならない。

（施行開始日）

第7条 この協定は、締結日より施行する。

（改正又は廃止）

第8条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3ヶ月以前に通知しない限り、この効力を持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年6月6日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 仙台市青葉区二日町2番22号
扇屋商事株式会社
代表取締役 石田 道雄 印

電力設備災害復旧に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社岩沼営業所（以下「乙」という。）は、電力設備災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災情報の収集と低調等に関して緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進することにより、住民生活の早期安定と住民の安全を確保することを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、災害が発生し電力設備に被害が認められる場合、その復旧を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次のことについて相互に情報を提供し合うものとする。

（1）甲から乙に対する情報の提供

- ア 災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
- イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
- ウ 家屋等の被害状況（家屋の浸水、倒壊等）
- エ 電力設備の被害状況（電柱の倒壊、電線の断線等）
- オ その他必要と思われる情報

（2）乙から甲に対する情報の提供

- ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
 - イ 電力設備の停電、被害状況（停電地域、停電戸数、停電発生時間等）及び復旧状況
 - ウ 甲が管理する施設等の被害状況（道路損壊、崖崩れ、倒木等）
 - エ その他必要と思われる情報
- 2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先をそれぞれ明示しておくものとする。
- 3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部からの要請を待つことなく、災害情報の収集・伝達・各種調整等を図るための社員を災害対策本部に派遣することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要に応じ打合せを行い、情報提供するものとする。

（電力設備復旧に対する協力）

第4条 乙は、災害による電力設備の復旧を図ることを目的として、甲に対し、復旧作業応援隊本部、駐車場、資材置場としての用地の使用について協力を要請することができるものとする。

具体的な場所については、電力設備災害復旧に関する協定書実施細目による。

- 2 乙が上記用地を使用した後は、乙の負担にて原状回復をする。

（交通支障物の除去）

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるとともに、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものと

する。

(電力復旧の優先)

第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力復旧に当たり、乙が所有する電源車等の使用による電力復旧については、乙の判断によるものとする。

(広報)

第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報誌などによる、広報掲載を依頼することができるものとする。

2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住民への広報に努めるほか、甲に対し次の内容の広報を要請することができるものとする。

(1) 感電事故の防止

(2) 漏電による火災の防止

(3) 電力設備の被害情報の提供

(4) 停電及び復旧状況に関する情報

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、この協定書の有効期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の実施に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲ならびに乙は記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年6月13日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 東北電力株式会社岩沼営業所長 宮曾根 隆 印
(現：東北電力ネットワーク株式会社 岩沼電力センター)

災害時応援協定

名取市（以下、「甲」という。）とエスアールジータカミヤ株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震・風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、相互に協力し災害時に市民生活の早期安定を図るために乙が管理する膜構造アルミドーム施設「杜せきのしたインドアテニス」（以下「ドーム施設」という。）の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙のドーム施設において、住民の災害時における一時避難所として可能な範囲で提供すること。
 - （2）前項における乙のドーム施設提供期間は、4日間を上限とする。
 - （3）乙は、避難者に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- 2 乙は、前各号に定めのない事項についても、甲が行う災害対策上必要とする事項に対し、可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の規定する協力の要請は、甲から乙に対する文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡担当等）

第4条 この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し別途定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（原状回復）

第6条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を利用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権の帰属を問わない）の一部ないし全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行う。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（期間内解約）

第8条 甲及び乙は、契約期間中であっても、1ヶ月前に相手方に通知することによって本契約を終了させることができる。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成21年3月24日

甲	名 取 市 長	佐々木 一十郎	印
乙	大阪府大阪市北区茶屋町19番19号		
	エスアールジータカミヤ株式会社		
	代表取締役社長 高宮 一雅		印

大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と宮城県解体協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市に地震等の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、乙に対して協力を要請する建築物等の撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の適正かつ円滑の実施のために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「法」という。）に定めるものをいう。
- （2）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物その他の工作物をいう。
- （3）解体撤去 建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。
- （4）災害廃棄物 大規模災害による建築物の倒壊、焼失等により発生した廃棄物及び大規模災害による倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去により発生した廃棄物をいう。

（要請する業務）

第3条 甲は、大規模災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務（以下「解体撤去法等」という。）の実施を乙に対して要請することができる。

- （1）大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去
- （2）災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これに関連して必要と認められる業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が地域防災計画に基づき、大規模災害時における応急措置として、乙の協力が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 甲は、地域防災計画に基づき乙の協力が必要な場合には、乙に様式第1号を提出し、解体撤去等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要請する場合には、口頭、電話等で要請し、その後すみやかに様式第1号を提出するものとする。

2 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、様式第2号を甲に提出するものとする。

（解体撤去等の実施）

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意して撤去等を行うものとする。

- （1）解体撤去等に必要な人員、車両、資材、機材等の調達は乙が行うこと。
- （2）騒音、粉じん等により周辺地域の生活環境に支障を生じないように十分配慮すること。
- （3）アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正に処理を進めること。
- （4）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、解体撤去等の現場における分別撤去等に努めるこ

と。

2 甲は、災害廃棄物の運搬を要請する場合は、乙に保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）を指定するものとする。ただし、甲が保管場所等を指定できない場合は、乙は自ら保管場所を確保し、甲の承諾を得て運搬するものとする。

3 甲と乙は、解体撤去等を円滑かつ効果的に行うために、適宜、情報交換を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、解体撤去等を完了したときは、すみやかに様式第3号により、その内容を甲に報告しなければならない。

（費用負担）

第7条 甲が第3条の規定により、解体撤去等の実施を乙に要請した場合、乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に定める費用の額は、大規模災害発生直前の標準的な費用を基準にして、当事者が協議の上決定する。

（損害賠償）

第8条 乙は、甲の責に帰さない事由により、解体撤去等の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて解体撤去に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該当事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡体制）

第10条 この協定の運用等に関して連絡窓口は、甲にあつては担当係員、乙にあつては原則として乙の事務局とする。

2 乙は、常に出動体制及び情報等連絡体制の整備に努めなければならない。

（協議）

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定書の発行）

第12条 この協定書は、平成22年1月22日から発行するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成22年1月22日

甲	名 取 市 長	佐々木 一十郎	印
乙	宮城県解体工事業協同組合		
	理 事 長	佐 藤 正 之	印

災害時非常無線通信の協力に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と名取アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）は、災害時の非常無線通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合の非常無線通信について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手続等を定めるものとする。

（通信活動の性格）

第2条 この協定に基づき行う乙の活動は、電波法の範囲において、ボランティア精神に基づいて行うものとする。

（協力の要請及び受託等）

第3条 甲は、名取市内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合、災害情報の収集及び伝達について乙に協力を要請することができる。

2 乙は前項により要請を受けた場合、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

3 乙は、甲から要請がない場合でも災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と思われる災害情報を甲に提供することができる。

（通信統制）

第4条 乙が前条第2項の規定により通信業務を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、連絡を円滑にするため、あらかじめ連絡担当者を定め、相互に通知するものとする。

（協 議）

第6条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲が乙に協議して定める。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

（附 則）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発生する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年6月2日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 名取アマチュア無線クラブ
会 長 瀬野尾 庄三 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び同和警備株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互に協力し市民等の安全確保を図るため、乙が管理うんえいする同和警備株式会社名取営業所が行う災害時の初動対応及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）災害情報の収集及び避難誘導など災害時の初動対応並びに応急救済に係る対応

（2）名取市、名取市消防本部、岩沼警察署等からの情報を市民等に提供すること。

2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し可能な限り協力するものとする。

（支援の要請手続）

第3条 前条の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出することができるものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月3日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 同和警備株式会社
代表取締役社長 佐々木 茂 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び仙南ガス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互に協力し、市民等の安全確保を図るため、乙が管理運営する仙南ガス株式会社なとりりんくうタウン事業所が行う災害時における応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）なとりりんくうタウン事業所において、避難場所として提供すること。
- （2）炊出し用熱源の提供（避難所等への仮設プロパンガスの供給）
- （3）仮設シャワーの提供
- （4）仮設風呂の提供
- （5）名取市、名取市消防本部、岩沼警察署等からの情報を市民等に提供すること。

2 乙は、前項に定めのない事項についても、甲に対し可能な限り協力するものとする。

（支援の要請手続）

第3条 前条の規定による要請（以下「要請」という。）は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出することができるものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定に基づく費用負担については、甲乙協議するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月3日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 仙南ガス株式会社
代表取締役社長 片 平 和 彦 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県造園建設業協会名取分会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の活動協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が行う応援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（応援協力の内容等）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、次の応援協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が管理する公園・緑地及び道路（以下「公園緑地等」という。）の樹木等の被災状況についての情報提供
- （2）公園緑地等の倒木除去
- （3）前号により発生した伐採木等の撤去・運搬・処分
- （4）その他、甲が必要と認めるもの

2 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、前条第1項の規定による応援協力の要請を行うときは文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条第1項に掲げる応援協力を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（連絡担当等）

第4条 甲と乙は、あらかじめ連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更を生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議して定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第1項の規定に基づく費用負担については、甲乙協議するものとする。

（補 償）

第6条 この協定に基づく応援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報提供）

第7条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に積極的に提供するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年1月25日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 社団法人 宮城県造園建設業協会 名取分会
分会長 伊藤 誠逸 印

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月24日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一 印

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）段ボール製品（段ボールベット、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月16日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 山形県山形市高木20番地
東北カートン株式会社
取締役社長 岩本 英昭 印

災害時応援協定書

名取市（以下「甲」という。）及び宮城県隊友会名取支部（以下「乙」という。）は、災害時における災害応援の協力に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、名取市において地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- （1）災害関連情報の収集及び伝達
- （2）自主防災活動への参加及び協力
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策業務への協力

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請（以下「要請」という。）するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに当該文書を提出することができるものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲は、乙に対して、協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（協力のための準備）

第5条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、互いに情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力に要した経費については、乙の負担とする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第8条 協力の際は、乙はボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等に参加し、平素から防災意識を高めるよう努めるものとする。

3 甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案及び廃案等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月22日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県隊友会名取支部
支 部 長 片 岡 忠 印

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、名取市（以下「甲」という。）と仙台空港ビル株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市沿岸部において津波警報が発表された場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	仙台空港旅客ターミナルビル
所在地	宮城県名取市下増田字南原（仙台空港内）
所有者	仙台空港ビル株式会社
構造等	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	平成9年
増改築年	平成22年屋上展望デッキ増築
耐震診断	新耐震基準適合

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	2階出発ロビー（約4,900平米）、 3階プラザ（約900平米）
収容人数	200人
避難経路	1階到着ロビーエスカレーター
入口	業務時間内（6：30～21：30） 玄関出入口4箇所 業務時間外（上記時間以外） 玄関出入口1箇所 （風除室2）

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月8日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県名取市下増田字南原
仙台空港ビル株式会社
代表取締役社長 伊藤 克彦 印
(現：仙台国際空港株式会社)

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人名取市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲の要請を待たずに医療救護班を派遣することができる。

（医療救護活動計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲と密接な連携のもとに、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護活動計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護活動計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所及び医療施設等において、また、避難所等を巡回して医療救護活動を行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置及び治療
- （2）傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）助産
- （4）被災者の死亡の確認
- （5）警察が行う死体検案への協力
- （6）被災者に対する保健活動

（医療救護班に対する指揮等）

第5条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 医療救護活動に関する事項の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が支給する。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷

し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

(医事紛争)

第9条 医療救護活動の実施により、医療救護班と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(費用弁償等)

第10条 第2条第2項の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要した人件費及びその費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等のうち使用したものの費用

(3) 医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(防災訓練への協力)

第11条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

(細 目)

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月15日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 一般社団法人名取市医師会
会 長 丹 野 尚 昭 印

災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と岩沼薬剤師会名取ブロック会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師を救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲からの要請を待たずに薬剤師を派遣することができる。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- （1）救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- （2）救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- （3）その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

（医薬品等の補給）

第4条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が支給する。

（調剤費）

第5条 救護所における傷病者の調剤費は無料とする。

2 後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者の負担とする。

（医事紛争）

第6条 医療救護活動の実施により、薬剤師と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第7条 第2条第2項の規定により、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- （1）薬剤師の派遣に要した人件費及びその費用
- （2）薬剤師が携行した医薬品等を使用したものの費用
- （3）薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- （4）前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第8条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

（細 目）

第9条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月15日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 岩沼薬剤師会名取ブロック会
会 長 守 睦 夫 印

災害時における放送要請に関する協定

名取市（以下「甲」という。）と仙台CATV株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（申請の手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）放送事項

（3）希望する放送日時

（4）その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び通信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年5月23日

甲 名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

乙 仙台CATV株式会社
代表取締役社長 佐々木 茂 印

災害時における下水道施設復旧支援に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と名取建友クラブ（以下「乙」という。）は、災害等における下水道施設復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する下水道施設に、地震、風水害その他による災害及び事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）に、甲は、乙に復旧支援の要請を行い、甲乙が相互に協力し、復旧活動を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲が、乙に災害等における支援要請する内容は次のとおりとする。

- （1）応急の排水活動
- （2）応急の施設復旧活動
- （3）応急復旧に必要な資機材の提供
- （4）その他復旧活動に必要な事項

（支援要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 支援活動に関する連絡責任者は、甲においては名取市建設部下水道課長、乙においては通知のあった者とし、連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から、支援体制等に係る情報の交換を行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定による復旧支援活動に要した費用は、甲が負担するものとし、その額については、甲が算定し、乙と協議して決定するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し出がなかった場合は、継続されるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月5日

（甲）名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

（乙）名取健友クラブ

会 長 高橋 正巳 印

災害時における物資輸送及び物資保管施設の運営等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社宮城主管支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送並びに支援物資等の保管施設（以下「物資保管施設」という。）の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送並びに物資保管施設の運営に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力並びに物資保管施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）物資保管施設の運営業務
- （4）その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、乙が可能と認める範囲で、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき第3条の本業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の本業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項の伝達を円滑に行うため、第3号様式にて甲乙双方の連絡先および連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年2月18日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 宮城県仙台市泉区大沢3丁目1番地の3
ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店
主管支店長 宮坂 直孝 印
(現：ヤマト運輸株式会社 名取支店)

災害時におけるエルピーガスの供給及び支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と（社）宮城県エルピーガス協会仙南第三支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるＬＰガスの供給及びこれに付随する機器の供給の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して被災者情報の収集と提供などに緊密な連携を保ち、ＬＰガスを供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第２条 甲は、災害時においてＬＰガスを調達する必要があると認めるときは、乙に調達物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条 甲が、乙に供給を要請する調達物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- （１）ＬＰガス
- （２）ＬＰガス容器
- （３）ＬＰガス供給機器・関連機器
- （４）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第４条 第２条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第５条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２ 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第６条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２ 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条 第５条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬、保安検査等の経費は、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月28日

名取市増田字柳田80番地

甲

名 取 市 長 佐々木 一十郎 印

宮城県

乙

(社)宮城県エルピーガス協会仙南第三支部

支 部 長 洞 口 信 弘 印

(現：宮城県LPガス協会 仙南第三協議会)

特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社宮城支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の事前設置及び利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。) 第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所、地番、建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置箇所）

第4条 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内外における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

（特設公衆電話の設置情報の管理）

第5条 第 3 条に規定する特設公衆電話の設置場所及び、第 4 条に規定する特設公衆電話の設置箇所、並びにこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1 に定める様式をもって相互に通知するものとする。

（通信機器等の用意）

第6条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機、電話機接続用ケーブルを用意し、保管の上、管理するものとする。

（電話回線等の用意）

第7条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を用意するものとする。

（移転、廃止等）

第8条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転、建て替え等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告するものとする。

2 前項の設置に係る設備の用意については、第 6 条に規定する通信機器等の用意及び、第 7 条に規定する電話回線等の用意に基づき行うものとする。

（設置場所の公開）

第9条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(利用の開始)

第10条 乙が、特設公衆電話の利用の開始を決定するものとし、乙からの連絡により甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所、時刻等の情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第11条 甲は、災害時において、利用者の適切及び円滑な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第12条 乙が、甲乙協議の上、特設公衆電話の利用の終了を決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した設置場所、時刻等の連絡を行うものとする。

(定期試験の実施)

第13条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第14条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第15条 甲は、第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(費用の扱い)

第16条 第6条に規定する通信機器等の用意に係る費用を、甲が、負担するものとする。

2 第7条に規定する電話回線等の用意に係る費用を、乙が、負担するものとする。

3 第8条に規定する移転、廃止等に係る費用は、前項及び前々項に基づき負担するものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については、甲が、負担するものとする。

4 第10条に規定する利用の開始及び、第13条に規定する定期試験の実施にかかる通話料金は、乙が負担するものとする。

(機密保持)

第17条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(有効期間及び解約特例)

第18条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から1年間とする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以後も同様のものとする。

2 甲乙いずれかが、この有効期間において、この覚書を解約しようとするときは、その3ヶ月前までに事情を示して予告しなければならない。

(原状回復)

第19条 乙は、この覚書が終了した場合は、速やかに乙の責任と費用負担で、特設公衆電話の配備に必要な設備のうち、乙の設置した部分について撤去し、甲に明け渡すこととする。

(その他)

第20条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

2 この協定は、甲と乙の責任者や組織の変更が生じた場合でも、その効力を失わないものとする。

3 本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年6月23日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市
市長
佐々木 一十郎 印

乙 宮城県仙台市若林区五橋3丁目2番1号
東日本電信電話株式会社 宮城支店
支店長
五十嵐 克彦 印

災害時における放送に関する協定書

名取市（以下（甲）という。）と特定非営利活動法人エフエムなとり（以下乙という）は、名取市域において災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第57条並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく放送及びその他の災害に関する放送等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災 害 法第2条第1号に規定する災害をいう。

（2）災害放送 法第57条に基づき、甲の要請により乙が他の放送に優先して行う臨時災害放送をいう。

（災害放送の要請）

第3条 甲は、法56条の規定による伝達、通知または警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により要請し、その後要請書を提出するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）放送事項

（3）その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送を行うときは、情報発信が甲である旨を放送するものとする。

（防災無線の放送）

第5条 乙は、甲が防災無線を使用した場合は、前条の手続を経ず乙の放送を中断し、甲の放送を行うものとする。

（災害放送の実施）

第6条 乙は、甲から要請された災害放送に関しての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（災害に関する広報）

第7条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 災害放送及び災害に関する各種情報の放送の費用は乙の負担で行うものとする。
但し放送が長期化し乙の負担が過大となった場合等は別途協議するものとする。

(臨時災害放送局)

第9条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用の負担は、甲・乙協議により決定するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時の広報内容などについて情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 名取市長 佐々木一十郎

乙 住所 名取市増田字柳田385-3
NPO法人エフエムなとり
理事長 中澤勝巳

災害時等における水道施設復旧応援に関する協定書

(甲) 名取市長 佐々木 一十郎

(乙) 名取市管工事業協同組合
理事長 佐藤 康浩

上記当事者間において、地震、風水害等自然災害並びに人災事故（以下「災害等」という。）が、当該地域に発生し又は、発生する恐れがある場合において、水道の確保を図り、もって住民生活の安定に寄与するため、甲が所管する水道施設の速やかな復旧活動（以下「復旧活動」という。）の応援要請活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等が発生し又は、発生する恐れがある場合において、甲の水道施設に被害を受けた場合に、甲は乙に対し災害復旧の応援を要請し、甲乙緊密な協力のもとに早期に現状回復を目指し、応援復旧活動に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による応援活動の基本行動は、「名取市地域防災計画」に基づくものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により、復旧活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し所要事項を口頭又は電話で応援を要請し、後日、次の事項を記載した文書で正規の手続きを行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の内容）

第3条 甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応援復旧活動
- (3) 応援復旧資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（事前準備及び報告）

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に復旧活動時の動員体制を確立すると共に、復旧活動に係る乙及び乙の会員の資機材の保有状況等を把握し、甲に報告するものとする。

（応援要員の派遣）

第5条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（指揮及び応援要員）

第6条 復旧活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

（応援活動の記録）

第7条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要な事項を記録し、速やかに甲に提出

するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する次の費用は、原則として甲の定める基準により甲が負担する。

- (1) 復旧活動用車両、資機材等の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 復旧活動に使用した乙及び乙の組合員が保有する資機材費
- (4) その他復旧活動に伴い発生する経費

2 応急復旧活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して甲に請求を執り行うものとする。

(連絡担当者等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、水道災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協定有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定められた事項に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年4月24日

(甲) 名取市長 佐々木 一十郎 印

(乙) 名取市管工事業協同組合
理事長 佐藤 康浩 印

災害発生時における名取市と名取市内郵便局の協力に関する覚書

宮城県名取市（以下「甲」という。）と名取市内郵便局（以下「乙」という。）は、名取市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、名取市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - （2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項[※]
 - （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。
(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 名取市 防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 名取郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年8月7日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 名取市内郵便局
名取郵便局
閑上郵便局
館腰郵便局
高館郵便局
名取ニュータウン郵便局
名取増田郵便局
名取大手町郵便局
名取ゆりが丘郵便局

名取市内郵便局代表
宮城県名取市飯野坂1-2-3

名取郵便局長 小 岩 龍 生 印
(現：日本郵便株式会社 名取郵便局)

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人岩沼歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動員の派遣）

第2条 甲は、名取市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護に従事する者（以下「歯科医療救護活動員」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護活動員を、救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前項の規定による甲の要請を待たずに歯科医療救護活動員を派遣することができる。

（歯科医療救護活動員の業務）

第3条 歯科医療救護活動員は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所及び医療施設等において、また、避難所等を巡回して歯科医療救護活動を行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する診断及び応急処置
- （2）傷病者の後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）歯科保健活動
- （4）警察が行う検視・検案に際しての法歯学上の協力

（医薬品等の補給）

第4条 第2条第2項の規定により、乙が派遣する歯科医療救護活動員が使用する医薬品等は、当該医療救護員が携行するもののほか、甲が支給する。

（医療費）

第5条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（医事紛争）

第6条 医療救護活動の実施により、歯科医療救護活動員と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第7条 第2条第2項の規定により、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

- （1）歯科医療救護活動員の派遣に要した人件費及びその費用
- （2）歯科医療救護活動員が携行した医薬品のうち使用したものの費用
- （3）歯科医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

(防災訓練への協力)

第8条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から協力の要請があった場合は、必要な協力を行う。

(細 目)

第9条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延期されたものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月11日

甲 名取市長 佐々木 一十郎 印

乙 一般社団法人岩沼歯科医師会
会 長 遠 藤 裕 三 印

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）は、災害発生に際し、レンタル機材の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が甲にレンタル機材の供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、発電機、投光器等、別表に掲げる乙が所有するレンタル機材（以下「機材」という。）をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時における機材の確保を図るため、必要と認める場合は、乙に対し、機材の供給を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に機材の供給を要請する場合は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、機材の供給について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 乙が甲に機材を引き渡す場所は、原則として甲が指定するものとし、甲は当該指定場所へ職員等を派遣し、機材を確認のうえ、これの引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙が供給した機材の賃借料及び運搬に係る費用（機材に係る動産総合保険の保険料）を含む。以下「費用」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

2 前項の機材の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、機材の引渡しを受けた後、乙からの請求書を受理した場合は、災害時の混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（被災による制限）

第8条 乙は、災害時に自らが被災した場合は、甲と協議のうえ、被害の程度に応じて、機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、この協定を同一条件でさらに1年間延長するものとし、以後、この例によるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく機材の供給に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者及び連絡先を定め、相手方に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（疑義の決定等）

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 27 年 11 月 30 日

甲 名取市長 佐々木 一十郎

乙 北海道札幌市中央区大通東 3 丁目 1 番地 19
株式会社カナモト
代表取締役社長 金本 寛中

別表

乙が供給するレンタル機材

発電機、投光器、仮設トイレ、建設機械、仮設ユニットハウス

災害時における物資の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（平常時の準備）

第2条 甲及び乙は、前条の目的のために平常時から次に掲げる項目について整備を行い、必要に応じ相互に報告する。

（1） 災害発生時における緊急時連絡先

（2） 供給可能な物資の在庫品目及び数量

（物資協力要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条により要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が、乙に要請する物資の種類は、次に掲げる乙が取り扱っているものとし甲が緊急に必要なとする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

（1） 医薬品

（2） 衛生用品

（3） その他、乙が供給可能な物資

（要請の手続き）

第6条 甲が、前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、物資供給要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話又はその他の方法）で要請を行い、要請後すみやかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。

2 乙は、前項により物資を供給した場合は、すみやかに物資供給報告書を甲に提出するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては健康福祉部保健センター所長乙においては総務部部長とする。

（経費の負担）

第9条 乙が甲へ供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

（物資の対価）

第10条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（協定の期間及び更新）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は更新されたものとする。

（実施細目）

第 1 2 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。
(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 仙台市青葉区大手町1番地1
株式会社バイタルネット
代表取締役社長 一 條 武

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と地方独立行政法人 宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、名取市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとし、乙は乙の病院の診療機能が失われた場合を除いて甲の要請に応じるものとする。ただし、乙は、災害の状況に応じて甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。

（医療救護活動の業務）

第3条 前条により乙が行う医療救護活動は、乙が乙の病院に医療救護所を開設し、傷病者に対するトリアージ及び応急処置、後方医療機関への搬送等を実施するものとする。

また、災害の状況に応じて甲から要請があった場合は、可能な範囲で医療救護班を派遣するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲乙は、災害時優先電話等により情報収集、情報提供、医療救護活動状況の報告を行うものとする。

（医療救護活動に対する指揮等）

第5条 乙が行う医療救護活動に関する運営の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 甲は、乙が医療救護活動を円滑に実施するため、医薬品及び衛生材料、車両用燃料の補給等について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（医事紛争）

第9条 医療救護活動の実施により、傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第10条 第3条の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

（1）医療救護活動に要した人件費

（2）医療救護活動に使用した医薬品等の費用

（3）医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（4）前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練に対し、協力するものとする。

（細 目）

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されたものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 名取市愛島塩手字野田山47の1
地方独立行政法人 宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
総 長 片 倉 隆 一

災害時の医療救護活動に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と独立行政法人 地域医療機能推進機構 仙台南病院（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、名取市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとし、乙は乙の病院の診療機能が失われた場合を除いて甲の要請に応じるものとする。ただし、乙は、災害の状況に応じて甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。

（医療救護活動の業務）

第3条 前条により乙が行う医療救護活動は、乙が乙の病院に医療救護所を開設し、傷病者に対するトリアージ及び応急処置、後方医療機関への搬送等を実施するものとする。

また、災害の状況に応じて甲から要請があった場合は、可能な範囲で医療救護班を派遣するものとする。

（連絡体制）

第4条 前条の規定による医療救護活動の円滑な実施を図るため、甲乙は、災害時優先電話等により情報収集、情報提供、医療救護活動状況の報告を行うものとする。

（医療救護活動に対する指揮等）

第5条 乙が行う医療救護活動に関する運営の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 甲は、乙が医療救護活動を円滑に実施するため、医薬品及び衛生材料、車両用燃料の補給等について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（事故報告）

第8条 医療救護活動にあたる従事者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（医事紛争）

第9条 医療救護活動の実施により、傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から医事紛争の発生について連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

（費用弁償等）

第10条 第3条の規定により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用のうち次に掲げるものは、甲が負担するものとする。

（1） 医療救護活動に要した人件費

（2） 医療救護活動に使用した医薬品等の費用

（3） 医療救護活動員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した

場合の扶助費

（4） 前各号に掲げるもののほか、この協定の実施のために要した費用

（防災訓練への協力）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練に対し、協力するものとする。

(細 目)

第12条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されたものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 佐々木 一十郎

乙 仙台市太白区中田町字前沖143番地
独立行政法人 地域医療機能推進機構
仙台南病院長 朝 倉 徹

名取市消防本部と仙南ガス株式会社とのガス災害対策に関する業務協定

(目的)

第1条 この協定は名取市消防本部（以下「消防本部」という。）及び仙南ガス株式会社（以下「仙南ガス」という。）が相互に協力し、消防本部管内において仙南ガスが供給するガスに起因する火災爆発、漏えい等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止すると共に、災害が発生した場合にこれを早期に鎮圧し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

(災害予防活動)

第2条 災害を未然に防止するために行う活動は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 連絡会議

消防本部及び仙南ガスは、災害予防上必要な情報を交換するため、必要に応じ連絡会議を開催する。

(2) 共同点検

消防本部及び仙南ガスは、双方必要があると認めた場合、それぞれが関係法令に基づき実施する立入検査又は定期点検を、双方協議のうえ共同で行う。

(3) 資料の提供

消防本部及び仙南ガスは、災害の予防又は消防活動のために必要と認められる資料を、それぞれ可能な範囲において相互に提供する。

(4) 災害防止設備の普及促進及び広報

仙南ガスは、ガス漏れ警報設備の普及促進を図るほか、住民及び職場に対する災害防止広報を積極的に行うものとし、消防本部はこれに協力する。

(5) 教育訓練

消防本部及び仙南ガスは、それぞれの職場に対して災害防止上必要な教育訓練を相互に実施するほか、消防本部が住民及び職場を対象として防災指導を行う場合において、消防本部から要請があったときは、仙南ガスはこれに協力する。

(災害防御活動)

第3条 災害を防御するために行う活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通報及び連絡

消防本部及び仙南ガスは、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに他方に対して通報及び連絡を行う。

(2) 出動体制

仙南ガスは、災害が発生したときの緊急出動体制及び応急活動体制の細部についてあらかじめ消防本部に情報を提供し、消防本部からの連絡通報を受けたときは直ちに出動する。この場合において、仙南ガスが、他業者の供給するガスに起因する災害であることを出動前に確認したときは、出動は要しないものとし、仙南ガスはその旨を消防本部に速やかに連絡するものとする。

(3) 緊急遮断

ア ガスの緊急遮断は、仙南ガスが行う。

イ 消防本部は、仙南ガスに先行して災害現場に到着し、現場の状況がガス爆発等により人身又は建造物に重大な被害が発生することが予想される等緊急やむを得ないと認めたときは、ガスの緊急遮断を行うことができる。

ウ 消防本部はイで定める措置を行ったときは、速やかに仙南ガスに連絡しなければならない。

エ イで定める処置を行った場合の供給再開は、仙南ガスが行う。

(4) 現場での協議及び措置

ア 仙南ガスの保安要員は、消防本部の現場指揮者と緊密な連携を保ち、関係情報の報告及び技術的な協力を行う。

イ 仙南ガスの保安要員は、消防本部の現場指揮者から指示があった場合は、その指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第3条 この協定の実施に関し必要な事項は、双方協議のうえ定める。

附 則

この協定は、平成29年5月12日から効力を発生する。

この協定を証するため、本書2通作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年5月12日

名取市消防本部
消防長 木 皿 正 之

仙南ガス株式会社
代表取締役 片 平 浩 和

災害時における園児等対象の一時避難施設としての協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と学校法人寿なとり学園（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における園児及び園児以外の乳幼児（以下「園児等」という。）対象の一時避難施設としての協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し市民生活の早期安定を図るために、乙が管理運営するなとり幼稚園（以下「幼稚園」という。）を園児等対象の一時避難施設としての提供及び使用協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙の幼稚園において、園児等対象の一時避難施設として可能な範囲で提供すること。

（2）前号における乙の幼稚園の提供期間は、3日間を上限とする。

（3）乙は、園児等の避難する父兄に対し、甲からの情報及びテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。

2 乙は、前項各号に定めるもののほか、甲が行う災害上必要とする事項に対し、可能な限り協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力の要請は、甲から乙に対する文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（物資の供給）

第4条 甲は、園児等の飲料水、食料等の必要な物資の供給に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 園児等対象の一時避難施設の管理運営に係る費用は、甲乙協議の上、負担者及び負担割合を決定する。

（連絡担当等）

第6条 この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し別途定めておくものとする。

（情報の交換）

第7条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（原状回復）

第8条 甲は、第2条の規定により、乙の施設を利用した結果、施設及び設備の一部又は全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行う。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間更新され、以後同様とする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年11月27日

甲 名取市増田字柳田 8 0 番地
名取市長 山 田 司 郎

乙 名取市増田三丁目 8 番 8 号
学校法人寿なとり学園
理 事 長 佐 藤 宏 郎

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と仙台地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災等の災害発生時又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が現場において活動する消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 活動に要する費用は、乙が活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括して甲に申請を執り行うものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長、乙においては仙台地区生コンクリート協同組合専務理事とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月14日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司 郎

乙 仙台市青葉区五橋一丁目6番2号

仙台地区生コンクリート協同組合

理事長 菊地 雄 一

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社タイハク（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災等の災害発生時又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が現場において活動する消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、甲乙協議のうえ甲が負担する。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市消防本部警防課長、乙においては仙台地区生コンクリート協同組合専務理事とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月14日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司 郎

乙 名取市高館熊野堂字今成西37番地
株式会社タイハク
代表取締役 佐藤 泰 行

災害時における無人航空機を活用した情報収集 及び物資輸送等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と有限会社公衆開発（ドローンショップ仙台）（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、無人航空機（ドローン）を活用した情報収集及び物資輸送等に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請するものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）災害現場又は災害発生のおそれがある現場の状況確認及び撮影に関すること。

（2）災害発生時における孤立者への物資輸送に関すること。

（3）消防活動上必要とする情報の収集

（4）その他行政全般にわたり甲が要請する業務

2 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機（ドローン）及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の協力業務を行うときは、関係法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第3条の規定に基づき要した費用は、甲に請求できるものとする。

2 費用の算出方法は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき実施した協力業務及び訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において補償するものとする。

（権利の帰属等）

第7条 協力業務により撮影した映像・画像等については、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像・画像等を、甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から参加の要請があった場合は、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して

定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙を記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

乙 岩手県盛岡市上堂四丁目1番20号
有限会社公楽開発（ドローンショップ仙台）

代表取締役社長 山田 栄作

災害時における支援協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤チェーン（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復興対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急対策のため緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給及び運搬について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資の範囲は、食料品・飲料水等、乙が取り扱っているものとし、甲が緊急に必要とする物資であって、かつ、乙において調達できる物資とする。

（要請の手続き）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては名取市総務部防災安全課、乙においては株式会社伊藤チェーン本部専務取締役とし、変更のつど相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第8条 第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲は、前項に基づく物資の対価及び運搬費用の請求があった場合は、乙に対しすみやかにその費用を支払うものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（保有物資の照会）

第10条 協定の万全な実行を期するため、甲は必要に応じて乙に対し在庫品目及び数量等について照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

（施行開始日）

第 11 条 この協定は、締結日より施行する。

(改正又は廃止)

第 12 条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって 3 ヶ月以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 8 月 28 日

甲 宮城県名取市増田字柳田 80

名 取 市 長 山 田 司 郎 印

乙 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀 2 番地 1
株式会社 伊藤チェーン

代表取締役社長 伊 藤 吉 一 印

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社トライアルカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、スーパーセンタートライアル名取店の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設の車両一時避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するスーパーセンタートライアル名取店の駐車場施設を車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定するスーパーセンタートライアル名取店の責任者等に災害等の情報を提供し、同責任者は、業務に影響を及ぼさない範囲で、甲からの情報及び同責任者が知り得た災害状況を、可能な限り避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第5条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれから改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 株式会社トライアルカンパニー
代表取締役

石 橋 亮 太

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

名取市(以下「甲」という。)と宮城三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、名取市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙から受ける電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の要請)

第2条 甲は、災害時等の応急対応又は災害復興のために車両及び給電装置を必要とするときは、乙に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 貸与を必要とする車種及び台数
- (6) 貸与を希望する期日及び引渡し場所
- (7) その他必要な事項

(協力)

第4条 乙は、甲からの協力要請があった場合には速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。車両等の貸与期間は、車両等の引渡し日から起算して一週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、協力要請に基づき、引渡し場所に車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 甲は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 甲は、乙から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用すること。
- (2) 名取市内において使用すること。
- (3) 車両及び給電装置が故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合には、乙に速やかに連絡をすること。

(損害賠償)

第6条 車両及び給電装置の使用時又は協力要請中に発生した損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的損害についてはその責めに帰すべき事由のある者が賠償責任を負うものとし、責めに帰すべき事由が不明な場合には、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の輸送路における事故により第三者に与えた物的及び人的損害については、乙が賠償責任を負うものとする。
- (3) 貸与期間中に事故が発生した場合は、甲は速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入してい

る保険の適用を受けるものとする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(4) 車両及び給電装置の故障、損害等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、本協定第4条の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及びその車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は、甲の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算出に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第8条ただし書の費用について乙からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上各自1通を保有する。

令和2年4月23日

甲 名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

乙 仙台市宮城野区日の出町1丁目5-36
宮城三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 千田 茂穂

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、弘誓寺（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第2条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。
- （2）乙は、避難施設を開設し、管理・運営するものとする。
- （3）甲は、乙の避難施設を開設するにあたり、必要な食料・物資等について、避難者が各自持参するよう、可能な限り、周知するものとする。
- （4）乙は、避難施設に収容した避難者が食料・物資等を持参できなかった場合、乙の所有する物資を可能な範囲で提供するものとする。
- （5）甲は、乙に災害等の情報を提供し、乙は、甲からの情報及び乙が知り得た災害状況を、避難者に対し可能な限り提供するものとする。
- （6）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （7）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第5条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設及び閉鎖）

第4条 避難施設の開設期間は、原則、災害発生の日の翌日の午前中までとする。

2 甲は、前項の期間中に乙の避難施設を閉鎖できるよう、避難者を他の避難所に移送するなど、必要な対応をするものとする。

（不測の事態への対応）

第5条 避難施設を開設した結果、乙の責に帰さない事由により、感染症の拡大など、不測の事態が発生した場合には、甲、乙、相互に協議のうえ、甲の責任において必要な対応をするものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を利用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない）の一部ないし全部に損傷や棄損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行う。

(連絡担当等)

第7条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年6月24日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 弘誓寺 住職

疋 田 運 泉

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、アークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、ホームセンタームサシ名取店の使用及び物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の一時避難施設としての提供、物資の提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するホームセンタームサシ名取店の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、乙の協力を得て、避難施設を開設・運営するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙又はホームセンタームサシ名取店からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）乙は、甲から、応急救済のため必要とする物資の提供の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）日用品
- （2）その他、乙の取り扱う商品

（協力の要請）

第4条 第2条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。この際、甲が物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に基づき、乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、災害発生前の適正価格に基づき、甲、乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 甲は、第2条に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現

状回復を行うものとする。

(連絡担当等)

第7条 甲と、乙の指定するホームセンタームサシ名取店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(災害への備え)

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙の行う防災訓練への相互参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年7月20日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 アークランドサカモト株式会社
代表取締役

坂 本 雅 俊

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社マルタマ（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設として、まるたま名取店の使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第3条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設の車両一時避難場所としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理するまるたま名取店の駐車場施設を車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定するまるたま名取店の責任者等に災害等の情報を提供し、同責任者は、業務に影響を及ぼさない範囲で、甲からの情報及び同責任者が知り得た災害状況を、可能な限り避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設の管理・運営上において、乙からの要請や要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第6条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、本協定第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第5条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれから改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年7月26日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 株式会社マルタマ 代表取締役社長

竹 田 隆

災害時における協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急物資の輸送並びに一時避難施設としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）等において、甲から乙に対して行う生活救援物資等緊急物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）要請、並びに一時避難施設としての使用に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（緊急輸送に関する協力内容等）

第2条 緊急輸送に関する協力内容等については、別紙第1のとおりとする。

（一時避難施設としての使用に関する協力内容等）

第3条 一時避難施設としての使用に関する協力内容等については、別紙第2のとおりとする。

（連絡担当等）

第4条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからでも改案及び廃止等の意思表示がない場合には、継続されるものとする。

（旧協定書の廃止）

第6条 この協定の締結により、平成27年1月30日に締結した「緊急物資の輸送に関する協定書」は廃止する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年8月24日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部

支部長 平 良夫

別紙第1

緊急輸送に関する協力内容等

1 協力内容

甲と乙の協力内容は、生活救援物資等緊急物資の輸送とする。

2 協力要請

甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

3 協力の実施

乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して、これに協力するものとする。

4 報 告

乙は、前項の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

5 経費の負担

(1) 3項の規定により、乙が実施した緊急輸送に要する費用については、甲が負担する。

(2) 前項の費用の算出については、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として、甲と乙の協議により決定するものとする。

6 事故等

(1) 乙の供給した緊急物資輸送車両（以下「輸送車両」という。）が事故その他の事由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該車両を交換する等、その供給を継続しなければならない。

(2) 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときには、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

7 損害賠償責任

乙は、緊急輸送中に、甲の責に帰さない事由により、緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）や第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとする。

8 補 償

3項の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

9 車両状況報告

甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めた場合は、乙または乙に加盟する会員等が保有する車両及び数量等の状況について、乙に報告を求めることができる。

10 被災都道府県の救援

甲が、被災した都道府県への緊急輸送を行う場合には、乙はこの協定の趣旨に鑑みて協力するものとする。

一時避難施設としての使用に関する協力内容等

1 協力内容

甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理する仙南輸送サービスセンター（名取市堀内字南竹188-3）の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な限り甲に提供するものとする。
- (2) 甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、甲の責任において、避難施設を開設・運営するものとする。
- (3) 甲は、避難施設の管理上において、乙からの要望があった場合、可能な限り対応するものとする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

2 協力の要請

甲は、1項に規定する協力を要請する場合には、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

3 費用負担

甲は、1項に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により現状回復を行うものとする。

4 災害への備え

甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙の行う防災訓練への相互参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城キッチンカー協会（以下「乙」という。）及び株式会社伊藤チェーン（以下「丙」という。）は、名取市域内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙及び丙と協力して避難所等にキッチンカーによる物資の供給等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲だけでは応急対応等を実施することが困難な場合、甲は乙及び丙に対して次の事項の協力を要請することができる。

（1） 乙（一般社団法人 宮城キッチンカー協会）

- ①甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- ②避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- ③その他甲が要請する支援

（2） 丙（株式会社 伊藤チェーン）

- ① 乙による炊き出しへの物資の供給
- ② その他甲が要請する支援

（協力要請の方法）

第4条 甲の乙及び丙に対する協力要請は、文書「協力要請書（様式1）」により行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第5条 第3条により甲から協力要請があったときは、乙及び丙は速やかに業務の実施について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

2 乙が、キッチンカーによる炊き出しを行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

3 乙が、キッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

4 甲は、乙及び丙が第1項に基づき移動する車両については、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（実施報告）

第6条 乙及び丙は、前条に基づく協力を行ったときは、甲に対して別に定める「実施報告書（様式2）」により、乙及び丙各々が実施報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 前条に係る乙が提供した労務及び丙から提供された原材料等の調達に要した費用を含む費用の対価については、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙及び丙と協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 乙及び丙による協力事業の移動に係る費用は、乙及び丙による通常業務での移動と同様とみなし、乙及び丙各自が負担する。ただし、移動が広範囲に及ぶ場合や通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲と乙及び丙協議のうえ、これら負担額を調整するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条第1項に係る費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項に係る費用請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項に係る丙からの費用請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を丙に支払うものとする。

4 前条第2項ただし書きに係る費用は、乙及び丙の請求により、甲が支払うものとする。

(連絡体制)

第9条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡部署及び連絡担当者を定め、定期的（毎年1回4月末日まで）及び期中の担当者変更時は速やかに協定に基づき「連絡部署及び担当者の報告書（様式3）」により、各自相手方に通知するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 甲は、乙及び丙が第5条第1項の規定に基づき協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属するものを関与させたと認められたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。

3 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙及び丙に電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月24日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地
名 取 市 長 山 田 司 郎

乙 宮城県名取市大手町一丁目1番22号
一般社団法人 宮城キッチンカー協会
会 長 佐 藤 幸 弘

丙 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀2番地1
株式会社 伊藤チェーン
代表取締役社長 伊 藤 吉 一

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社トーモク仙台工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）段ボール製品（段ボールベット、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2）その他乙の取扱商品

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月14日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 宮城県岩沼市下野郷字新田155
株式会社トーモク仙台工場
執行役員工場長 太田 賢一

みやぎ生活協同組合岩沼店屋上駐車場の一時使用に関する確認書

名取市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）及び株式会社太白地所（以下「丙」という。）は、乙・丙の所有する岩沼店屋上駐車場（以下「駐車場」という。）の一時使用に関して以下のように確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙及び丙に対し、駐車場の一時使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 災害時において、甲の住民の一時避難場所として、乙・丙の所有する駐車場を使用することを許可する。ただし、乙・丙の都合により、使用を認めない場合がある。

（使用にあたって甲の守るべき点）

第3条 甲は駐車場の使用に際し、以下の点を守ることを約する。

- （1）駐車場に仮設住居、テントなどを設営しない。また、火気の使用は行わない。
- （2）駐車上はあくまで住民の一時待機場所とし、原則12時間を超える使用は行わない。
- （3）駐車場の使用を終了する際は、ごみなどの収集を行い使用前の状態に復元する。
- （4）その他、駐車場の使用に際しては、乙の職員の指示に従う。

（協力の要請）

第4条 協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話を持って要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は無料とする。

（連絡担当）

第6条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期限）

第7条 この確認書の有効期限は、締結の日から1年とする。ただし有効期限の1ヶ月前までに甲と乙及び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は継続され1年延長し、以後も同様とする。

（疑義）

第8条 本確認書の内容について疑義が生じた場合には、甲と乙及び丙の3者が協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 みやぎ生活協同組合 代表理事 専務理事
大越 健治

丙 株式会社 太白地所 代表取締役 伊藤 義明

災害時における名取市サイクルスポーツセンターの避難施設使用についての覚書

名取市（以下「甲」という。）とセントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体（以下「乙」という。）とは、名取市サイクルスポーツセンター条例（名取市条例第11号）第5条第3号並びに名取市サイクルスポーツセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第6条第1項第4号の規定に基づき、乙の管理する施設を、甲の地域防災計画に定める避難施設として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定書に定める事項のほか、災害時において、甲が乙の管理する名取市サイクルスポーツセンターの施設の一部を緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の開設等）

第2条 避難場所としての開設の判断は甲が行うものとする。乙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由が無い場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲から乙に連絡する暇のない場合や、連絡手段が途絶する等の場合においては、乙の判断により避難場所として開設することができるものとする。

（職員の派遣）

第3条 甲は、避難者の状況把握や避難者への支援のため、又は乙が避難場所の開設にあたり必要とする事項の把握などのため、移動の安全が確保できる範囲内において職員を派遣するものとする。

（避難場所の運営）

第4条 乙は、避難場所として施設の一部を開設した後は、避難場所の運営にあたるものとする。

2 前項に規定する運営の要領は、甲と乙が協議の上、甲の責において避難所運営マニュアルとして定めるものとする。

3 前項において定められた事項以外に、避難場所の開設及び運営に関して意思決定を行う必要が生じた場合は、甲、乙間において協議を行うことを原則とする。ただし、緊急であり協議を行う暇が無い場合には、乙において意思決定し、事後速やかに当該決定事項を甲に報告するものとする。

（避難場所として使用できる範囲）

第5条 乙の管理する施設において、避難場所として使用できる範囲は、原則として当該施設の3階以上、かつ客室を除くスペースとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した場合には、甲は、乙の対応が可能な範囲において、避難場所としての使用を要請できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外についても、避難場所として提供することができるものとする。

（収容人数）

第6条 避難場所としての収容人数は、210人を基準とする。ただし、避難者の安全を確保するため、一時的に基準数を超えて収容することはできるものとする。

（避難場所の開設等の訓練）

第7条 乙は、施設利用者などの安全を確保するため、避難訓練や避難場所の開設・運営訓練を行うものとする。必要に応じ、甲はこれに協力するものとする。

2 近隣に所在する事業主などの要請に基づき、甲が地域参加型の避難訓練を行う場合には、甲と乙の事前協議の上、乙は、業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。当該訓練に係る広報等、必要な事務については、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(住民への周知)

第8条 甲は、避難場所として乙の管理する施設の使用又は避難の要領など、必要事項について、地域への広報並びに周知に努めるものとする。

(備蓄品)

第9条 甲は、乙との協議の上、乙の管理する施設内において、避難場所の運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。

2 前項の備蓄品の種類及び数量は、甲が別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定められた事項について疑義が生じた時は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 名 取 市 長 山 田 司 郎 印

乙 セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体
代表企業 セントラルスポーツ株式会社
代 表 取 締 役 後 藤 聖 治 印

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用及び物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第4条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の使用、物資の提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に乙の管理するヨークベニマル名取愛島店（以下「名取愛島店」という。所在地：名取市愛の杜一丁目1-1）の駐車場施設を、車両等の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な範囲で甲に提供するものとする。
- （2）乙は、甲から、応急救済のため必要とする物資の提供に係る要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。
- （3）甲は、乙が指定する名取愛島店の責任者等に災害情報を提供し、同責任者等は、業務に支障のない範囲で、甲からの情報及び同責任者等が知り得た災害情報を避難者に提供するものとする。
- （4）甲は、避難施設を使用する上で、乙からの要請や要望があった場合、これに対応するものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条に規定する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料品及び飲料水等
- （2）その他、乙の取り扱う商品

（協力の要請）

第4条 第2条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。この際、甲が物資の供給を受けようとする場合は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話などをもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲の指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達物資を確認の上、受け取るものとする。ただし、引き渡し場所への運搬に危険を伴うと乙が判断し、運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項により甲の職員が物資を確認した場合は、すみやかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に基づき、乙が供給した商品の対価及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、災害発生前の適正価格に基づき、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、第2条に基づき、乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（その所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷又は毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

（連絡担当等）

第7条 甲と、乙の指定する名取愛島店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（細目）

第10条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年2月17日

甲 名 取 市 長
山 田 司 郎 印

乙 株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長

真 船 幸 夫 印

災害時における一時避難施設としての使用に関する覚書

名取市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人パートナーシップなとり（以下「乙」という。）は、名取市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の管理運営に関する基本協定書第6条の規定に基づき、災害時における一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、支援センターを使用することに関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第5条 この覚書は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する施設の避難施設としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に市民等の安全確保のため、乙の管理する支援センターの一部を、避難施設として、可能な範囲で甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、職員を配置し、乙の協力を得て避難施設を開設するとともに、その後の運営については甲の責において行うものとする。
- （3）甲は、避難施設を開設・運営する上で、乙又は支援センターからの要請や要望がある場合、可能な範囲で対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話、F a x、メール等を含む。）で要請を行い、要請後すみやかに文書を提出するものとする。

（避難施設の開設等）

第4条 避難施設として開設する際の判断は甲が行うものとする。乙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由がある場合を除き、その開設に協力するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が開設の判断をする以前に避難者が避難を求めた場合においては、乙が対応できる範囲において、乙の判断により避難者を収容できるものとし、事後速やかに甲に通報するものとする。

（避難場所として使用できる範囲）

第5条 乙の管理する施設において、避難場所として使用できる範囲は、原則として当該施設の2階以上、かつ貸事務室を除くスペースとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した場合には、甲は、乙の対応が可能な範囲において、避難場所としての使用を要請できるものとする。

（収容人数）

第6条 避難場所としての収容人数は、約80人を基準とする。ただし、避難者の安全を確保するため、一時的に基準数を超えて収容することはできるものとする。

(住民への周知)

第7条 甲は、避難施設としての施設の使用要領、駐車場の台数制限及び避難の要領など、必要事項について、地域への広報並びに周知に努めるものとする。

(備蓄品等)

第8条 甲は、乙との協議の上、乙の管理する施設内において、避難場所の開設・運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。

2 前項の備蓄品の種類及び数量は、乙との協議の上、甲が別に定めるものとする。

(費用負担)

第9条 甲は、第2条に基づき、一時避難施設として乙の施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

(連絡担当等)

第10条 甲と、乙の指定する支援センターの責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(災害への備え)

第11条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。また、乙は、甲の行う防災訓練への参加等に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(細目)

第13条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年3月5日

甲 名 取 市 長 山 田 司 郎

乙 特定非営利活動法人パートナーシップなとり
代 表 理 事 阿留多伎 真人

みやぎ生活協同組合名取西店屋上駐車場の一時使用に関する確認書

名取市（以下「甲」という。）とみやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）及びタイムズ24株式会社（以下「丙」という。）は、乙が所有、丙が管理する名取西店屋上駐車場（以下「駐車場」という。）の一時使用に関して以下のように確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙及び丙に対し、駐車場の一時使用を要請する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 乙及び丙は、災害時において、甲の住民の一時避難場所として、乙の所有する駐車場を使用することを許可する。

ただし、乙・丙の都合により、使用を認めない場合がある。

（使用にあたって甲の守るべき点）

第3条 甲は駐車場の使用に際し、以下の点を守ることを約する。

- （1）駐車場に仮設住居、テントなどを設営しない。また、火気の使用は行わない。
- （2）駐車上はあくまで住民の一時待機場所とし、原則12時間を超える使用は行わない。
- （3）駐車場の使用を終了する際は、ごみなどの収集を行い使用前の状態に復元する。
- （4）その他、駐車場の使用に際しては、乙の職員の指示に従う。

（協力の要請）

第4条 協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話を持って要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は無料とする。

（連絡担当）

第6条 甲と乙及び丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

（有効期限）

第7条 この確認書の有効期限は、締結の日から1年とする。ただし有効期限の1ヶ月前までに甲と乙及び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は継続され1年延長し、以後も同様とする。

（疑義）

第8条 本確認書の内容について疑義が生じた場合には、甲と乙及び丙の3者が協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙及び丙が押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長

山田 司郎

乙 宮城県仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
みやぎ生活協同組合
代表理事 専務理事

大越 健治

丙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
タイムズ24株式会社 東日本営業統括本部
第一営業本部 東北支店長

前野 展克

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

名取市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策を目的として、避難所における集団生活による感染の危険を回避することが難しく、適切でないと認められる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

記

宿泊施設名 ホテルルートイン名取
所 在 宮城県名取市増田字関下37番地
宿泊施設名 ホテルルートイン名取岩沼インター
所 在 宮城県名取市堀内北竹345-1

（宿泊施設利用対象者の範囲）

第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、甲が管理する避難所等に避難した者のうち、甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者とする。但し、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

（客室等確保の要請）

第3条 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。

3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。

4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

（客室の確保）

第4条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。

2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。

3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。

4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

（キャンセル料）

第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から6時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

（客室の利用期間）

第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものと

する。

2 前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

(宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(利用料金)

第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用料金（以下「利用料金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊施設利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 利用料金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

(利用料金の支払い)

第9条 乙は、利用料金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日から30日以内に、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第10条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(1) 本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者（以下「客室使用者」という。）がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。

(3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

(朝食の提供)

第11条 乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名あたりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(サービスの低下と宿泊料金)

第13条 甲は、第10条、第11条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用料金の減額を求めることはできないものとする。

(救護措置)

第14条 客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救

急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。

- 2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

(客室使用者に対する甲の援助措置)

第15条 甲が、客室使用者の健康状態、その他必要事項を把握するため、当該客室への職員の立ち入りなどを要請する場合には、乙は、これに協力するものとする。

- 2 甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。

- 3 前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲の職員が行うものとする。

- 4 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

(遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する必要があることを、予め了承するものとする。

(損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

- 2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第22条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書式通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壹通を保有する。

令和3年3月3日

(甲) 宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長 山田 司郎

(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号
ルートインジャパン株式会社

代表取締役 永山 泰樹

航空法第132条の3の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書

名取市長（以下「甲」という。）及び仙台空港事務所長（以下「乙」という。）は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第236条の9及び第236条の10の規定を適用した無人航空機の飛行（以下「搜索又は救助のための無人航空機の飛行」という。）について、航空局制定「航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（国空航第687号、国空機第926号、平成27年11月17日制定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、甲（甲から依頼を受けた者を含む。）が搜索又は救助のための無人航空機の飛行を行う場合における甲及び乙との間の調整に係る連絡体制等を確保し、飛行する航空機の航行の安全を確保することを目的として、以下の事項について合意する。

1. 定義

- (1) 「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。（重量200g未満のものを除く。）
- (2) 「航空情報」とは、航空法第99条の規定に基づき、国土交通大臣が航空機乗組員に対し提供する航空機の運航のために必要な情報をいう。
- (3) 「制限表面」とは、航空法に規定される進入表面、転移表面、水平表面、延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面のことをいう。

2. 対象空域

この覚書の対象空域は名取市内の以下の空域とする。

- (1) 仙台空港制限表面上の空域
- (2) 仙台航空交通管制圏及び仙台進入管制区における地表又は水面から150m以上の高さの空域

3. 調整

甲が上記2の空域における搜索又は救助のための無人航空機の飛行を行う場合、甲は乙に対し、別表「連絡先一覧表（飛行調整先）」により以下の情報を提示して調整を行うものとする。

- (1) 飛行の日時
- (2) 飛行の経路（可能な限り緯度経度にて表すこと）
- (3) 飛行の高度

4. 通知

甲が上記2.において搜索又は救助のための無人航空機の飛行を開始する場合及び終了した場合、甲は乙に対し、別表「連絡先一覧表（飛行通知先）」により飛行開始及び飛行終了を通知する。

5. 航空機の航行の安全確保

- (1) 乙は、甲による無人航空機の飛行が航空機の航行の安全を阻害するおそれがある場合、乙に対し無人航空機の飛行の中止又は十分な距離を確保して飛行するよう指導することができるものとする。

(2) 甲は、航空機の航行、他の無人航空機及び地上又は水上の人及び物件の安全確保のため、ガイドラインに基づき対策を講じる。

6. その他

(1) 甲は、上記 3. の調整を行った後、東京航空局東京空港事務所に対し、ガイドラインに定められた航空情報の発行手続きに必要な情報を通知するものとする。

また、甲は搜索及び救助のための無人航空機の飛行が終了した場合、東京航空局東京空港事務所へ通知するものとする。

(2) 名取市内の上記 2. のいずれにも該当しない空域における搜索又は救助のための無人航空機の飛行については、上記 3. の調整及び上記 4. の通知は要しない。

(3) 上記に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

1. この覚書は、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

2. この覚書の適用をもって、「航空法第 132 条の 3 の規定を適用した無人航空機の飛行に関する覚書」(令和元年 12 月 6 日締結)は廃止する。

この合意の証として、本書を 2 通作成し、甲乙押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 9 月 30 日

甲 名取市長

山 田 司 郎

乙 仙台空港事務所長

坂 上 昌 彦

水道施設等災害時に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と水 i n g AM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業体（以下「乙」という。）は、災害時における応援復旧活動に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月11日

甲 宮城県名取市増田字柳田80
名取市長 山 田 司 郎

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目5番30号
水 i n g AM・名取市管工事業協同組合・産電工業特定共同企業体
代表者 水 i n g AM株式会社東北支店
支店長 片 桐 均

（目的）

第1条

本協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害等」という。）の発生により、甲の水道施設等に被害が発生した場合において、当該施設等の継続的な操業に必要な応援復旧活動について必要な事項を定めるものとする。

（応援復旧活動の対象施設等）

第2条

本協定により乙が応援復旧活動を行う甲の水道施設等は、甲乙間で令和3年12月24日に締結した名取市高館浄水場等運転維持管理業務委託に関する業務委託契約書（以下「本契約」という。）に付随する業務委託性能仕様書別紙ー1「1.対象施設」及び「2.対象設備」に定める水道施設及び設備（以下「水道施設等」という。）とする。

（応援復旧活動の要請）

第3条

甲は、災害等の発生時において、水道施設等の復旧作業に乙の応援復旧活動が必要であると認めたときは、乙にその実施を要請することができるものとする。

（応援復旧活動の実施）

第4条

乙は、甲から応援復旧活動の要請を受けた際、対応可能であると判断した場合、これを承諾し、応援復旧活動を行うものとする。なお、当該応援復旧活動の実施にあたっては、当該応援復旧活動の従業者の安全を最優先として実施することを甲乙間で確認する。

（応援復旧活動の要請方法）

第5条

第3条の規定による甲から乙に対する応援復旧活動の要請は、以下に掲げる事項を記載した文書にて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、要請後遅滞なく、甲から乙に対して当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- （1）災害等及び水道施設等の被災の状況
- （2）必要とする応援復旧活動の概要
- （3）必要とする人員

(4) 応援復旧活動の実施場所及び経路

(5) 応援復旧活動の実施期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 乙は、前項に基づく要請を受けた場合は、その諾否を甲に書面をもって通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によりこれを通知することができるものとし、通知後速やかに書面を送付する。

3 乙が前項の規定により応援復旧活動を受諾した場合、甲及び乙は遅滞なくに当該委受託を証する契約書を作成し、締結するものとする。なお、当該受託の費用については、第10条の定めに従う。
(応援復旧活動の内容)

第6条

甲が乙に要請を行う応援復旧活動は、次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 水道施設等の復旧作業

(3) 前各号に掲げるもののほか、水道施設等の機能を維持するために必要な業務のうち、乙が対応可能であると判断する業務

(情報交換)

第7条

乙は、本協定による応援復旧活動に速やかに対処するため、応援復旧活動時の動員体制を整備する。なお、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて甲乙間で情報交換を行うものとする。

(応援復旧活動の役割分担)

第8条

甲は、応援復旧活動に関わる担当者を選任し、指揮及び連絡調整を行うものとする。

2 乙は、第4条の規定により応援復旧活動を受託したときには直ちに甲の指定場所に出動し、応援復旧活動を実施するものとする。

3 乙は、甲の指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間を甲に報告するものとする。

(応援復旧活動の記録)

第9条

乙は、応援復旧活動を行ったときは、当該活動の実施内容等について甲乙間で別途定める必要事項を記載した報告書を、甲に対して速やかに提出するものとする。

(費用負担)

第10条

本協定に基づく応援復旧活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算定については、乙が作成して甲に提出した見積をもとに甲が積算し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第11条

乙の各構成員は、本協定に基づき応援復旧活動に従事する各構成員の従業者に対し、各々が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令による労働災害損害補償に係る所要の措置を講じるものとする。

(連絡責任者)

第12条

甲及び乙は、災害等の情報伝達を正確に行うため、連絡責任者を定め、災害等の発生時における応援復旧活動の必要事項について、相互に連絡を行うものとする。

(損害賠償)

第13条

応援復旧活動の実施にあたり、乙の各構成員の責めに帰すべき事由に基づき甲又は第三者に損害

が生じた場合は、当該責めに帰すべき事由を有する者がこれを賠償するものとし、乙の責めに帰すべき事由がない場合の損害については、甲がこれを賠償する。

(協定有効期間)

第14条

本協定の有効期間は、令和4年5月11日から令和9年3月31日までとする。

(協議事項)

第15条

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「機材」とは、ユニットハウス、トイレ用資機材並びにエアコンや照明などのオプション資機材を含み、乙が、直接又は間接的に提供可能なレンタル機材等を総称する。

（要請）

第3条 甲は、災害の発生により市庁舎などの使用が困難となった場合、その他、市域において乙の保有する機材が必要であると認められる場合には、乙に対し機材の優先的な提供を要請できるものとする。

2 甲は、前項に規定する要請を行う場合には、「供給要請書」（様式第1号）により文書をもってこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話などをもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 前条の要請を受理した後、乙は、やむを得ない事由のない限り、速やかに機材の優先的な提供などに係る必要な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲と共有するものとする。

（機材の設置）

第5条 機材を設置する場所、数量並びに引渡し の時期については、甲と乙の協議のうえ、甲が指定できるものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を「報告書」（様式第2号）により甲に報告し、承認を得るものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙が提供した機材の賃借料及び運搬並びに設置に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙の協議に基づき定めるものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、機材引渡しの後、乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を支払うものとする。

2 前項の規定に係わらず、災害に伴う混乱等の発生など、やむを得ない事由が生じた場合には、甲と乙の協議のうえ、混乱等の収束後、努めて速やかに費用を支払うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期限満了の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも改案並びに廃止の申し出がない場合には、継続されるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、この協定に基づく連絡並びに調整を円滑に行うため、あらかじめ災害時における連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者に変更が生じたときには、文書をもって相手方に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年11月24日

甲 名取市長 山 田 司 郎

乙 三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

災害時における施設使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校（以下「乙」という。）は、名取市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、名取市内の災害時において、甲が乙の管理する施設の一部を市地域防災計画に定める指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）として使用すること及び甲が行う災害対策に乙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的とする。

（使用の要請等）

第２条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が管理する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の要請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、これに協力するものとする。

(1) 仙台高等専門学校名取キャンパス 第一体育館及び第二体育館

(2) その他乙が使用を認めた施設

２ 甲は、乙に前条各号に定める施設（以下「施設」という。）の使用の要請を行うときは、施設使用許可申請書（別紙様式１）を提出する。ただし、緊急時においては、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

(1) 避難所等として甲が使用する施設の提供

(2) その他甲の行う災害対策上必要な土地・施設等の提供

（要請に基づく措置等）

第４条 乙は、甲からの第２条第２項の使用の要請に基づき、施設の使用を認めるときは、甲に対し施設使用許可書（別紙様式２）を交付し、甲は、本協定及びその他の取り決め等に基づき使用するものとする。

２ 乙は、前項に基づき要請を受諾する場合は、使用料を無償とする。

３ 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設の出入口の開錠等の措置を講じるものとする。

４ 施設の運営は、原則、甲が行うものとし、乙は業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第５条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取り消し、又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じて、乙は、その補償は行わないものとする。

(1) 乙が、やむを得ない事由により本来の目的に供する必要が生じたとき

(2) 甲に、本協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第６条 甲は、第４条第１項に基づき使用を許可された施設を利用する者に対し、許可された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第７条 甲は、施設の使用によって、乙が管理する設備、施設又は土地を損壊させた場合は、乙に対

し、速やかに報告するものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状回復に要する費用は、甲の負担とする。

（経費等の負担）

第9条 第3条に規定する協力において要した光熱水費などの経費については、甲の負担とする。

2 前項及び前条第3項に規定する経費を除き、協力を要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（情報の交換）

第10条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に通知し、災害時には、速やかに相互に連絡を取るものとする。連絡責任者に変更が生じたときは、文書をもって相互に通知するものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 名 取 市 長
山 田 司 郎

乙 独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校長
澤 田 恵 介

災害時における輸送の協力に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と大新東株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送（以下「輸送」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲から乙に対して行う輸送の協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、輸送を実施するにあたり輸送経路等の安全性が平時と同程度であることが確認でき、かつ、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、別に定める「輸送協力要請書」（様式第1）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共交通運行等の通常業務に支障のない範囲において輸送に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力の可否について、別に定める「輸送協力に関する回答書」（様式第2）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条第1項の輸送を実施したときは、当該業務完了後速やかに、甲に対して、別に定める「業務実施報告書」（様式第3）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の輸送の実施に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において当該輸送を行うために要した人件費及び燃料費とし、災害発生前における適正な価格に基づき、甲乙協議して定める。

3 乙は、甲に対し協力に要した費用を請求するものとする。

4 甲は、乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を支払うものとする。

5 前項の規定に係わらず、災害に伴う混乱等の発生など、やむを得ない事由が生じた場合には、甲乙協議のうえ、混乱等の収束後、努めて速やかに費用を支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した輸送車両が事故その他の事由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換する等、その供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、輸送車両の運行に際し事故が発生した場合、あるいは事故その他の事由により輸送の継続ができなくなった場合は、甲に対し速やかにその状況を別に定める「事故等報告書」（様式第4）により文書をもってこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 乙は第3条第1項の輸送中に、甲の責に帰さない事由により、輸送に従事した者や第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責を負うものとする。

（補償）

第8条 第3条第1項の規定により輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当等)

第9条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示等がない場合には、継続されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年10月 1日

甲 名取市長 山 田 司 郎

乙 大新東株式会社

代表取締役 森 下 哲 好

名取市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と社会福祉法人名取市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における名取市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で災害が発生した場合、その災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 センターは、ボランティアの自主性を尊重し、その活動が効果的に行われるための環境整備に努めるとともに、ボランティアとの協働関係を構築することを基本理念として運営するものとする。

（連携・協力）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第4条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等の発生によりセンターの分室の設置が必要であるときは、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（センターの運営）

第6条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、他社会福祉協議会のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第7条 乙は、ボランティア活動が迅速、円滑かつ安全に行われるようにするため、必要があるときは、甲に対し、協力を求めることができる。

（センターの業務）

第8条 センターは、基本理念にのっとり、現地におけるボランティアの活動拠点として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティア・被災市民ニーズの把握

- (3) 災害ボランティアの募集、受付
 - (4) 災害ボランティア活動の情報発信
 - (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
 - (6) ボランティア活動保険の加入手続
 - (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
 - (9) 名取市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
 - (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 - (11) その他、センターの活動に必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務に関し、乙は、あらかじめ運営マニュアルを作成するとともに、甲乙連携し、訓練等を通じて内容を検証するなど、常にその改善に努めるものとする。

（資機材等の確保）

第9条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

- 第10条 センターの設置運営に係る費用は、災害救助法の適用の範囲内で甲が負担するほか、民間団体等からの助成金及び寄付金等をもって乙が充当するものとし、それ以外の費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。
- 3 甲が負担する場合は、別に委託契約書を締結するものとする。

（請求及び支払）

- 第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第12条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

（報告）

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

- 第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際

に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(前覚書の廃止)

第18条 甲と乙が平成27年4月1日付で締結した「名取市災害ボランティアセンターに関する覚書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 名取市増田柳五丁目13番35号
社会福祉法人 名取市社会福祉協議会
会 長 相 澤 喜 美

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、名取特定目的会社（以下「乙」という。）と、優先出資社員の三井不動産株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における一時避難施設として、三井不動産ロジスティクスパーク仙台名取Ⅰの使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第6条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全を確保するに、乙及び丙が管理する施設内貨物車両通行スペースを一時避難施設として使用するため、その協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙及び丙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙及び丙は、甲の要請に基づき、その管理する三井不動産ロジスティクスパーク仙台名取Ⅰ（名取市飯野坂字南沖74-1）の施設の一部を、車両の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として可能な限り甲に提供するものとする。
- （2）甲は、避難施設として提供を受ける場合、乙及び丙の協力を得て避難施設を開設・運営するものとする。
- （3）乙及び丙は、一時避難施設として提供する際には、併せて災害時用トイレを提供するものとする。
- （4）乙及び丙が貸出す防災備蓄倉庫について、現に使用する事業者の運営を妨げないものとするが、甲による要請があった場合は、乙及び丙は当該事業者との使用調整に協力するものとする。
- （5）前各号に定めるもののほか、乙及び丙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請を行い、事後努めて速やかに文書をもって提出するものとする。

（避難施設の開設等）

第4条 避難施設として開設する際の判断は甲が行うものとする。乙及び丙は、施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等の重大な事由がある場合を除き、その開設に協力するものとする。

- 2 前項の規定に係わらず、甲が開設の判断をする以前に避難者が避難を求めた場合には、乙及び丙の判断により乙及び丙が対応できる範囲において避難者を収容できるものとし、事後速やかに甲に通報するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定に基づき、施設を使用した結果、施設及び設備や備品（それらの所有権を問わない。）の一部ないし全部に損傷や毀損が生じた場合、甲の費用負担により原状回復を行うものとする。

（連絡先）

第6条 甲と乙及び丙の連絡を確実にするため、甲乙丙の三者の連絡先を定めておくものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、前項の規定により報告した連絡先に変更が生じたときは、直ちに変更後の連絡先を報告するものとする。

(所有者の責任)

第7条 乙及び丙は、対象施設の損傷その他の理由によりやむを得ず対象施設を緊急一時避難場所として使用できない場合及び対象施設を地域住民等が緊急一時避難場所に利用した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切問わないものとする。

(災害への備え)

第8条 甲と乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。また、甲又は乙及び丙の行う防災訓練等への相互参加に努め、災害発生に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

令和6年5月23日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
名取特定目的会社取締役 三品 貴仙

丙 仙台市青葉区本町二丁目4番6号
三井不動産株式会社東北支店長 寺島 道人

災害時における飲料水の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と株式会社ホラグチ（以下「乙」という。）は、飲料水の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請により、乙が飲料水を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水が不足するか又は不足するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、乙に対して飲料水の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、乙自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、保有する飲料水を優先的に供給するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が飲料水の供給を受けようとするときは、供給要請書（様式第1号）をもって乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合には、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲の要請により乙が飲料水を運搬する場合には、甲はその車両を緊急時の優先通行車両として通行できるように配慮するものとする。

3 甲は、飲料水の引受け確認後、速やかに引受確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙は、ウォーターサーバー10台を、甲に対し無償で提供するものとする。その他の飲料水の代金については、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

3 前項において甲が負担すべき費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙による協議の上、定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は必要に応じ協議を実施するものとする。

（連絡担当等）

第8条 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲から参加の要請があった場合は、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

(その他)

第10条 この協定に関して疑義を生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙において協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定を締結したことを証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自が、その1通を保有する。

令和6年5月28日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司郎

乙 名取市増田3丁目2番11号
株式会社ホラグチ
代表取締役 洞口 信弘

災害時における飲料水の供給に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と白ゆり商事株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社ウォーターネット仙台（以下「丙」という。）は、飲料水の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請により、乙又は丙が飲料水を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水が不足するか又は不足するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、乙又は丙に対して飲料水の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙又は丙は、甲から前条の要請を受けた場合は、乙又は丙自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、保有する飲料水を優先的に供給するよう努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 甲が飲料水の供給を受けようとするときは、供給要請書（様式第1号）をもって乙又は丙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第5条 飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合には、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲の要請により乙及び、丙が飲料水を運搬する場合には、甲はその車両を緊急時の優先通行車両として通行できるように配慮するものとする。

3 甲は、飲料水の引受け確認後、速やかに引受確認書（様式第2号）を乙又は丙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 その他の飲料水の代金については、甲が負担するものとする。乙又は丙は、ウォーターサーバー20台を、甲に対し無償で提供するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙又は丙に対し速やかに代金を支払うものとする。

3 前項において甲が負担すべき費用は、災害発生前における適正な価格に基づき、甲と乙又は丙による協議の上、定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙又は丙は必要に応じ協議を実施するものとする。

（連絡担当等）

第8条 甲と乙又は丙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙又は丙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙又は丙は、甲から参加の要請があった場合は、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

(その他)

第10条 この協定に関して疑義を生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙及び丙の三者において協議し定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、本協定の有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定を締結したことを証するため本書3通を作成し、甲・乙・丙が記名押印の上、各自が、その1通を保有する。

令和6年5月28日

甲 名取市増田字柳田80番地
名取市長 山田 司 郎

乙 名取市増田9丁目2番2号
白ゆり商事株式会社
代表取締役 佐々木 新一

丙 仙台市宮城野区新田5丁目7番30号
株式会社ウォーターネット仙台
代表取締役 菅 原 康 平

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

名取市（以下「市」という。）と三恵商事株式会社（以下「三恵商事」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に、市と三恵商事が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 市は、災害時において機材を必要とするときは、三恵商事に対して保有機材の提供について協力を要請するものとする。

2 市の三恵商事に対する要請の手続きは、様式第1号「機材提供に関する要請書」により行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 市及び三恵商事は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（提供機材の品目）

第3条 三恵商事が提供する機材の品目は、テント、パーテーション、イス、テーブル等、三恵商事が機材として保有又は調達できるものとする。

2 三恵商事は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、別紙「提供機材一覧表」により予め市に情報提供を行うものとし、記載内容について変更があった場合は、随時更新し市に提供するものとする。

（協力の実施）

第4条 三恵商事は、第2条第1項の要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対して積極的に協力するものとする。

2 三恵商事は市の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 三恵商事が、第4条第1項により実施する業務は、市の指定する場所に機材を運搬し市の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

2 三恵商事は、前項により業務を完了したときは、様式第2号「業務実施報告書」により市に報告し、承認を得るものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条第1項の実施に係る費用は、市が負担する。

2 前項の費用は、災害発生前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 三恵商事は第4条第1項の実施中に、市の責に帰さない事由により作業従事者や第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責を負うものとする。

2 前項以外の場合における損害賠償の責は市が負うものとする。ただし、その原因が機材の欠陥による場合を除く。

（災害への備え）

第8条 市と三恵商事は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報の交換を行うものとする。また三恵商事は市の行う防災訓練等への参加に努め、災害発生に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度市と三恵商事が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヵ月前までに、市と三恵商事のいずれから改案及び廃止等の意思表示等がない場合には、継続されるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年8月7日

名取市長

山 田 司 郎

三恵商事株式会社
代表取締役

坂 井 陽 一

災害時における物資供給に関する協定書

名取市（以下「市」という）とプラス株式会社（以下「プラス」という）は、災害の発生に伴い必要となる物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「名取市地域防災計画」に基づき、市内において地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、市とプラスが協力し、住民生活の安心安全を図るため、必要となる物資の供給に関する協力事項を定めるものとする。

（調達物資の範囲）

第2条 市がプラスに供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、市からプラスに対する要請時点でプラスが供給可能な物資とする。

（1）衛生用品や生理用品、毛布等別表に掲げる物資

（2）その他市が指定する物資

（物資供給の協力要請）

第3条 市は、災害時において、プラスに対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、市からプラスに対し、「物資供給要請書」（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「物資供給要請書」（別記様式第1号）を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 プラスは、前条の規定により市から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の引渡し等）

第5条 物資の引渡し日時及び場所は、市が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則としてプラスが行うものとする。ただし、プラスが自ら運搬することができない場合は、市又は市の指定する者が行うものとする。

（代金及び費用の負担）

第6条 プラスが供給した物資の代金及びプラスが行った運搬等の費用は、市が負担するものとする。

2 前条の代金及び費用は、災害発生前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、双方協議の上、速やかに決定する。

（代金及び費用の支払い）

第7条 市は、前条の代金及び費用についてプラス又はスマートガバメントサービス契約販売店から請求があった時は、当該請求元に対し速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 市及びプラスは、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとする。

2 前項の規定により報告した連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに変更後の連絡先を報告するものとする。

（防災訓練への参加）

第9条 プラスは、市から参加の要請があった場合は、市が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和8年3月

31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、市又はプラスから何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年3月26日

名取市増田字柳田80番地

名 取 市 長

仙台市青葉区中央1丁目3番1号 AER25階
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー

東北支社 支社長

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

名取市（以下「甲」という）と、各法人名（以下「乙」という）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲と乙が相互に協力して、「名取市地域防災計画」に基づき、乙が所有し又は管理する施設について、福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（使用施設）

第3条 福祉避難所として使用する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。施設に変更が生じた場合は甲乙協議の上修正等するものとする。

（1）名称 各法人施設 所在地 各法人施設住所

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙または前条に規定する施設（以下「乙等」という。）に協力を要請できるものとする。この場合において、乙等はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受け入れ等）

第5条 乙等は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受け入れ体制を整えるものとする。

2 福祉避難所への受け入れを要請する要配慮者に関する連絡及び受け入れ後の要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、乙等と市福祉避難所担当職員が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

3 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する家族等が行う。この場合において、乙等は可能な範囲で協力を行うものとする。

4 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙等協議の上、延長することができるものとする。

2 乙等は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

（必要な物資の調達等）

第7条 乙等は、物資の調達及び人員の確保について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

2 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

3 甲は、要配慮者の生活支援等を実施できるよう、乙等からの要請に応じ、宮城県や災害ボランティアセンターを介して福祉専門職やボランティアの確保に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙等に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第108号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙並びに福祉避難所の運営に従事する者は、福祉避難所の運営に当たり知り得た要配慮者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。福祉避難所が閉鎖された後も同様とする。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定及び福祉避難所の運営に関する書類を整備し、福祉避難所の閉鎖後5年間これを保管しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

(前協定の廃止)

第13条 甲と乙が平成27年4月1日付で締結した「災害時における要援護者の受け入れ等の協力に関する協定書」は廃止する。

(細則)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、「福祉避難所の開設・運営マニュアル」に定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 名取市増田字柳田80
名取市長 山田 司郎

乙 (各法人)

災害時等における車両の移動等に関する協定書

名取市（以下「市」という。）とエートス協同組合（以下「エートス」という。）は、災害時等における車両の移動等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、名取市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に円滑な応急対策を行うため、市がエートスに対し、車両の移動等に係る支援の要請を行う場合の手続き等に関する基本的事項を定め、もって災害時等における被害拡大防止及び市の区域内道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又はこれら
の原因により生ずる被害
- （2）車両 前号の災害により、自ら移動することができない車両その他物件

（業務内容及び対象区域）

第3条 本協定により市がエートスに要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。

- （1）災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動および保管
- （2）前号以外の事由により、市が特に必要と認めた場合における車両の移動および保管
- （3）前2号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成
- （4）所有者等の検索、及び車両処分等の支援
- （5）自動車等の貸出
- （6）防災の啓発（訓練への参加等）
- （7）前各号に掲げるもののほか、エートスが本協定による支援協力として行うことが相当と認め

た

もの。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務の対象エリアは、次の各号に掲げる範囲とする。

- （1）前項第1号に基づく業務は、市の区域内道路のうち市があらかじめ指定する範囲
- （2）前項第2号に基づく業務は、市の区域内道路以外の施設のうち市があらかじめ指定する範囲
- （3）前各号の他、市において対処が必要と認める範囲

3 市及びエートスは、別途協議により災害に遭った車両を保管する場所を決定する。決定に際しては、市はエートスに対し候補地の紹介をすることができるものとする。

4 エートスは、車両の占有者、所有者又は管理者等からの問い合わせに対応する窓口を設置することができるものとする。

（支援要請）

第4条 市は、エートスに対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時等における車両移動に関する要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

2 前項による支援の要請が前条第1項第1号による場合、市は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、エートスに対し適切な指示を行わなければならない。

3 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、市は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

（要請受諾）

第5条 エートスは、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 前項の受諾は、災害時等における車両移動に関する受諾書（第2号様式）により通知するものとする。ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

3 エートスは、業務実施にあたっては、市の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮したうえで、車両の適切な処理に尽力するものとする。

（車両の移動場所）

第6条 エートスが車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動する必要がある場合には、市の指示に従うものとする。

2 エートスの業務実施にあたり、一時的に市の施設を使用する必要がある場合には、市に対し、

災害時等における車両移動に関する申出書（第3号様式）により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（報告）

第7条 エートスは、市から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

2 エートスの業務実施にあたり、その履行が困難な状況が発生した場合には、エートスは速やかに市に対して当該状況を報告するものとし、その場合市は、エートスと協力して当該状況の解消に努めるものとする。

3 エートスが業務を完了した場合には、市に対し災害時等における車両移動に関する完了報告書（第4号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で報告することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

（費用負担）

第8条 市は原則、第3条に基づきエートスが行った車両の移動・保管等に関わる費用を、災害発生前の適正価格に基づき負担するものとする。ただし、市及びエートス間で別途合意した場合は、一定の台数までの車両移動および保管に関わる費用はエートスが負担するものとする。合意の台数を超える場合には、その費用負担について、市及びエートス間で協議するものとする。

2 前項の規定に関わらず、市が災害対策基本法その他の関連法令等によりエートスに本協定に係る費用を支払うことができる場合には、エートスは業務に要した費用の全部または一部を市に請求することができる。

（災害補償）

第9条 本協定に基づく業務実施に係るエートスの従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づきエートスが対処するものとする。

（損害賠償）

第10条 第3条第1項第1号に基づくエートスの業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、市が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生がエートスの業務実施によることが明らかな場合には、エートスが負担するものとする。

2 第3条第1項第2号に基づくエートスの業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、市及びエートスと当該車両の占有者、所有者又は管理者等との協議により決定する。

3 エートスの業務実施により第三者に損害が生じた場合の賠償については、市及びエートス間で協議のうえ決定するものとする。ただし、専らエートスにのみ帰責性がある場合はエートスの負担とする。

（個人情報の保護）

第11条 エートスは、本協定における災害処理の履行上、個人情報（個人情報保護法で保護の対象となる個人情報）を取り扱う場合においては、法令の規定により、受諾した業務に必要な範囲内に利用を制限することとし、その保護に努めなければならない。

本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

（責任者及び連絡体制）

第12条 本協定の実施に関する責任者は、市においては市長とし、エートスにおいては理事長とする。

2 本協定の実施に関する実務上の窓口は、市においては防災安全課とし、エートスにおいては組合本部とする。ただし、市又はエートスの組織変更があった場合には後継の組織が引き継ぐものとする。

3 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、市及びエートス間の連絡先を災害時等における車両移動に関する連絡先確認書（第5号様式）により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練等への参加協力）

第13条 市は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、エートスに参加等協力を依頼することができる。

2 エートスは、前項の協力依頼があった場合は、エートスの通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

3 本条に規定する訓練等への協力に要する費用は、原則としてエートスの負担とする。ただし、協

力の内容や程度に応じて、エートスは市へ協議できるものとする。

(有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

2 有効期間が満了する 2 か月前までに本協定の解除又は変更について、市又はエートスいずれからも意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間本協定を更新するものとし、その後において期間満了した時も同様とする。

(補足)

第 15 条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、協議のうえ、決定するものとする。

(協定内容の変更)

第 17 条 市又はエートスは、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

2 前項の場合には、変更後の事項を書面にて覚書を市及びエートス間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

本協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 12 月 17 日

宮城県名取市増田字柳田 80
名取市長 山田 司郎

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 2 丁目 1 番地 1 号
エートス協同組合
理事長 宮本 明岳

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

名取市（以下「市」という）と旭ハウス工業株式会社（以下「旭ハウス工業」という）は、災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「名取市地域防災計画」に基づき、市内において地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、市と旭ハウス工業が協力し、仮設トイレ等の供給に関する必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 市は、災害時における応急措置のため、仮設トイレ等の物品調達の必要があると認めるときは、次の事項について協力を要請することができる。なお、汲み取り作業に関して、旭ハウス工業は、協力会社を紹介するものとする。

- （1）仮設トイレ等の調達、供給
- （2）仮設トイレ等の設置、撤去

（物品の種類）

第3条 旭ハウス工業が供給する物品の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）仮設トイレ（くみ取り式）、快適トイレ、手洗いシンク等
- （2）脱臭剤や照明等、その他仮設トイレの管理に必要な物品

（要請）

第4条 第2条に基づく協力要請は、仮設トイレ供給設置要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物品の供給）

第5条 旭ハウス工業は、市から前条の要請を受けたときは、自ら被災するなど、やむを得ない事由のある場合を除き、他に優先して第3条の物品を確保し、市の指定する場所に、速やかに供給を行うよう努めるものとする。

（代金及び費用の負担）

第6条 旭ハウス工業が供給した物品の代金及び旭ハウス工業が行った運搬等の費用は、市が負担するものとする。

2 前項の代金及び費用は、災害発生前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、双方協議の上決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 市及び旭ハウス工業は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとする。

2 前項の規定により報告した連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに変更後の連絡先を報告するものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 旭ハウス工業は、市から参加の要請があった場合は、市が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。ただし、参加する回数は年2回以内とする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、市又は旭ハウス工業から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、双方協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年1月20日

宮城県名取市増田字柳田80番地

名 取 市 長 山 田 司 郎

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目5-22名駅DHビル5F

旭ハウス工業株式会社

代表取締役社長 武 陵 守 利

災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定書

名取市（以下「甲」という。）と、DCM株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難施設としての使用等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名取市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、名取市内において地震、風水害その他による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民等の安全確保を図るために、乙が管理する駐車場施設を一時的に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）乙は、災害時に乙の管理するDCM名取店（以下「名取店」という。所在地：名取市田高字原509番地）の駐車場施設を、車両等の一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、可能な範囲で市に提供するものとする。
- （2）甲は、乙が指定する名取店の責任者等に災害情報を提供し、同責任者等は、業務に支障のない範囲で、甲からの情報及び同責任者等が知り得た災害情報を避難者に提供するものとする。
- （3）甲は、避難施設を使用する上で、乙からの要請や要望があった場合、これに対応するものとする。
- （4）前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めるものとする。

（原形復旧並びに補償義務）

第3条 甲は、使用物件の避難場所としての使用を終了する際は、その旨を乙に通知するとともに使用物件を、原形復旧しなければならない。

2 前項の原形復旧は、乙が行い、その費用は甲が負担する。

3 甲が使用物件を使用したことにより乙に損害を与えたときは、甲がその損失を補償するものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第4条 乙は、使用物件の現状を変更し、または貸借権その他の財産権を移転しようとする場合には、事前に甲に通知するものとする。

（避難所解消への努力）

第5条 甲は、乙が早期に事業活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

(連絡担当等)

第6条 甲と、乙の指定する名取店の責任者等は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、災害時の緊急連絡体制及び連絡方法等について協議し、定めておくものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第8条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし有効期限満了の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年3月1日

甲 名取市長 山 田 司 郎 印

乙 DCM株式会社
代表取締役社長 神 谷 浩 邦 印

災害拠点病院指定状況

(令和元年9月1日現在)

区分	医療機関名	電話番号	所在地
基幹	国立病院機構仙台医療センター 教・D	022-293-1111	〒983-8520 仙台市宮城野区宮城野二丁目11-12
地域	公立刈田総合病院 D	0224-25-2145	〒989-0231 白石市福岡蔵本字下原沖36
	みやぎ県南中核病院 教・D	0224-51-5500	〒989-1253 柴田郡大河原町字西38-1
	仙台市立病院 教・D	022-308-7111	〒982-8502 仙台市太白区あすと長町一丁目1-1
	東北大学病院 教・D	022-717-7007	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町1-1
	仙台赤十字病院 D	022-243-1111	〒982-8501 仙台市太白区八木山本町二丁目43-3
	東北労災病院 D	022-275-1111	〒981-8563 仙台市青葉区台原四丁目3-21
	東北医科薬科大学病院 D	022-259-1221	〒983-8512 仙台市宮城野区福室一丁目12-1
	仙台オープン病院 D	022-252-1111	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目22-1
	坂総合病院 D	022-365-5175	〒985-8506 塩竈市錦町16-5
	総合南東北病院 D	0223-23-3151	〒989-2483 岩沼市里の杜一丁目2-5
	大崎市民病院 教・D	0229-23-3311	〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8-1
	栗原市立栗原中央病院 D	0228-21-5330	〒987-2203 栗原市築館宮野中央三丁目1-1
	登米市立登米市民病院 D	0220-22-5511	〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中25
	石巻赤十字病院 教・D	0225-95-4131	〒986-8522 石巻市蛇田字西道下71
	気仙沼市立病院 D	0226-22-7100	〒988-0181 気仙沼市字赤岩杉ノ沢8-2

教 救命救急センター（高度救命救急センターを含む）

D 宮城DMA T指定病院

(宮城県地域防災計画資料編（令和4年1月）による）

臨時ヘリポート

■県が指定する離着陸場（宮城県地域防災計画による）

指定区分	発着地点	所在地	備考
飛行場	仙台空港	名取市下増田字南原地内	
飛行場外離着陸場適地*	名取市民陸上競技場	〃 手倉田字山地内	管理者：名取市長 市役所までの距離：約1.8km 面積： 100m×150m

*大規模災害発生時に宮城県防災航空隊および他の都道府県からの応援航空隊等が活動する場合、ヘリコプターの臨時離着陸場の適地として、宮城県防災航空隊が予め選定した場所

■名取市が設置するヘリコプター離着陸場

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況
名取が丘グラウンド	市西部	名取市名取が丘三丁目地内	5,500㎡	丘陵地帯
愛島台空地	市西部	〃 愛島台三丁目地内	5,000㎡	丘陵地帯 (林野火災用)

指定避難所、指定緊急避難場所一覧

1 名取市指定避難所 29カ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所	
1	増田公民館	増田四丁目7-30	公民館	538㎡	134人	269人	
2	増田小学校	増田三丁目9-20	学校	8,626㎡	1,100人	4,000人	風水害時は、体育館と1階を除く
3	増田中学校	増田字柳田230	学校	7,817㎡	1,000人	4,000人	
4	名取北高等学校	増田字柳田103	学校	13,887㎡	1,700人	9,300人	
5	増田西公民館	手倉田字堰根265-1	公民館	903㎡	230人	451人	
6	増田西小学校	手倉田字堰根330	学校	6,331㎡	800人	3,400人	
7	第一中学校	小山一丁目8-1	学校	8,922㎡	1,100人	6,600人	
8	名取が丘公民館	名取が丘三丁目5-3	公民館	932㎡	230人	466人	
9	不二が丘小学校	名取が丘六丁目11-1	学校	2,070㎡	517人	1,035人	体育館を除く
10	関上公民館 ◎	関上中央一丁目34	公民館	900㎡	225人	450人	大津波警報発表時は屋上のみ
11	関上小中学校 ◎	関上西一丁目25	学校	2,086㎡	521人	1,043人	体育館と1階を除く (大津波警報発表時は、体育館と2階以下を除く)
12	下増田公民館 ◎	美田園七丁目23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1階を除く
13	下増田小学校 ◎	美田園七丁目23-3	学校	3,880㎡	970人	1,940人	体育館と1階を除く
14	館腰公民館	植松三丁目9-5	公民館	580㎡	150人	290人	風水害時及び大津波警報発表時は使用しない
15	館腰小学校	植松一丁目2-17	学校	880㎡	220人	440人	体育館と1階及び西側除く
16	本郷集会所	本郷字矢口84	その他	311㎡	53人	107人	大津波警報発表時は使用しない
17	㈱フクベイフーズ	堀内字北竹210	その他	1,831㎡	50人	80人	
18	愛島公民館	愛島笠島字上平27	公民館	1,295㎡	220人	440人	
19	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神34	学校	5,222㎡	1,300人	2,600人	風水害時は、体育館と1階を除く
20	愛島老人憩の家	愛島塩手字岩沢4-2	その他	305㎡	50人	100人	
21	仙台高等専門学校	愛島塩手字野田山48	学校	1,600㎡	400人	800人	東側通路を使用制限
22	高館小学校	高館吉田字長六反117-3	学校	3,896㎡	500人	2,400人	
23	第二中学校	高館吉田字吉合90	学校	7,087㎡	900人	4,200人	
24	県農業高校	高館吉田字吉合66	学校	45,273㎡	770人	22,600人	
25	ゆりが丘小学校	ゆりが丘三丁目21	学校	2,706㎡	676人	1,353人	体育館を除く
26	みどり台中学校	みどり台一丁目4	学校	8,814㎡	1,100人	3,800人	
27	相互台公民館	相互台一丁目10-3	公民館	999㎡	250人	350人	

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所	
28	相互台小学校	相互台一丁目 2 7 - 1	学校	1, 624 m ²	406 人	812 人	体育館を除く
29	那智が丘小学校	那智が丘二丁目 1 - 1	学校	1, 324 m ²	331 人	662 人	体育館と南側校舎を除く
	合 計				15, 978 人	74, 578 人	

- 注) ○ 食料や水、毛布など、必要な物資等は、原則、各自の備蓄品から準備するものとする。
- 高館公民館、ゆりが丘公民館、那智が丘公民館は、地震、風水害（土砂災害）などの影響から原則使用しないものとする。
- ただし、次の条件を満たす場合には、避難所の集約先としての使用を検討するものとする。
- ① 危険が去り、現に施設に被害がないこと
 - ② 地区の避難が長期化すること
 - ③ 避難者の要望があること
 - ④ 避難者の同意を得ること
- を条件とする。この際、④「同意」の内容は、大雨の予報によっては、更に避難所を移動する可能性があることについての同意とする。
- 名取市文化会館は、指定避難所としての指定はしていないが、大規模災害時には、名取市と指定管理者とで締結した、名取市文化会館の管理運営等に係る基本協定に基づき、避難所の運営にあたるものとする。
- で示す施設は、風水害のおそれがある場合の自主避難所として開設予定の施設とし、市が開設を決定した後に市民に周知をする。
- 避難所の収容人数は、原則として活用可能な床面積を 1 人当たり 4 平米で除して算出している。
- 避難場所の収容人数は、原則として活用可能な敷地面積を 1 人当たり 2 平米で除して算出している。
- なお、「◎」の津波の避難場所の収容人数については、別紙「3 指定緊急避難場所（津波災害）」参照のこと。
- 市内で震度 6 弱以上の地震を観測した場合及び名取市に大津波警報が発表された場合には、原則として市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。（※但し、大津波警報発表時には館腰公民館、本郷集会所は開設しない。）
- 避難所の位置については名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ - 」をご覧ください。

2 指定避難所（うち指定福祉避難所） 8カ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					福祉避難所	避難場所	
1	増田公民館	増田四丁目 7-30	公民館	74㎡	18人		研修室3
2	増田西公民館	手倉田字堰根 265-1	公民館	107㎡	26人		研修室
3	名取が丘公民館	名取が丘三丁目 5-3	公民館	48㎡	12人		図書室
4	閑上公民館	閑上中央一丁目 34	公民館	120㎡	30人		体育館アリーナの一部
5	下増田公民館	美田園七丁目23-1	公民館	41㎡	10人		和室
6	館腰公民館	植松三丁目 9-5	公民館	40㎡	10人		研修室の一部
7	愛島公民館	愛島笠島字上平 27	公民館	43㎡	10人		研修室
8	相互台公民館	相互台一丁目 10-3	公民館	53㎡	13人		研修室の一部
	合 計				129人		

注) ○ 福祉避難所への避難の対象は、避難行動要支援者名簿に登録しかつ個別避難計画により当該施設に避難を予定する者のうち、市が特定した者とする。

ただし、その介助等にあたる必要最小限の者を含むものとする。

○ 福祉避難所の収容人数は原則として活用可能な床面積を1人当たり4平米で除し算出している。

○ 市内で震度6弱以上の地震を観測した場合及び名取市に大津波警報が発表された場合には、原則として市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所（指定福祉避難所を含む）を開設する。

※但し、大津波警報発表時には館腰公民館は開設しない。

○ 避難所の位置については名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ - 」をご覧ください。

3 指定緊急避難場所（津波災害） 閑上、下増田地区のみ9ヵ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所 (※大津波時)	
1	閑上公民館	閑上中央一丁目34	公民館	900㎡	225人	900人 (※)270人	大津波警報発表時は屋上のみ
2	閑上小中学校	閑上西一丁目25	学校	2,086㎡	521人	2,086人 (※)1,586人	体育館と1階を除く (大津波警報発表時は、体育館と2階以下を除く)
3	閑上中央第一団地	閑上中央一丁目22	その他	1,883㎡		1,882人	
4	閑上中央第二団地	閑上中央二丁目6	その他	1,297㎡		1,296人	
5	下増田公民館	美田園七丁目23-1	公民館	1,180㎡	75人	1,180人	1階を除く
6	下増田小学校	美田園七丁目23-3	学校	3,880㎡	970人	3,880人	体育館と1階を除く
7	まなウェルみやぎ	美田園二丁目1-4	学校	940㎡		940人	
8	仙台空港ビル	下増田字南原	その他	400㎡		400人	
9	名取市サイクルスポーツセンター	閑上字東須賀2-20	その他	420㎡		420人	2階以下を除く
	合 計				1,791人	12,984人 (※大津波時) 11,854人	

- 注) ○ 避難所の収容人数は、原則として活用可能な床面積を1人当たり4平米で除して算出している。
○ 津波の避難場所については、宮城県津波対策ガイドラインにより最低限1人当たり1平米以上を確保することが望ましいとされており、1人当たり1平米で除して算出している。
○ 緊急避難先として、仙台東部道路に整備された3箇所の緊急避難階段も活用する。
○ 避難場所の位置については名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ -」をご覧ください。

4 指定緊急避難場所（風水害（土砂災害含む。）） 4 2 ヲ所

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所	
1	増田公民館	増田四丁目 7 - 3 0	公民館	538㎡	134 人	269 人	
2	増田小学校	増田三丁目 9 - 2 0	学校	2,186 ㎡	546 人	1,092 人	体育館と 1 階を除く
3	増田中学校	増田字柳田 2 3 0	学校	7,817 ㎡	1,000 人	4,000 人	
4	名取北高等学校	増田字柳田 1 0 3	学校	13,887 ㎡	1,700 人	9,300 人	
5	増田西公民館	手倉田字堰根 2 6 5 - 1	公民館	903 ㎡	230 人	451 人	
6	増田西小学校	手倉田字堰根 3 3 0	学校	6,331 ㎡	800 人	3,400 人	
7	第一中学校	小山一丁目 8 - 1	学校	8,922 ㎡	1,100 人	6,600 人	
8	市民活動支援センター	大手町五丁目 6 - 1	その他	167㎡		83人	1 階を除く
9	名取が丘公民館	名取が丘三丁目 5 - 3	公民館	932 ㎡	230 人	466 人	
10	不二が丘小学校	名取が丘六丁目 1 1 - 1	学校	2,070 ㎡	517 人	1,035 人	体育館を除く
11	関上公民館	関上中央一丁目 3 4	公民館	900㎡	225人	450人	大津波警報発表時は屋上のみ
12	関上小中学校	関上西一丁目 2 5	学校	2,086㎡	521人	1,043人	体育館と 1 階を除く（大津波警報発表時は 2 階も除く）
13	関上中央第一団地	関上中央一丁目 2 2	その他	1,883㎡		941人	
14	関上中央第二団地	関上中央二丁目 6	その他	1,297㎡		648人	
15	名取市サイクルスポーツセンター	関上字東須賀 2 - 2 0	その他	420㎡		210人	2 階以下を除く
16	下増田公民館	美田園七丁目 23-1	公民館	1,180㎡	75人	590人	1 階を除く
17	下増田小学校	美田園七丁目 2 3 - 3	学校	3,880 ㎡	970 人	1,940 人	体育館と 1 階を除く
18	まなウェルみやぎ	美田園二丁目 1 - 4	学校	940㎡		470人	
19	館腰小学校	植松一丁目 2 - 1 7	学校	880㎡	220人	440人	体育館と 1 階及び西側除く
20	本郷集会所	本郷字矢口 8 4	その他	311 ㎡	53 人	107 人	大津波警報発表時は使用しない
21	（株）フクベイフーズ	堀内字北竹 2 1 0	その他	1,831 ㎡	50 人	80 人	
22	弘誓寺	植松四丁目 2 - 6 6	その他	299㎡		150人	
23	植松集会所	植松三丁目 5 - 8	その他	120㎡		60人	1 階を除く
24	トラック協会 仙南支部	堀内字南竹 1 8 8 - 3	その他	200㎡		100人	1 階を除く

No.	施設名	所在地	区分	延面積	収容人数		開設する際の条件
					避難所	避難場所	
25	三井不動産ロイヤルパーク仙台名取Ⅰ	飯野坂字南沖 7 4 - 1	物流倉庫	2,030 m ²		1,000 人	
26	愛島公民館	愛島笠島字上平 2 7	公民館	1,295 m ²	220 人	440 人	
27	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 3 4	学校	2,360 m ²	590 人	1,180 人	体育館と 1 階を除く
28	愛島老人憩の家	愛島塩手字岩沢 4 - 2	その他	305 m ²	50 人	100 人	
29	仙台高等専門学校	愛島塩手字野田山 4 8	学校	1,600 m ²	400 人	800 人	東側通路を使用制限
30	愛島台六丁目集会所	愛島台六丁目 1 4 - 2	その他	54m ²		27人	
31	愛島台二丁目集会所	愛島台二丁目 1 4 - 5	その他	54m ²		27人	
32	ホームセンタームサシ名取店	愛島郷一丁目 1 - 1	その他	950m ²		470人	1 階を除く
33	高館小学校	高館吉田字長六反 1 1 7 - 3	学校	3,896 m ²	500 人	2,400 人	
34	第二中学校	高館吉田字吉合 9 0	学校	7,087 m ²	900 人	4,200 人	
35	県農業高校	高館吉田字吉合 6 6	学校	45,273m ²	770人	22,600人	
36	ゆりが丘小学校	ゆりが丘三丁目 2 1	学校	2,706 m ²	676 人	1,353 人	体育館を除く
37	みどり台中学校	みどり台一丁目 4	学校	8,814 m ²	1,100 人	3,800 人	
38	尚絅学院大学	ゆりが丘四丁目 1 0 - 1	学校	1,497 m ²		748 人	
39	相互台公民館	相互台一丁目 1 0 - 3	公民館	999 m ²		350 人	
40	相互台小学校	相互台一丁目 2 7 - 1	学校	1,624 m ²	406 人	812 人	体育館を除く
41	那智が丘小学校	那智が丘二丁目 1 - 1	学校	1,324 m ²	331 人	662 人	体育館と南側校舎を除く
	合 計				14,564 人	74,564 人	

- 注) ○ 食料や水、毛布など、必要な物資等は、原則、各自の備蓄品から準備するものとする。
- で示す施設は、自主避難所として開設予定の施設とし、市が開設を決定した後に市民に周知をする。
- 避難所の収容人数は、原則として活用可能な床面積を 1 人当たり 4 平米で除して算出している。
- 避難場所の収容人数は、原則として活用可能な敷地面積を 1 人当たり 2 平米で除して算出している。
- 市内で震度 6 弱以上の地震を観測した場合及び名取市に大津波警報が発表された場合には、原則として市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。(※但し、大津波警報発表時には館腰公民館、本郷集会所は開設しない。)
- 避難場所の位置については名取市ホームページの「名取市地図情報提供サービス - なとりマップ - 」をご覧ください。

5 指定緊急避難場所（風水害時の車両の緊急避難場所） 12ヵ所

No.	施設名	所在地	区分	開設する際の 条件
1	イオンモール(株) イオンモール名取	杜せきのした五丁目3-1	その他	立体駐車場
2	スーパーセンタートラ イアル名取店	田高字原174番地	その他	屋上駐車場
3	かわまちてらす関上	関上中央一丁目6	その他	地上駐車場
4	(株)ミヤコーバス 名取営業所	堀内字北竹62	その他	地上駐車場 最大15台
5	まるたま名取店	植松錦田4-1	その他	立体駐車場
6	ホームセンタームサシ 名取店	愛島郷一丁目1-1	その他	屋上駐車場
7	宮城県トラック協会 仙南支部	堀内字南竹188-3	その他	地上駐車場
8	みやぎ生活協同組合 岩沼店	岩沼市梶橋2-30	その他	屋上駐車場
9	みやぎ生活協同組合 名取西店	手倉田八幡612	その他	屋上駐車場
10	ヨークベニマル名取愛 島店	愛の杜一丁目1-1	その他	地上駐車場
11	三井不動産ロジスティクスパ ーク仙台名取I	飯野坂字南沖74-1	物流倉庫	3階車両通用口
12	DCM名取店	田高字原509	その他	地上駐車場

名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画

1 目 的

名取市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 災害予防対策 第25節「食料、飲料水及び生活物資の確保」第3項の規定に基づくとともに、東日本大震災後の情勢の変化や近年増加傾向にある大雨がもたらす被害等を踏まえ、災害発生時の初期の対応に十分な食料・飲料水等の備蓄量を段階的に整備するため、本計画を策定するものとする。

なお、本計画は、地域防災計画の改訂や更なる情勢の変化等に伴い、そのつど検討を加えて修正を行うものとする。

2 前提となる考え方

(1) 想定する最大避難者数等

ア 最大避難者数

地域防災計画「基本方針」により、「東日本大震災クラスの地震・津波を想定した防災体制の確立を図る」と規定されていることを踏まえ、同大震災時の最大避難者数である11,000人とする。

イ 避難者の年齢階層及び考慮すべき事項

食料品の数量、種別のうち、要配慮者が必要とする食料品（ゼリーなどの咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}が比較的容易なものとし、以下「配慮食」という。）の備蓄数量の目安とするため、避難者を、食事の際の一般的な特徴などを踏まえた年齢階層に区分し、同階層ごとの人数の基準及び同階層に必要な配慮食の割合を、以下のとおりとする。

年齢階層（全人口比）	人数の基準（配慮食の割合）
65才以上（22.2%）	約2,400人（30%以上）
64才から13才（64.4%）	約7,100人（15%以上）
12才から1才（12.6%）	約1,400人（30%以上）
1才未満（0.8%）	約100人（100%）

（令和元年7月末現在の名取市人口ピラミッドを参照。）

また、災害発生時間帯によっては、高齢者や子供など配慮が必要な避難者の割合が著しく増加する可能性も踏まえ、配慮食数については、人数の基準に示す避難者数以上であっても対応し得るよう、慎重に考慮するものとする。

(2) 食料品の数量、種別

ア 数 量

地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第25節 第1項「市民等のとるべき措置」では、市民が、自助として最低3日分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう努めると定めるとともに、同第3項「食料及び生活物資等の備蓄」では、市が、想定される最大避難者数の3日分等を確保するため、段階的な備蓄に努めると定めている。このことから、自助、共助、公助の相互連携による効果的な対応に留意しつつ、市の対応としては、災害発生時の初期に必要な備蓄数量を、1人2食／日の3日分で、合計66,000食とする。

イ 種 別

種別は、初日はそのまま食べられるもの、2日目以降は可能な範囲で通常の食事に近似した米飯等とし、想定される避難者の年齢階層別人数の基準、要配慮者対策、カロリー量等を総合的に勘案して選定する。※1

また、選定にあたっては、ミルク等、一部のやむをえないものを除き、賞味期限が5年程度以上であることに留意をする。

※1 ビスケット類（ハーベスト、ビスコ等）、アルファ米、ソーセージ、ようかん、ゼリー、液体ミルク（又は粉ミルク）などを基準とする。

ただし、同等の代替品の選定を妨げるものではない。

(3) 飲料水量

市が保有する耐震性貯水槽、市内5カ所の小中学校に設置されている浄水型プール及び災害時

応援協定締結企業からの優先供給を最大限活用するものとし、この飲料水が供給されるまでの初期の段階で必要と考えられる量及び使いやすさを考慮し、500mlペットボトルで11,000本とする。

(4) 要配慮者への対応

ア 高齢者等への対応

高齢者、乳・幼児、障がい者等のため、咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}が比較的容易なゼリーなどの食料品や液体ミルク（又は粉ミルク）などをもって対応する。

イ 食物アレルギー疾患患者への対応

食物アレルギー疾患患者のため、表示義務のある特定原材料と、特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されている原材料を合わせた、計27品目を使用していない食料品を複数取り入れ、一定の量及び種別の整備により対応する。

(5) 備蓄場所

市役所及び指定避難所の防災倉庫などを備蓄場所として活用することを基本とする。

この際、一部物資の集中備蓄と分散備蓄の併用により、柔軟性があり、かつ即応性の高い供給体制を維持・整備して、災害の終始を通じた実効的な対応に留意するものとする。

また、公民館区毎の想定避難者数の見積りを適宜に行い、同区毎の想定避難者一人あたりの備蓄量が、市内共通で概ね一定となるよう、各備蓄場所の備蓄数量を調整するとともに、必要に応じて、公民館区内各指定避難所の食料品及び飲料水を相互に融通し合い、公民館区全体で総合的に対応しうるような備蓄体制の構築に努めるものとする。

備蓄場所毎の備蓄予定数量の詳細は、「備蓄管理簿」により別に定める。

3 種別毎の備蓄数量

種別毎の備蓄数量は、別紙第1「備蓄数量（基準）」に示すとおりとする。

4 備蓄数量の整備・維持

(1) 整備

市は、令和2年度から令和4年度の3ヵ年程度をもって目標に到達するよう、備蓄数量を整備するものとする。

(2) 維持

市は、災害等に起因する避難者（在宅避難者を含む。）や帰宅困難者に対し、備蓄食料品及び飲料水（以下「食料品等」という。）を供給する場合、又は被災した他自治体等に対する食料品等の緊急物資支援を行う場合などには、使用する種別毎の数量と同等の数量の食料品等を購入するなど、努めて早期に備蓄数量の回復・維持を図るものとする。

また、令和7年度頃から、逐次に賞味期限に到達する未使用の食料品等については、第6項に示す要領により有効活用するとともに、同等の数量、種別を基準として購入するなど、備蓄数量を下回ることのないよう維持をする。

5 配布の要領

各指定避難所において、避難者等に対し食料品等を配布する場合の要領の一例は、別紙第2「食料品等の配布要領（基準）」に示すとおりとする。

6 備蓄品の活用

賞味期限の近づいた未使用の食料品等については、社会通念上やむをえないと認められる程度の賞味期限を残し（6ヵ月～1ヵ月程度）、市が行う防災訓練、市内小中学校や公民館で行われる防災意識の啓発事業、フードバンク事業又は子ども食堂の運営の一助などとして、幅広く有効活用するものとする。

この際、液体ミルク（又は粉ミルク）については、賞味期限が一定程度に限定されることから、公平性について考慮しつつ、保健センターでの乳幼児健診の機会など、時機を捉えて計画的に活用しうるよう留意するものとする。

附 則

この計画は、令和元年11月12日から施行する。

備蓄数量（基準）

最大避難者数	備蓄数量	種別ごとの数量		
		種 別	数 量	
11,000人	食料品等 66,000食	主 食	ビスケット類	33,600食
			アルファ米	16,800食
		主食兼 配慮食	※2 ソーセージ	6,750食
			※2 ようかん	6,750食
		配慮食	ゼリー	1,500食
		乳児食	※3 液体ミルク	200食相当 (実500食)
			※3 粉ミルク	400食相当 (実1,000食)
			使い捨て哺乳瓶	(1,500回分)
	飲料水 5,500ℓ	500ml ペットボトル		11,000本

※2 ソーセージは2本、ようかんは2個をもって1食とする。

※3 乳児は1日5回程度の授乳が必要とされ、乳児100人×5食／日×3日＝1,500食分のミルクを要する。乳児に必要な1日5食を、成人1日2食相当に換算し、成人600食相当とする。

【参考資料】

種別ごとのカロリー量、賞味期限、アレルギー物質の有無			
種 別	カロリー量	賞味期限	アレルギー物質の有無
ハーベスト 1食	約400kcal	5年	あり（小麦、乳成分、ごま、大豆）
ビスコ 1食	約300kcal	5年	あり（乳成分、小麦）
アルファ米 1食	約360kcal	5年	あり（含まない商品もある）
ソーセージ 1本	約200kcal	5年	あり（小麦、大豆）
ようかん 1個	約170kcal	5年	なし
ゼリー 1個	約200kcal	5年	なし
液体ミルク 1食	約70kcal	1年	あり（乳成分、大豆）
粉ミルク 1食	約70kcal	1年半	あり（乳成分）

食料品等の配布要領（基準）

避難者11,000人の内訳 【全人口比%、概数】 配慮食の割合%	発災後の時系列		
	1日目（～24h）	2日目（～48h）	3日目（～72h）
	① 1食目 ② 2食目	③ 3食目 ④ 4食目	⑤ 5食目 ⑥ 6食目
高齢者（65歳以上） 【22.2%、約2,400人】 <u>配慮食</u> 30%以上	① ビスケット 1,500 ※2 <u>ソーセージ</u> 800 ゼリー 100 ② ビスケット 1,500 ※2 <u>ようかん</u> 800 ゼリー 100	③ アルファ米 1,500 <u>ソーセージ</u> 800 ゼリー 100 ④ ビスケット 1,500 <u>ようかん</u> 800 ゼリー 100	⑤ アルファ米 1,500 <u>ソーセージ</u> 800 ゼリー 100 ⑥ ビスケット 1,500 <u>ようかん</u> 800 ゼリー 100
一般（64歳～13歳） 【64.4%、約7,100人】 <u>配慮食</u> 15%以上	① ビスケット 6,000 <u>ソーセージ</u> 1,050 ゼリー 50 ② ビスケット 6,000 <u>ようかん</u> 1,050 ゼリー 50	③ アルファ米 6,000 <u>ソーセージ</u> 1,050 ゼリー 50 ④ ビスケット 6,000 <u>ようかん</u> 1,050 ゼリー 50	⑤ アルファ米 6,000 <u>ソーセージ</u> 1,050 ゼリー 50 ⑥ ビスケット 6,000 <u>ようかん</u> 1,050 ゼリー 50
幼児、児童（12歳～1歳） 【12.6%、約1,400人】 <u>配慮食</u> 30%以上	① ビスケット 900 <u>ソーセージ</u> 400 ゼリー 100 ② ビスケット 900 <u>ようかん</u> 400 ゼリー 100	③ アルファ米 900 <u>ソーセージ</u> 400 ゼリー 100 ④ ビスケット 900 <u>ようかん</u> 400 ゼリー 100	⑤ アルファ米 900 <u>ソーセージ</u> 400 ゼリー 100 ⑥ ビスケット 900 <u>ようかん</u> 400 ゼリー 100
乳児（1歳未満） 【0.8%、約100人】 <u>配慮食</u> 100%	※3 <u>ミルク</u> 200食相当 (1日5食で <u>実</u> 500食)	<u>ミルク</u> 200食相当 (1日5食で <u>実</u> 500食)	<u>ミルク</u> 200食相当 (1日5食で <u>実</u> 500食)

年齢にかかわらず、食事をする上で特に支障のない避難者には、主食であるビスケット類又はアルファ米1食を配布する（発災後1日目は、ビスケット類を基準とする。）。

また、食物アレルギー疾患のある避難者には、ソーセージ（2本）又はようかん（2個）を含めたいずれか食べられるものを、咀嚼・嚥下が困難な高齢者、障がい者、幼児等にはゼリーを配布するなど、状況に応じて避難所配置職員等が本人又は同家族・親族等と協議のうえ配慮食（下線部）の配布を判断するものとする。判断が困難な場合には、災害対策本部等に確認した上で対応するものとする。

※2 ソーセージは2本、ようかんは2個をもって1食とする。

※3 乳児は1日5回程度の授乳が必要とされ、乳児100人×5食／日×3日＝1,500食分のミルクを要する。乳児に必要な1日5食を、成人1日2食相当に換算し、成人600食相当とする

名取市災害用生活物資等の備蓄計画

1 目 的

名取市地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第25節 第3項「食料及び生活物資等の備蓄」の規定に基づくとともに、東日本大震災やその後の情勢の変化、また近年増加傾向にある大雨がもたらす被害等を踏まえ、災害発生時の初期の対応に十分な生活物資等（以下「物資等」という。）について、備蓄の目標、優先順位を定めた上で段階的に備蓄量を整備するため、本計画を策定するものとする。

2 前提となる考え方

(1) 想定する最大避難者数等

ア 最大避難者数

地域防災計画「基本方針」により、「東日本大震災クラスの地震・津波を想定した防災体制の確立を図る」と規定されていることを踏まえ、同大震災時の最大避難者数である11,000人とする。

イ 避難者の年齢階層

避難者のうち、配慮を要する高齢者、要介護（支援）者、障がい者、乳幼児などを重点的に支援する目安とするため、避難者の年齢階層などを以下のとおりとする。

年齢階層等	（全人口79,792人比％）	最大避難者11,000人に応ずる人数
65才以上	19,472人（24.4％）	約 2,680人
64才から15才	49,117人（61.6％）	約 6,780人
14才から1才	10,717人（13.4％）	約 1,470人
1才未満	486人（0.6％）	約 70人
要介護等認定者数	2,556人（3.2％）	約352人（上記内数）
障害者手帳所持者数	3,593人（4.5％）	約495人（同上）

（令和6年12月末の名取市人口及び要介護等認定者数、障害者手帳所持者数を参照。）

(2) 物資等の数量、品目

ア 数 量

地域防災計画 地震災害対策編 第2章 第25節 第1項「市民等のとるべき措置」により、市民には、3日分の食料や最低限の生活用品を備蓄する努力が求められている。また、同第3項「食料及び生活物資等の備蓄」では、市に対しても想定される最大避難者数の3日分等の確保に努めるものとされている。

このことから、生活必需品のうち、市民が普段から使用している介護・育児・生理・衛生用品などの消耗品については、少なくとも1日分を避難所に携行して活用するものとし、市の対応としては、「自助が及ぶ範囲の消耗品については2日分、その他消耗品については3日分を基準」として備蓄するものとする。

イ 品 目

生活する上の必須要件である「食事」（「名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画」による。）、「睡眠」、「排泄」のための必需品及び「要配慮者」や「女性」に配慮するために必要な物資等を整備するものとする。※1

※1 寝具類、トイレ用品、育児用品、介護用品、衛生用品、生理用品、湯沸かし具、照明器材、発電器材、暖房資器材、燃料、テント類などを基準とする。

(3) 物資等の必要数の算定基準

避難所等の数については、逐次に拡充することから、45箇所を基準とする。

区 分	物資等の種別		算定基準の考え方
食 事	「名取市災害用備蓄食料・飲料水の備蓄計画」による。		
睡 眠	毛布類		全避難者に1枚（避難者携行分も活用）
	簡易ベッド等（マット含む。）		全避難者の30～50％（要配慮者用等、多目的）
排 泄	簡易（組立）トイレ トイレ用テント		（既設トイレ（個室、洋式便座）と携帯トイレの組み合わせを優先活用する。） 全避難者の2％（50人に1コセット） 女性用トイレ：男性用トイレ＝3：1基準
	携帯トイレ（薬剤、廃棄用袋）		全避難者の2日分（1人1日5回分）
	トイレ用トイレットペーパー		全避難者に1巻（3日分）
要配慮者対応	多目的テント		各避難所に2～8張（授乳、介護、更衣室）
	パーティション		各避難所に4～50張（介護等、多目的）
	おむつ	乳幼児用	0～3才未満児250人の1日5枚の2日分
		介護・高齢者用	要介護者・高齢者等500人の1日2枚の2日分
その他物資等	照明器材（投光機等）		大型投光機は各避難所に1～2機 小型ランタンは各避難所に20個（トイレ等）
	暖房器材（ストーブ）		各避難所に1～5台
	発電機		各避難所に1～2台（コードリール各2巻）
	蓄電池		各避難所に0～2台
	燃料（ガソリン）		ガソリン缶詰、発電機1台に100程度 （2日目以降は、応援協定の優先供給活用）
	衛生用品（マスク等）		全避難者の1人1日1枚の2日分
	生理用品		ナプキン：750人×1人1日7枚×2日分
	調理・湯沸かし用品 （カセットコンロ、ボンベ）		各避難所に2～3個とし、近隣避難者の協力により補完（粉ミルク、アルファ米、カップ麺用のお湯など）

（内閣府ガイドライン及び各自治体の先行事例を参考）

(4) 備蓄を優先する物資等

ア 優先する物資

「睡眠」、「排泄」のための必需品及び「要配慮者」や「女性」への配慮のために必要な物資等のうち、「必要度が高く、かつ供給のための代替手段に乏しいもの」とする。

イ 備蓄の努力をする物資

「必要度は高いが、供給のための代替手段が見込めるもの」とする。

(5) 要配慮者等への対応

ア 高齢者、要介護者、障がい者への対応

睡眠のための簡易ベッド等、介護、介助のための多目的テントやパーティション、排泄のための介護用オムツ、除菌ウェットティッシュや消臭袋、暖房器材やメガネ（老眼鏡）、などをもって対応する。

イ 乳幼児、妊産婦への対応

睡眠のための簡易ベッド等、授乳、オムツ替えのための多目的テント、授乳時や保温のためのショール、排泄のためのオムツ、除菌ウェットティッシュや消臭袋、などをもって対応する。

ウ 女性への対応

生理用品や消臭袋、着替えなどのための多目的テント、保温のためのショール、衛生管理のための除菌ウェットティッシュ、などをもって対応する。

(6) 備蓄場所

市役所及び各避難所等の防災倉庫などを備蓄場所とすることを基本とする。

この際、一部物資の集中備蓄と分散備蓄の併用により、柔軟性があり、かつ即応性の高い供給体制を維持・整備して、災害の終始を通じた実効的な対応に留意するものとする。

また、必要に応じて、公民館区内において物資等を相互に融通し合い、公民館区全体で総合的に対応しうるような備蓄体制の構築に努めるものとする。

備蓄場所毎の備蓄予定数量については、「備蓄管理簿」により別に定める。

3 備蓄目標及び数量

(1) 備蓄目標

ア 食事、睡眠、排泄のための物資等を備蓄する。

イ 要配慮者や女性への配慮に必要な物資等を備蓄する。

ウ 消耗品は3日分、自助として市民が備蓄可能な消耗品については2日分を備蓄する。

以上の3項目を備蓄目標として、必要な品目を整備するものとする。

(2) 備蓄数量

別紙「備蓄物資等一覧（基準）」に示すとおりとする。

4 備蓄数量の整備・維持

(1) 整備

ア 優先する物資

令和11年度を目途に不足分の整備に努めるものとする。

イ 備蓄の努力をする物資

優先する物資の整備状況や、情勢の変化等を踏まえた上で、計画的に整備するよう努めるものとする。

ウ 整備要領

別紙「備蓄物資等一覧（基準）」に示すとおりとする。

(2) 維持

市は、災害等に起因する避難者（在宅避難者を含む。）や帰宅困難者に対し、備蓄物資等を供給する場合、又は被災した他自治体等に対する緊急物資支援を行う場合などには、使用する種別毎の数量と同等の数量の物資等を購入するなど、努めて早期に備蓄数量の回復・維持を図るものとする。

また、使用期限のある物資等については、次項に示す要領により有効活用するとともに、同等の数量、種別を基準として購入するなど、備蓄数量を下回ることのないよう維持をする。

5 備蓄品の活用

乳幼児用・介護用オムツ、ガソリン缶詰、トイレットペーパーなど、使用期限のある物資等で、かつ活用のための用途があるものについては、社会通念上やむをえないと認められる程度の使用期限（6ヵ月～1ヵ月程度）を残し、市や小中学校が行う防災啓発事業での活用や、保健センター、社会福祉関連機関等と連携して有効活用に努めるものとする。

附 則

1 この計画は、令和7年4月1日から施行する。

備蓄物資等一覧（基準）

分 類	物資又は資機材名		○優先 ▲努力	備蓄目標数	令和6年度 末の在庫 数	令和11年 度末まで の整備数
睡 眠	毛布		○	全避難者 1 枚 11,000枚	4,000枚	2,000枚 日赤の支援 を受ける。
	簡易ベッド（敷マット含む。）		○	全避難者の30～50% 5,000台	3,800台	1,200台
	エアークッション・枕		▲	全避難者の30% 3,300個	0個	0個
排 泄	簡易・組立トイレ		○	全避難者の2% 220個	470個	0個
	トイレ用テント		○	全避難者の2% 220張	458張	0個
	携帯トイレ・エマージェン		○	全避難者の2日分1人5回/日 110,000回	111,500回	0回
	トイレットペーパー		○	全避難者の3日分 11,000巻	12,500巻	0巻
	災害用トイレ・ドントコイ		▲	各指定避難所1個 35個	0個	0個
要配慮 者対応	多目的テント		○	各避難所に2～8張 220張	220張	0張
	パーティション		○	各避難所に4～50張 1,400張	480張	920張
	段ボールベッド		▲	（災害時応援協定を活用）	35個	0個
	オムツ	乳幼児用	○	乳幼児250人2日分 2,500枚	2,500枚	0枚
		介護用	○	要介護者500人2日分 2,000枚	2,000枚	0枚
		尿とりパッド	▲	高齢者500人2日分 2,000枚	0枚	0枚
	ホッカイロ・5年保存		▲	全避難者の30%の3日分 1人2個/日 19,800個	19,920個	0個
その他 物資等	ショール		○	各避難所に10枚 450枚	450枚	0枚
	発電機		○	各避難所に1～2台 90台	44台	46台
	蓄電池		○	各避難所に0～2台 60台	21台	39台
	ガソリン缶詰		○	発電機 1 台に5ℓ 450ℓ	340ℓ	110ℓ
	ガソリン携行缶（10ℓ）		○	各避難所に2缶 90缶	90缶	0缶
	コードリール		○	各避難所に2巻 90巻	109巻	0巻
その他 物資等	投光機		○	各避難所に1台 45台	48台	0台

分 類	物資又は資機材名	○優先	備蓄目標数	令和6年度 末の在庫数	令和11年 度末まで の整備数
		▲努力			
その他 物資等	ランタン (ランタン用単 1 電池)	○	各避難所に20個 900個 (ランタン1個に8本 7,200本)	1,135個 (6,893本)	0個 (0本)
	テレビ (室内アンテナ)	▲	各避難所に1台 45台 (45個)	24台 (24個)	0台 (0個)
	防災ラジオ用単 3 電池	○	ラジオ45台×12本と予備100本 640本	300本	0本
	ストーブ・ヒーター	○	各避難所に1～5台 150台	113台	37台
	灯油缶 (20ℓ)	○	各避難所に2缶 90缶	120缶	0缶
	ブルーシート	▲	各避難所に10枚 450枚	736枚	0枚
	拡声機	▲	各避難所に1台 45台	45台	0台
	使い捨てマスク	○	全避難者の2日分 22,000枚	34,600枚	0枚
	除菌ウェットティッシュ	○	各避難所に900枚 40,000枚	54,000枚	0枚
	プラスチックグローブ	○	各避難所に300枚 13,500枚	13,500枚	0枚
	生理用品	○	ナプキン750名の2日分 1人7枚/日 10,500枚 タンポン100名の2日分 1人3個/日 600個	ナ13,696枚 タ 1,440個	ナ 0枚 タ 0個
	防寒用靴下	▲	全避難者の30% 3,300足	2,800足	0足
	カセットコンロ (ボンベ)	○	各避難所に2個 90個 (1個につき12本 1,080本)	98個 (1,080本)	0個 (0本)
	標識ロープ・200m	▲	各避難所に1巻 45巻	0巻	0巻
	口腔ケアウェッティ―	▲	全避難者の30%の3日分 10,000枚	12,000枚	0枚
	ごみ袋・黒又は半透明	○	各避難所に200枚 9,000枚	7,800枚	1,200枚

防災拠点が使用できない場合の代替庁舎候補一覧

【指定】

地震災害対策編 第2章 第18節「防災拠点等の整備」に基づき、防災拠点である市役所庁舎等が被災し、使用できない場合の代替拠点等バックアップ対策として、下記施設を代替庁舎の候補に指定するものとする。

(令和5年3月1日現在)

優先順	施設名 ※	電話番号	所在地	使用の規模
1	名取市文化会館	022-384-8900	増田字柳田520	市役所機能の全部又は一部
2	名取市図書館	022-382-5437	増田四丁目7-30	市役所機能の全部又は一部
3	保健センター	022-382-2456	増田字柳田244	市役所機能の一部 (災害対策本部等)
4	仙台法務局 名取出張所	022-382-3694	増田字柳田570-2	市役所機能の一部 (災害対策本部等)
5	名取市商工会館	022-382-3236	増田字柳田243	市役所機能の一部 (災害対策本部等)

※ 指定する施設は、必要に応じ逐次に見直しを図るものとする。

【使用要領】

- ① 優先順に基づき、各施設管理者等と協議の上使用する。
要請は電話等により行う。ただし、文化会館及び商工会館については、事後努めて速やかに文書をもって要請する。
- ② 被害の状況に応じて、優先順にかかわらず最も適切な施設の使用可能な場所を使用する。
- ③ 状況により、全ての施設又は複数施設を同時に使用する場合がある。
- ④ 業務に必要な資機材等（備品（机、椅子、照明など）、発電機、通信機器、電子計算機、ネットワーク環境など）は、施設の一部備品の借用及び市役所庁舎内の使用可能な備品等を活用するほか、協定締結事業者（レンタル事業者、通信事業者）等の協力を得て整備する。
- ⑤ 施設本来の設置・使用目的や、修繕の所要などを踏まえ、使用する期間は努めて最小限とし、協定締結事業者等の協力を得て、プレハブ等庁舎の整備・活用を検討する。

地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 ・ 津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

防災気象情報の概要および発表基準

(1) 各情報の概要及び発表基準（名取市：令和4年12月13日現在）

種 類		概要及び発表基準
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。	
警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】平均風速 陸上 18m/s 以上、海上 18m/s 以上
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 【基準】平均風速 陸上 18m/s 以上、海上 18m/s 以上（雪を伴う）
	波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】有義波高 6.0m以上
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 予想最高潮位に応じて、想定される浸水区域に対して速やかに避難指示発令や避難行動開始の判断をすることが重要。 【基準】潮位 1.5m以上

種 類		概要及び発表基準
	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。 【基準】 土砂災害 土壌雨量指数基準：137 浸水害 表面雨量指数基準：18
	洪 水 警 報	河川の上流域で降雨や、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難指示発令や避難行動開始の判断をすることが重要。 【基準】 流域雨量指数基準：増田川流域=14.0 貞山堀流域=25.9 川内沢川流域=13.4 志賀沢川流域=16.9 複合基準： 増田川流域=（6、14.0） 貞山堀流域=（6、23.3） 川内沢川流域=（6、12） 志賀沢川流域=（6、15.2） 指定河川洪水予報による基準： 阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕、名取川〔名取橋〕
	大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 20cm
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 平均風速 陸上13m/s以上、海上13m/s以上
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 【基準】 平均風速 陸上13m/s以上、海上13m/s以上（雪を伴う）
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 有義波高 3.0m以上

種 類		概要及び発表基準
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 【基準】 潮位 0.9m以上
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【基準】 土壌雨量指数基準：108 表面雨量指数基準：8
	洪水注意報	河川の上流域で降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備え、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 【基準】 流域雨量指数基準：増田川流域=11.2 貞山堀流域=20.7 川内沢川流域=10.7 志賀沢川流域=13.5 複合基準： 増田川流域=（5、11.2） 貞山堀流域=（5、11.9） 川内沢川流域=（6、8.6） 志賀沢川流域=（5、10.5） 指定河川洪水予報による基準：名取川〔名取橋〕
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 降雪の深さ 12時間降雪の深さ 10cm
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。 【基準】 落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 【基準】 ①最小湿度45%以下 実行湿度65%以下で風速7m/s以上 ②最小湿度35%以下 実行湿度60%以下
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 視程 陸上100m以下、海上500m以下

種 類		概要及び発表基準
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。 【基準】 早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)
	な だ れ 注 意 報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 【基準】 ①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②降雪が50cm以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続
注 意 報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 【基準】 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が－7℃以下 ②最低気温が－5℃以下
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあるとときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 【基準】 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 【基準】 融雪により被害が予想される場合
大雨警報（土砂災害）の危険度分布		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

種 類	概要及び発表基準
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、「宮城県東部」「宮城県西部」等の天気予報と同じ区域で発表される。また、竜巻の目撃情報が得られて、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、「危険度分布」の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

特別警報発表基準

種 類		概要及び発表基準	
特 別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	平成30年7月豪雨 (死者行方不明者230人) 平成29年7月九州北部豪雨 (死者行方不明者42人) 平成27年9月関東・東北豪雨 (死者行方不明者20人)
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数巡年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	—
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者 231 人)

(注1) 詳細は、気象情報の概要及び発表基準による。なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。

(注2) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(注3) 地面現象及び浸水注意報・警報等は、その警報事項等を気象注意報及び気象警報等に含めて行う。

(注4) 特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。また、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象としており、個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意する。

(注5) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報等は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報等をもって代える。

(水防活動用)警報・注意報等の一覧は別表のとおり。

■別表 水防活動用警報・注意報一覧

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある(又は著しく大きい)と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

異常現象発見時の通報先一覧表

異常現象等区分	通報先	電 話	所 在 地
気象に関する事項 竜巻、降雹等の異常気象 現象	防災安全課 消防署 岩沼警察署	384-2111 119 0223-22-4341	名取市増田字柳田80 名取市増田五丁目18-32 岩沼市末広二丁目1-23
地象に関する事項 噴火現象、噴火以外の火 山性異常現象、頻発地 震、異常音響及び地変	同 上	同 上	同 上
水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪 等の異常水象現象	防災安全課 消防署 宮城海上保安部	384-2111 119 022-363-0114	名取市増田字柳田80 名取市増田五丁目18-32 塩釜市貞山通3-4-1
その他災害が発生するおそ れがある異常現象又は災害 の発生を知った場合	防災安全課 消防署 岩沼警察署 NTT宮城支店 NTT東北ネットワー ク運営センター	384-2111 119 0223-22-4341 勤務時間内 269-2210 勤務時間外 297-7667	名取市増田字柳田80 名取市増田五丁目18-32 岩沼市末広二丁目1-23 仙台市若林区五橋三丁目2-1 仙台市宮城野区五輪一丁目4-5

市町村被害状況報告要領

1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項(被害状況等の報告)及び消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条(消防庁長官に対する消防統計等の報告)の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第2項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合(該当するおそれがある場合を含む)に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

- イ 地震
地震が発生し、当該市町村の区域内で震度4以上を記録した場合
- ロ 津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 風水害
 - (イ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ハ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 雪害
 - (イ) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ロ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ホ 火山災害
 - (イ) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
 - (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ヘ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

- (1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(以

下、「MIDORI」という。)の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡が取れるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合は、その概況について、自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号(その1)により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。ただし、下記(イ)又は(ロ)に該当する場合は、消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

(イ) 地震が発生し、当該市町村内で震度5強以上の地震が記録された場合(被害の有無を問わない。)

(ロ) 3の(2)のロ、ハ及びホのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

ロ 被害状況報告〔即報〕

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする(おおむね1日1回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

(2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合の報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段(防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等)

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力時間帯

ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報(様式第1号)記入要領

(1) 「災害の概況」には、災害が発生した(発生のおそれがある)具体的地名、発生日時、災害の種別(台風、豪雨、洪水、地震、津波等)概況等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村

が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- イ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ロ 避難指示等の状況
- ハ 避難所の設置状況
- ニ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況
- ホ 自衛隊の派遣要請、活動状況

6 被害状況報告（様式第2号）記入要領

(1) 人的被害

イ「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

ニ「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

イ「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ住宅被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

ホ「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く

ヘ「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

（3） 非住家被害

イ「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

（4） 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

（5） 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

ヘ「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

（6） その他

イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。

ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。

ハ 「避難指示等の状況」については、地区名、種別（指示、自主）、指示日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時を記入するものとする。

ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

へ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(イ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

(ロ) 避難指示の状況

(ハ) 避難所の設置状況

(ニ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ホ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(ヘ) 災害ボランティアの活動状況

チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名、地区ごとの被害の内訳を記入するものとする。

リ 「非住家被害の状況」は被害区分(全壊、半壊)、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。

また、様式第1号及び様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

災 害 概 況 即 報

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所						発生日時	月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の設置状況		名 称							
			設 置 日 時							

※第一報については、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すること。)

被害状況報告（即報・第 報 ・ 確定）

災 害 名				区 分		単位	被 害
報 告 時 点		月 日 時 現在		火災 発生	建 物		件
市(区)町村名					危 険 物		件
課 係 名					そ の 他		件
報 告 者 名					119 通 報	火災通報	件
						救急通報	件
区 分				単位	被害		
人 的 被 害	死 者		人				
	行方不明者		人				
	負 傷 者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯				
			人				
	半 壊		棟				
			世帯				
			人				
	一 部 破 損		棟				
			世帯				
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟					
		世帯					
		人					
被害概況（震度4以上の地震発生時）							
庁舎 施設 の 状 況	庁 舎 被 害		有 ・ 無				
	庁舎内の異常		有 ・ 無				
	電 気 の 使 用		不可 ・ 可				
	水 道 の 使 用		不可 ・ 可				
	一般電話回線の支障		有 ・ 無				
	都 市 ガ ス		不可 ・ 可				
庁舎 周辺 の 状 況	家 屋 の 倒 壊		有 ・ 無				
	火 災 の 発 生		有 ・ 無				
	電 気 の 使 用		不可 ・ 可				
	水 道 の 使 用		不可 ・ 可				
	一般電話回線の支障		有 ・ 無				
	都 市 ガ ス		不可 ・ 可				
災 害 の 対 策 本 部 置 本 状 況	災害対策本部設置		月 日 時 分				
	災害対策本部廃止		月 日 時 分				
	警 戒 本 部 等 設 置		月 日 時 分				
	警 戒 本 部 等 廃 止		月 日 時 分				
非 住 家	公共建物(全・半壊)		棟				
	そ の 他(全・半壊)		棟				
				消防職員出動延人数		人	
				消防団員出動延人数		人	

様式第2号（その2）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

被害区分	氏 名	性別	年齢	住 所			
〔に氏 至名人 った等 的記被 状載害 況欄の をの詳 記下細 載に被 害〕							
〔自種 主別避 のに難 種は勧 別指告 を示等 記・の 載勧状 告況〕	地区名	種 別	勧告等日時	勧告世帯/人数	実避難世帯/人数	避 難 場 所	解除日時
1 災 害 発 生 場 所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市（区）町村名（ ）

1 住家被害の状況

（1）全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況（要因，損傷の程度，人的被害の有無等）

（2）床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世 帯 数	人 数

2 非住家被害の状況

（1）公共建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況（要因，損傷の程度等）

（2）その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況（要因，損傷の程度等）

名取市津波対応指針

	予想される 津波の高さ	浸水予測区域	対応方針	避難場所	広報内容	到達予想時刻 (宮城県)	避難誘導	災害広報手段(担当)
1 津波注意報 (1号配備)	0.2～1m 気象庁発表 1.0m	貞山堀から東側	貞山堀から東側 への避難指示	サイクルスポーツ センター 閑上公民館※ 下増田公民館※ ※自主避難所として開設	宮城県に津波注意報が発表されました。 予想される津波の高さは1 m、津波到達予想時刻は、宮城県で●時●分です。 避難指示を発令します。	15分、30分、		防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課)、ナトぼた、ホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、X、FB(なとりの魅力創生課)
					貞山堀から東側の地域の皆さんは、直ちに安全な場所に避難して下さい。	1時間	津波到達予想時刻の15分前までに退避完了	防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課)、ナトぼたホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、X、FB、広報車(なとりの魅力創生課)消防車・団積載車※(消防本部)
2 津波警報 (3号配備)	1 m超～ 3 m 気象庁発表 「高い」 ↓ 3.0m	東部道路から東側	東部道路から東側への避難指示	上記の他、 閑上小中学校 閑上中央第一団地 閑上中央第二団地 下増田小学校 まなウェルみやぎ 仙台空港ビル 増田小学校 増田中学校	宮城県に津波警報が発表されました。 予想される津波の高さは3 m、津波到達予想時刻は、宮城県で●時●分です。 避難指示を発令します。	15分、30分		防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課)、ナトぼたホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、X、FB(なとりの魅力創生課)
					東部道路から東側の地域の皆さんは、直ちに安全な場所に避難して下さい。	1時間	津波到達予想時刻の15分前までに退避完了	防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課)、ナトぼたホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、X、FB、広報車(なとりの魅力創生課)消防車・団積載車※(消防本部)
3 大津波警報 (3号配備)	3 m超～ 10m以上 気象庁発表 「巨大」 ↓ 5.0m 10.0m 10.0m以上	閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の一部	閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の想定浸水域への避難指示 市内全域で自主避難	原則、市内全ての指定緊急避難場所及び指定避難所(※但し、館腰公民館、本郷集会所を除く)	宮城県に大津波警報が発表されました。 東日本大震災クラス、又はそれ以上の津波が予想されます。又は予想される津波の高さは●m、津波到達予想時刻は、宮城県で●時●分です。避難指示を発令します。	15分、30分		防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課)、ナトぼたホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、X、FB(なとりの魅力創生課)
					閑上、下増田地区の皆さん、及び、増田、館腰地区で津波の想定浸水域に含まれる地域の皆さんは、直ちに安全な場所に避難して下さい。※ ●部分は、気象庁発表文を引用する。	1時間	津波到達予想時刻の15分前までに退避終了	防災行政無線、モーターサイレン(防災安全課)、ナトぼたホームページ、コミュニティFM(エフエムなとり)、エリアメール・緊急速報メール、市民向け登録制メール(なとり防災メール)、X、FB、広報車(なとりの魅力創生課)消防車・団積載車※(消防本部)

注) 災害対応に万全を期すため、配備体制については、名取市災害警戒配備要領の基準より上の配備を行うものとする。

※消防車、団積載車の避難誘導、退避については、別途内規により規定

※自主避難所とは避難指示などの発令以前に、自宅待機に不安な方などが一時的に避難する場所

名取市土砂災害対応指針

気象情報	説 明	対応方針等	情報入手／伝達手段
大雨と雷、突風（台風○号）に関する気象情報 第○号	降雨量の予測を夜間における配備体制の決定に活用する。 「＜雨の予想＞ 1時間雨量は多いところで○ミリ、24時間雨量は多いところで○ミリ」 ※ 気象庁は、朝夕、早めの発表に努めているが、急激な雨雲の発達で、夜間突然発表されることもある。	1時間雨量の予想が40ミリ以上の場合、夕方に夜間の参集方法や避難所の開設体制を確認しておく。 夜間に豪雨や土砂災害警戒情報発表の可能性が高い場合は、1号配備（警戒本部）とし、自主避難者のためあらかじめ避難所を開設し「コミュニティFM（エフエムなとり）」等で周知する。	気象庁のホームページ、県からのFAX・メール／ホームページ、コミュニティFM（エフエムなとり）、職員配信メール、ポータル
大雨、洪水警報	名取市の発表基準は、平坦地で3時間雨量80ミリ、平坦地以外で時間雨量50ミリ	0号配備（警戒配備） 防災安全課と関係課で情報収集を行う。	気象庁のホームページ、県からのFAX・メール、消防からのメール、県からのFAX、テレビ等／職員配信メール、ポータル
竜巻注意報 第○号	「竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。」 ※ この情報は1時間後まで有効で、その後更新される。	強い雨雲の接近を警告していることから、情報収集に努める。6時間以内に「強い雨雲」が予想される場合、必要な職員を参集する。	気象庁のホームページ、県からのFAX・メール、テレビ等
宮城県気象情報PDF形式	非常に激しい雨が降っているときで、解析雨量図が届く。 「○○市で、1時間に○ミリの非常に激しい雨となっています。局地的に雷を伴って1時間○ミリの非常に激しい雨がふるおそれ」	災害の発生が予想されることから、必要な職員を参集し、1号配備に移行する。 「コミュニティFM（エフエムなとり）」、ホームページ等により注意喚起する。	NHK、県からのFAX・メール、気象庁のホームページ／コミュニティFM（エフエムなとり）、ホームページ等
土砂災害警戒情報	土砂災害の危険性が高まっているときに発令される。 「崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。」 ※ 宮城県土木部総合情報システム「土砂災害警戒情報システム」により、危険エリアの絞込みと1～3時間後の予測が可能である。	1号配備（警戒本部）で情報収集を行う。雨雲の状況などに応じ2号配備（特別警戒本部）に移行し、危険箇所に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令する。 広報例「○時○分、名取市に土砂災害警戒情報が発表されました。 大雨のため、土砂災害の危険度が高まっています。 崖や裏山の近くなど土砂災害が発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市からの情報にご注意ください。現在、開設している避難所は、～です。」	NHK、県からのFAX・メール、気象庁のホームページ、宮城県土砂災害警戒情報システム等／防災行政無線、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・緊急速報メール、テロップ、ホームページ、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、X
記録的短時間大雨情報	宮城県では、1時間に100ミリ以上の雨を観測したときに発表される。土砂災害発生の危険性が非常に高まっている。 「○時○分、宮城県で記録的短時間大雨 名取市付近で約○ミリ」 ※ 内水はん濫が起こり、市内各地で道路などが冠水している。	3号配備（災害対策本部）、直ちに市内全域に避難勧告を行う。 広報例「現在土砂災害警戒情報が発表中で、○時○分、名取市で1時間に100ミリの記録的な大雨を観測しました。 このため、名取市全域に避難勧告を発令します。 崖や裏山の近くなど土砂災害が発生しやすい地区の方は、直ちに避難するか、2階又は斜面から遠い部屋に移動して下さい。 市内各地で冠水し避難が危険な状況です。自宅の2階又は近所の安全なお宅に避難して下さい。」	同 上
大雨特別警報	50年に1度の大雨（名取市では48時間で367ミリ、3時間で151ミリ以上）が広範囲（県域程度）に予想されるときに発表される。 「宮城県で気象特別警報発表中 【特別警報（大雨）】宮城県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風、高波に警戒してください。」 ※ J－ALERTと連動し、防災行政無線が自動起動する。 8・5豪雨では出るが、9・22集中豪雨では出ないことに注意する。	3号配備（災害対策本部）、直ちに市全域に避難指示（緊急）を発令する。 広報例「○時○分、宮城県に大雨特別警報が発表されました。 このため、名取市全域に避難指示を発令します。 市民の皆さんは、直ちに命を守るため最大級の警戒をして下さい。 崖や裏山の近くなど土砂災害が発生しやすい地区の方は、直ちに避難するか、2階又は斜面から遠い部屋に移動して下さい。 市内各地で冠水し避難が危険な状況です。自宅の2階又は近所の安全なお宅に避難して下さい」	同 上
土砂災害の予兆現象が確認されたとき	パトロールや市民からの通報により、土砂災害の予兆現象が確認されたとき又は土砂災害が発生したとき。	職員は自らの安全を確保しつつ、直ちに当該危険箇所又は周辺に避難指示、立入の制限を行う。 防災行政無線等により、避難指示を伝達する。	パトロール、市民からの通報／防災行政無線、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・緊急速報メール、テロップ、ホームページ、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、X

災害救助法による救助の実施細目

(宮城県規則第四十八号災害救助法施行細則による)

(1) 収容施設の供与（避難所の設置）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 0 0 円以内 (加算額) ・ 冬季別に定める額を加算 ・ 高齢者等の軀援護者等を収容する〔福祉避難所〕を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇工費、消耗器材費、建物等の使用謝金、偕上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1, 0 1 0 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

(3) 災害にかかった者の救出

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

(4) 災害にかかった住宅の応急修理

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることかできない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 5 2 0, 0 0 0 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	災害にかかった住宅の応急修理

(5) 学用品の給与

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある児童・生徒及び各種学校生徒等（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当り4, 100円 中学校生徒 1人当り4, 400円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

(6) 埋葬

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201, 000円以内 小人（12歳未満） 160, 800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる

(7) 死体の搜索及び処理

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3, 300円以内 一時保存： 既存建物借上費時 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5, 000円以内 検索：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

(8) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関毎に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133, 900円以内	災害発生の日から10日以内	

(9) 収容施設（応急仮設住宅）の供与

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内

(10) 被服寝具その他生活必需品の給与または貸与

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（４月～９月）冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日を持って決定する。	災害発生の日から１０日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		2 下記金額の範囲内						
			1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増すごとに 加算
全壊 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300	
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400	
半壊 流失	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400	
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300	

(11) 医療及び助産

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による掛合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

(12) 応急救助のための輸送、従事者及び賃金職員等雇上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

自衛隊の要請先

＜要請先＞

- ・第22即応機動連隊 第3科（多賀城駐屯地）

※宮城県沖地震の場合

- ・第2施設団 第3科（船岡駐屯地）

区 分		要 請 (連絡)先	指定部隊 等の長	連 絡 方 法 等	
				平日 08:00～17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担 当
宮城隊区 担当部隊	陸	第22即応機動連隊 第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市円山2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL:022-365-2121 内235～237 FAX:022-363-0491	駐屯地 当 直 TEL:022- 365-2121 内301・302
	陸	第2施設団 第3科 (船岡駐屯地)	団 長	柴田郡柴田町船岡字 大沼端1-1 防災無線：7-642-2 TEL:0224-55-2301 内235～236 FAX:0224-55-1191	駐屯地 当 直 TEL:0224 -55-2301 内302
連絡機関	—	宮城地方協力本部 名取地域事務所		名取市増田4-3-15 TEL:022-383-8752	同 左

自衛隊災害派遣要請等様式

別紙様式 1

第 年 月 日 号

宮城県知事

殿

〇〇市（町村）長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災 害 の 種 類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派 遣 を 希 望 す る 期 間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派 遣 先 の 責 任 者 、 連 絡 先	
6 派 遣 先 へ の 最 適 経 路	
7 参 考 と な る べ き 事 項	

医療機関一覧表

1 市立診療所

	市立診療所	住 所	電話番号	診療科目
1	名取市休日夜間急患センター	下余田字鹿島 7 4 - 3	384-0001	内・小・外

2 病院

	病 院 名	住 所	電話番号	診療科目
1	名取熊野堂病院	高館熊野堂字岩口下 6 8 - 1	386-2131	内・精
2	宮城県立精神医療センター	手倉田字山無番地	384-2236	精・児精
3	宮城県立がんセンター	愛島塩手字野田山 4 7 - 1	384-3151	内・呼・消・外・整・ 脳外・婦・眼・耳・泌・ 放・麻・循

3 医院

	診 療 所 名	住 所	電話番号	診療科目
1	あべ脳神経クリニック	上余田字市ノ坪 2 7 0	381-5035	脳外
2	毛利内科	増田六丁目 2 - 8	384-8052	内・循・神内・呼・消
3	野田眼科クリニック	増田七丁目 3 - 9	382-1117	眼
4	名取駅東口クリニック	増田四丁目 7 - 2 0 グローリオレジデンス名取駅前 2 階	382-5955	精・心内
5	わく沢眼科医院	増田二丁目 6 - 1 2	384-3428	眼
6	武田内科医院	増田二丁目 6 - 1 1	382-3100	内
7	笹川医院	増田二丁目 3 - 8 高芳店舗 1 階	382-3025	内・小・心内
8	洞口・佐藤クリニック	増田一丁目 5 - 1 2	382-2333	産・婦・泌
9	守健診内科	増田一丁目 9 - 2 1	384-5171	内・循・呼・健診
10	名取中央クリニック	増田字柳田 8	383-5252	内・消内・呼内・整外・ リハ
11	なとり耳鼻咽喉科アレルギー科 医院	増田字柳田 2 1 0 - 6	384-8887	アレ・耳
12	いとう肛門科医院	増田字柳田 3 2 9 - 1	384-8883	こう
13	森内科クリニック	下余田字鹿島 8 6 - 5	383-3070	内・循内・総合
14	せきのした皮フ科	杜せきのした二丁目 5 - 8	302-7135	皮・アレ
15	せきのした総合クリニック	杜せきのした一丁目 8 - 2 3	383-7557	内・消・外・甲・皮
16	名取たにぐちクリニック	杜せきのした二丁目 5 - 7	302-7125	精・心内
17	時計台クリニック	杜せきのした二丁目 6 - 7	398-3353	循内・アレ・呼内・小
18	かとうこどもクリニック	杜せきのした二丁目 6 - 8	399-9152	小
19	すずむら眼科	杜せきのした二丁目 6 - 5	341-6288	眼
20	エアリ総合内科 漢方クリ ニック	杜せきのした五丁目 3 - 1 イオンモール名取 1 階	797-8601	内・小・漢内
21	名取さくらみらい眼科	杜せきのした五丁目 3 - 1 イオンモール名取 1 階	796-9889	眼
22	ストレスケア・クリニック ルメート	杜せきのした五丁目 1 2 - 1	784-3033	心内・内

	診 療 所 名	住 所	電話番号	診療科目
23	仙台空港北クリニック	美田園八丁目 1 - 8	797-9523	呼内・内・アレ・感染呼内
24	ゆりあげクリニック	美田園七丁目 1 7 - 3	738-7081	内・外・整外
25	名取透析クリニック	美田園六丁目 2 - 6	302-7522	透内
26	宮城県リハビリテーション支援センター附属診療所	美田園二丁目 1 - 4	784-3592	リハ・整外・脳外
27	宮城県子ども総合センター附属診療所	美田園二丁目 1 - 4	784-3575	児精・精・小
28	曾我内科・こどもクリニック	杉ヶ袋字前沖 7 1 - 1	381-5988	内・小
29	めでしまのさと内科クリニック	愛島郷一丁目 1 6 - 2 8	302-6551	内・胃・小
30	あいのもりクリニック	愛の杜一丁目 2 - 1	784-1550	内・消・外・小
31	こせき皮膚科クリニック	愛の杜二丁目 1 - 6	382-5612	皮・小皮・アレ
32	桑島内科消化器科クリニック	箱塚一丁目 1 9 - 3 5	381-5080	内・消・胃
33	松永眼科	小山二丁目 3 - 2 6	383-5445	眼
34	金沢内科胃腸科	小山二丁目 3 - 3 2	382-3388	内・胃
35	なとり整形外科クリニック	小山二丁目 1 - 5	382-2362	整外・リハ・内
36	館腰クリニック	植松四丁目 1 7 - 1 6	383-6677	内・外・総合
37	りんくう透析クリニック	本郷字焼野 1 3 6	397-7141	透内
38	春ウイメンズクリニック	田高字南 2 7 - 1	302-3188	産・婦
39	名取つちやま皮ふ科	田高字原 5 9 7 名取メディカルモール 2 0 1	797-5021	皮・小皮
40	こばやし整形外科クリニック	田高字原 5 9 7 名取メディカルモール 1 0 2	302-5080	整外・リハ
41	なとり内科・内視鏡クリニック	田高字原 5 9 7 名取メディカルモール 2 0 2	302-7967	内・消内・消内内
42	かくだ西川耳鼻咽喉科クリニック	高館吉田字前沖 2 1 1 - 4	797-9393	耳・アレ
43	原田乳腺クリニック	手倉田字八幡 4 2 3 - 1	398-7703	乳外
44	名取とおる内科・糖尿病クリニック	手倉田字八幡 3 3 8 - 8	381-6868	内・糖内・消内
45	やまと在宅診療所名取	大手町一丁目 1 - 2 2 NN ハイツ 1 号室	397-6313	内・外・緩内
46	さとうクリニック	手倉田字諏訪 5 6 5 - 1	384-1883	泌・内・皮
47	たんのクリニック	手倉田字諏訪 5 9 9 - 1	381-5233	内・消内
48	丹野小児科医院	大手町三丁目 6 2 0 - 1	382-3780	小
49	みどり台小児科外科内科	みどり台一丁目 3 - 1	386-7220	小・内・外・小外・皮
50	ひまわり内科・消化器科クリニック	みどり台二丁目 4 - 3	386-8333	内・糖内・消内
51	なとり皮膚科くまのどう内科下肢静脈瘤クリニック	高館熊野堂字岩口下 4 5 - 3	796-3282	皮・小皮・内・アレ・血外

3 歯科医院

	診 療 所 名	住 所	電話番号	診療科目
1	たけのこ歯科クリニック	上余田字千刈田 2 8 5 - 1 ヨークタウン名取バイパス内	784-4182	歯・小歯
2	Dデンタルクリニック	増田六丁目 2 - 3	383-4182	歯・口外・小歯
3	おおぬき歯科	増田七丁目 1 4 - 8	383-9310	歯
4	なとり駅前歯科クリニック	増田二丁目 3 - 3 6	382-3343	歯・小歯・矯歯
5	優歯科医院	増田二丁目 3 - 3 9 アンソレイユ名取 1 階	383-7377	歯・小歯・矯歯
6	清水歯科医院	増田二丁目 6 - 2 4	384-6338	歯・小歯・矯歯
7	みうら歯科	増田三丁目 1 0 - 2 3	383-5711	歯
8	歯科クリニック守	増田三丁目 8 - 6 7	382-8677	歯・小歯・矯歯
9	名取中央クリニック	増田字柳田 8	382-6231	歯・口外
10	いけだ歯科クリニック	杜せきのした一丁目 2 - 2 2	383-6480	歯・小歯
11	あいおい歯科	杜せきのした五丁目 3 - 1 イオンモール名取 1 階	797-9119	歯・小歯・矯歯・口外
12	たきた歯科	杜せきのした五丁目 4 - 1	383-8239	歯・小歯・矯歯
13	美田園歯科	美田園八丁目 1 8 - 6	343-8721	歯・小歯・矯歯
14	フォレスト歯科	美田園二丁目 1 - 5 シエロプラザ 1 階	797-8594	歯・口外・矯歯
15	名取デンタルクリニック	田高字神明 2 7 3	381-0921	歯・小歯・矯歯
16	黒田歯科クリニック	手倉田字八幡 5 3 2 - 1	383-3888	歯・小歯
17	櫻場デンタルクリニック	手倉田字八幡 6 0 8 プレミスト名取駅前 1 階	383-8816	歯・小歯・矯歯・口外
18	宮城県立がんセンター	愛島塩手字野田山 4 7 - 1	384-3151	歯
19	たかとく歯科医院	大手町五丁目 1 7 - 1 5	384-8841	歯・小歯
20	荘司歯科医院	大手町二丁目 7 - 1 0	384-0101	歯・小歯
21	おおみや歯科	大手町三丁目 5 7 5 - 3	382-2537	歯・小歯
22	あおば関上歯科医院	飯野坂三丁目 5 - 1 0 イオンタウン名取 2 階	797-3121	歯・小歯・口外・矯歯
23	めでしま歯科医院	愛の杜一丁目 3 - 1 1	384-1840	歯・小歯
24	ささき歯科	名取が丘二丁目 3 - 4	383-8849	歯・小歯・矯歯
25	いちろう歯科クリニック	飯野坂七丁目 3 - 9	382-8601	歯・小歯
26	島田歯科医院	植松四丁目 1 8 - 1 3 クレシードMK 1 階	383-0763	歯
27	おぎはら歯科医院	堀内字南 1 7 8 - 6	0223-22-0712	歯
28	ライフタウン歯科クリニック	相互台一丁目 1 1 - 4	386-1825	歯・小歯
29	福澤歯科医院	ゆりが丘二丁目 1 1 - 7	386-3611	歯・小歯
30	みどり台ファミリー歯科	みどり台二丁目 3 - 6	399-8148	歯・小歯・口外
31	那智が丘歯科医院	那智が丘四丁目 1 9 - 2	386-5989	歯・小歯

別記様式第 1 号

災害応急対策用
地震防災
原子力災害
国民保護措置用

(確認申請書)

緊急通行車両等事前届出書

平成 年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者住所

電 話 ()

氏 名

印

指定行政機関又は所管機関			
指定行政機関	12 東北経済産業局 13 東北総合通信局 14 宮城労働局 15 東北地方整備局 16 その他指定地方行政機関	21 東日本電信電話(株)宮城支店 22 日本銀行仙台支店 23 日本赤十字社宮城県支部 24 日本放送協会仙台放送局 25 東日本高速道路(株)東北支社 26 東日本旅客鉄道(株)東北支社 27 日本通運(株) 28 東北電力(株)宮城支店 29 その他指定公共機関	34 (株)エフエム仙台 35 (社)宮城県医師会 36 (社)宮城県トラック協会 37 (社)宮城県LPガス協会 38 宮城交通(株) 39 石巻瓦斯(株) 40 塩釜瓦斯(株) 41 古川瓦斯(株) 42 その他指定地方公共機関
01 防衛省 02 国土交通省 03 法務省 04 財務省 05 その他指定行政機関	地方公共団体		
指定地方行政機関	17 県 18 市町村		
06 東北管区警察局 07 東北財務局 08 東北地方医務局 09 東北農政局 10 東北厚生局 11 東北森林管理局	その他執行機関 19 宮城県警察本部 20 宮城県教育委員会 指定公共機関	指定地方公共機関 30 東北放送(株) 31 (株)仙台放送 32 (株)宮城テレビ放送 33 (株)東日本放送	その他 43 その他の機関(指定締結報道機関等を含む)
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所		
	氏 名	電 話 () 局 番	
出発地			

(宮城県地域防災計画 [資料編] 平成27年2月 より引用)

災害応急対策 第 号
地震防災
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

平成 年 月 日

宮城県公安委員会

印

- 注 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署及び広域交通検問所に提出して所要の手続きを受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（交通規制課長等経由）に届出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両の標章

(災対法施行規則第6条第1号の別記様式第3「標章」)

15

登録（車両）番号

緊急

有効期限

年

月

日

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さに単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

災対法施行規則第6条第2号の別記様式第4「証明書」

第	号	年	月	日
緊急輸送車両確認証明書				知事
				印
				公安委員会
				印
番号標に 表示されている番号				
輸送人員又は品名				
使用者	住所	() 局 番		
	氏名			
輸送日時				
輸送経路	出発地	目的地		
備考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

公営住宅一覧

市営住宅一覧表

	団 地 名 称	完成年 度	管理 戸数	住 所
1	柳 田	S28・29	12	名取市増田一丁目 1 1 番 2 0
2	諏 訪	S31	8	名取市手倉田字諏訪 2 8 4
3	箱 塚 (1 号 棟)	H5	32	名取市箱塚二丁目 5 番 7
	箱 塚 (2 号 棟)	H6	32	名取市箱塚二丁目 5 番 6
4	名 取	S45～51	119	名取市名取が丘一丁目 8 番
5	小 豆 島	S40～44	159	名取市箱塚二丁目 7 番

県営住宅一覧表

6	名 取 田 高	S51・52	170	名取市田高字沢目 2 7 8 番
7	名取手倉田第二 (1 号 棟)	H25	30	名取市小山三丁目 9 番
	名取手倉田第二 (2 号 棟)	S57	20	名取市小山三丁目 9 番
8	名 取 増 田 (1 ～ 6 号 棟)	H60・61	88	名取市増田六丁目 4 番
9	名 取 増 田 (7 号 棟)	H3	16	名取市増田六丁目 4 番 4 3 － 7
	名 取 増 田 (8 号 棟)	H3	16	名取市増田六丁目 4 番 4 8 － 8
10	名 取 飯 野 坂	H4	87	名取市名取が丘一丁目 1 6 番
11	名 取 谷 津 山	H5	68	名取市名取が丘三丁目 4 番
12	名取が丘四丁目 (1 ・ 3 号 棟)	H7	42	名取市名取が丘四丁目 1 3 番
13	名取が丘四丁目 特定公共賃貸 (2 ・ 4 号 棟)	H7	36	名取市名取が丘四丁目 1 3 番

教育施設一覧

1. 幼稚園

	施設名	所在地	電話	備考
私立	ふたば幼稚園	名取市飯野坂五丁目2-1	382-2039	
	なとり幼稚園	名取市増田三丁目8-8	382-2735	
	なとり第二幼稚園	名取市手倉田字諏訪276	384-1923	
	美田園わかば幼稚園	名取市美田園六丁目16番10号	765-4624	
	尚綱学院大学付属幼稚園	名取市ゆりが丘四丁目10番1号	383-0131	

2. 小学校

	施設名	所在地	電話	備考
	増田小学校	名取市増田三丁目9-20	382-2005	指定避難所
	増田西小学校	名取市手倉田字堰根330	382-2546	指定避難所
	下増田小学校	名取市下増田字土手北101	382-3227	指定避難所
	館腰小学校	名取市植松一丁目2-17	382-2425	指定避難所
	愛島小学校	名取市愛島笠島字東蔵神34	382-2538	指定避難所
	高館小学校	名取市高館吉田字長六反117-3	382-3033	指定避難所
	不二が丘小学校	名取市名取が丘六丁目11-1	382-2097	指定避難所
	ゆりが丘小学校	名取市ゆりが丘三丁目21	386-3225	指定避難所
	相互台小学校	名取市相互台一丁目27-1	386-5551	指定避難所
	那智が丘小学校	名取市那智が丘二丁目1番1号	381-2521	指定避難所

3. 中学校

	施設名	所在地	電話	備考
	増田中学校	名取市増田字柳田230	384-2329	指定避難所
	第一中学校	名取市小山一丁目8-1	382-3321	指定避難所
	第二中学校	名取市高館吉田字吉合90	384-8401	指定避難所
	みどり台中学校	名取市みどり台一丁目4	381-2032	指定避難所

4. 義務教育学校

	施設名	所在地	電話	備考
	閑上小中学校	名取市閑上西一丁目25	385-8180	指定避難所

5. 学校給食センター

	施設名	所在地	電話	備考
	学校学校給食センター (いただきスマイルかん)	名取市堀内北竹13-1	0223-29-4416	

6. 高等学校

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
宮城県農業高等学校	名取市高館吉田字吉合66	384-2511	指定避難所
宮城県名取北高等学校	名取市増田字柳田103	382-1261	指定避難所

7. 高専・大学・その他

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
独立行政法人国立専門学校機構仙台高等専門学校 名取キャンパス	名取市愛島塩手字野田山48	384-2171	指定避難所
尚 綱 学 院 大 学	名取市ゆりが丘四丁目10-1	381-3300	指定緊急避難場所
宮城県立名取支援学校	名取市高館吉田字東真坂6-11	384-6161	
宮城県高等看護学校	名取市愛島塩手字中田35-1	384-2266	

8. その他の教育・文化・体育施設

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
名 取 市 文 化 会 館	名取市増田字柳田520	384-8900	
名 取 市 図 書 館	名取市増田四丁目7-30	382-5437	
市 民 体 育 館	名取市増田字柳田250	384-3161	
十 三 塚 公 園 管 理 棟	名取市手倉田字山	384-6763	
愛 島 老 人 憩 の 家	名取市愛島塩手字岩沢4-2	384-4558	指定避難所
宮城県農業大学校	名取市高館川上字東金剛寺1	383-8138	指定避難所
名取駅コミュニティプラザ	名取市手倉田字八幡287-15	383-6330	
名取市地域職業相談室	名取市増田二丁目2番4号	381-4860	
宮城県総合教育センター まなウェルみやぎ	名取市美田園二丁目1番4号	784-3541	指定緊急避難場所

9. 公民館

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
増 田 公 民 館	名取市増田四丁目7-30	384-2432	指定避難所
関 上 公 民 館	名取市関上中央一丁目34番地	385-0005	指定避難所
下 増 田 公 民 館	名取市下増田字土田子作120	382-2335	
増 田 西 公 民 館	名取市手倉田字堰根265-1	384-0005	指定避難所
館 腰 公 民 館	名取市植松三丁目9-5	382-2006	指定避難所
愛 島 公 民 館	名取市愛島笠島字上平27	382-2422	指定避難所
高 館 公 民 館	名取市高館吉田字東真坂38	382-2328	
名 取 が 丘 公 民 館	名取市名取が丘三丁目5-3	384-2709	指定避難所
相 互 台 公 民 館	名取市相互台一丁目10-3	386-2019	指定避難所
那 智 が 丘 公 民 館	名取市那智が丘三丁目1-5	386-6266	
ゆ り が 丘 公 民 館	名取市ゆりが丘二丁目1-1	386-6055	

文化財一覧（有形）

種別			名称	所在地	内容	指定
国 指 定	記 念 物	史 跡	雷神山古墳	植松字山小豆島 字片平山	4世紀末から5世紀初頭の造営。全 長168mの東北最大の前方後円墳。	昭和31年12月28日 昭和43年12月5日 追加指定
			飯野坂古墳群	飯野坂五丁目 名取が丘一丁目	前方後方墳5基と方墳2基を含む 古墳群	昭和53年3月16日
	有 形 文 化 財	建 造 物	洞口家住宅	大曲字中小路26 主	屋、馬屋、表門の3棟から成り、 堀といぐねをめぐらした環濠集 落。江戸時代中期宝暦年間の建 築。名取型として旧仙台領内最大 規模の古民家	昭和46年12月28日 昭和60年5月18日 追加指定
			旧中沢家住宅	手 倉 田 字 山 216-93	田の字型四間取りが確立する前 段階の中規模農家。 18世紀後半の建築	昭和49年5月21日
		美 術 工 芸	熊野那智神社 懸仏37面・銅鏡 4面	高館吉田字館山 8	熊野那智信仰のシンボルで鎌倉、 室町時代の懸仏・銅鏡	昭和49年6月8日
			熊野新宮寺一 切経（2,568巻）	高館熊野堂字岩 口中35	熊野信仰の貴重な写経	昭和62年6月6日
県 指 定	有 形 文 化 財	建 造 物	熊野神社本殿 （3棟）	高館熊野堂字岩 口上51	江戸時代における県内唯一の熊 野造	昭和60年5月24日
			熊野那智神社 懸仏、銅鏡114 面	高館吉田字館山 8	熊野那智信仰のシンボルで、鎌 倉、室町時代の懸仏・銅鏡	昭和41年3月31日
市 指 定	記 念 物	史 跡	熊野堂横穴墓 群（約120基）	高館熊野堂字岩 口上	古墳から平安時代にかけての横 穴墓群	昭和41年3月31日
			笠島廃寺跡	愛島笠島字西台 32	昭和26年故内藤政恒博士が一部 発掘調査を行なった。 奈良～平安時代の寺院跡	同上
			十三塚遺跡	手倉田字山	縄文、弥生、古墳時代の複合集落 遺跡。 凹状住居跡40余軒残存	平成2年3月31日
			大門山遺跡	高館熊野堂字大 門山52, 53	中世の熊野信仰における大規模 な墓所、供養所	同上
			高館山古墳	高館吉田字西真 坂	主軸約60mの前方後方墳。 仙台平野最古の古墳	同上
			名取大塚山古 墳	愛島笠島字北台 143, 144他	主軸90mの埴輪、葺石を伴う前方 後円墳	同上
			高館城跡	高館吉田字西真 坂	中世の典型的な山城 城館跡	同上

種別			名称	所在地	内容	指定
		天然記念物	衣笠の松	増田二丁目2-1	樹齢300年以上 明治天皇東北御巡行の折、随行者 木戸孝充により御命名の名木	昭和41年3月31日
	有形文化財	建造物	耕龍寺山門	増田字北谷175	伝旧白石城門、近世城郭の門遺構	平成2年3月31日
			東光寺石造宝篋印塔	下増田字丁地233	高さ234cm、江戸中期（寛延4年、1751年）の石造建造物	同上
		美術工芸品	新宮寺文殊菩薩座像（新宮寺境内収蔵庫）	高館熊野堂字岩口 中35	新宮寺文殊堂の本尊、寄木造り。 平安末期～鎌倉初期の作。 獅子座像、他に4体の従者仏像	同上
			熊野神社文書	高館熊野堂字岩口 上51	中世～江戸期の熊野神社所蔵古文書。総計65点	平成2年3月31日
			十三塚遺跡出土弥生土器	増田字柳田80 （名取市教育委員会）	大型広口壺（弥生前期、遠賀川系類似土器）1点	同上
			史跡雷神山古墳出土品一括	同上	底部穿孔壺型土器ほか計12点	同上
			名取熊野堂大館跡出土遺物一括	同上	中世陶器7点	同上
			御検地帳（全25冊）	同上	熊野堂村 7冊 吉田村 9冊 上増田村 5冊 田高村 4冊	同上

水防法第 15 条第 1 項第 2 号に基づく浸水想定区域ごとの避難所

■ 名取川及び増田川のはん濫による場合（2 階建て以上の避難施設を基本とする）

No.	施設名	所在地	区分	収容予定地区
1	増田小学校	増田三丁目 9－2 0	学校	増田、増田西
2	増田中学校	増田字柳田 2 3 0	学校	増田、閑上、下増田
3	名取北高等学校	増田字柳田 1 0 3	学校	増田、閑上、下増田
4	増田西小学校	手倉田字堰根 3 3 0	学校	増田西
5	第一中学校	小山一丁目 8－1	学校	増田西、館腰
6	名取が丘公民館	名取が丘三丁目 5－3	公民館	名取が丘、増田西、館腰
7	不二が丘小学校	名取が丘六丁目 1 1－1	学校	名取が丘、増田西、館腰
8	下増田小学校	美田園七丁目 2 3－3	学校	下増田
9	館腰小学校	植松一丁目 2－1 7	学校	館腰
10	(株) フクベイフーズ	堀内字北竹 2 1 0	その他	館腰
11	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 3 4	学校	愛島
13	高館小学校	高館吉田字長六反 1 1 7－3	学校	高館
14	第二中学校	高館吉田字吉合 9 0	学校	高館

■ 阿武隈川のはん濫による場合（2 階建て以上の避難施設）

No.	施設名	所在地	区分	収容予定地区
1	増田小学校	増田三丁目 9－2 0	学校	増田
2	増田中学校	増田字柳田 2 3 0	学校	増田、閑上、下増田
3	名取北高等学校	増田字柳田 1 0 3	学校	増田、閑上、下増田
8	下増田小学校	美田園七丁目 2 3－3	学校	下増田
9	館腰小学校	植松一丁目 2－1 7	学校	館腰
10	(株) フクベイフーズ	堀内字北竹 2 1 0	その他	館腰
11	愛島小学校	愛島笠島字東蔵神 3 4	学校	愛島

復旧・復興支援制度の概要

(内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」(平成25年11月1日)から作成)

■ 経済・生活面の支援

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
災害弔慰金等	災害弔慰金	給付・還付	災害により死亡された方のご遺族に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給するもの。	市町村
	災害障害見舞金	給付・還付	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。	市町村
生活再建等	被災者生活再建支援制度	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。	都道府県、市町村
	災害援護資金	貸付(融資)	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた住民に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。	市町村
	生活福祉資金制度による貸付	貸付(融資)	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもので、災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用の貸付がある。	都道府県、市町村、社会福祉協議会
	母子寡婦福祉貸付金	貸付(融資)	母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもので、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。	都道府県、市の福祉事務所
	年金担保貸付、労災年金担保貸付	貸付(融資)	国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	独立行政法人福祉医療機構
	恩給担保貸付	貸付(融資)	恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	(株)日本政策金融公庫
就学支援等	幼稚園への就園奨励事業	減免・猶予	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。	市町村、幼稚園
	教科書の無償給与(災害救助法)	現物支給	災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。	都道府県市町村
	特別支援学校等への就学奨励事業	給付・還付、現物支給・現物貸与	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助するもの。	都道府県、市町村、学校
	小・中学生の就学援助措置	給付・還付	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。	都道府県、市町村、学校
	高等学校授業料減免措置	減免・猶予	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの。	学校
	大学等授業料等減免措置	減免・猶予	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において授業料等の減額、免除を行うもの。	在籍する各学校

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
	国の教育ローン	貸付 (融資)	災害により被害を受けた者に対して教育ローンを融資するもの。	(株)日本政策金融公庫
	緊急採用奨学金	貸与	災害により家計が急変した生徒・学生に対して、緊急採用奨学金を貸与するもの。	在籍する各学校
	児童扶養手当等の特別措置	給付	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずるもの。	市町村
税・公共料金等	地方税の特別措置	減免・ 猶予	●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。 ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長される。	都道府県 市町村
	国税の特別措置	減免・ 猶予	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができる。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができる。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができる。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。	税務署
	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	減免・ 支払猶予	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられるもの。	健康保険組合、 全国健康保険協会、 市町村等

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
	公共料金・使用料等の特別措置	減免・猶予	災害により被害を受けた被災者に対して、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等を軽減・免除するもの。 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。	都道府県、市町村、関係事業者
	放送受信料の免除	減免・猶予	災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されることがある。	日本放送協会
生活保護	生活保護	給付・還付、現物支給・現物貸与	生活に現に困窮している者に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。 生活保護の種類：生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助	都道府県市町村
雇用安定等	未払賃金立替払制度	立替	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払うもの。	労働基準監督署 労働者健康福祉機構
	雇用保険の失業等給付	給付・還付	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした者に支給するもの。	公共職業安定所
	職業訓練	給付・還付、サービス	災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられるもの。また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付費が支給される制度もある。	公共職業安定所
	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給	給付・還付	就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されるもの。また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される。	公共職業安定所、都道府県労働局、都道府県
法的トラブル等	法的トラブル等に関する情報提供	サービス	全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内するもの。	法テラス、法テラス各地方事務所
	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	サービス、立替	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行う。 ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）	法テラス、法テラス各地方事務所
	民事調停の申立手数料の免除	減免・猶予	民事調停の申立手数料を免除するもの。ただし、特定非常災害に起因する民事に関する紛争に限られる。	最寄りの裁判所

■ 住まいの確保・再建のための支援

	制度	種類	制度の内容	主たる窓口
住宅・宅地等	災害復興住宅融資（建設）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	災害復興住宅融資（補修）	貸付（融資）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	減免・猶予	独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）	貸付（融資）	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。	都道府県、市町村、社会福祉協議会
	母子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付（融資）	母子・寡婦世帯がその居住する住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けたとき、被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。	都道府県市の福祉事務所
	公営住宅への入居	現物支給、現物貸与	一定の要件を満たす低所得の被災者が、都道府県又は市町村が整備する公営住宅への入居することができるもの。	都道府県市町村
	特定優良賃貸住宅等への入居	現物支給、現物貸与	一定の要件を満たす中堅所得の被災者が、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等へ入居することができるもの。	都道府県市町村
	住宅応急修理（災害救助法）	現物支給	一定の要件を満たす被災者のうち、災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもの（※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない。）。	都道府県市町村
	宅地防災工事資金融資	貸付（融資）	「宅地造成等規制法」、「急傾斜他の崩壊による災害の防止に関する法律」、「建築基準法」に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資するもの。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構
	地すべり等関連住宅融資	貸付（融資）	地すべりや急傾斜他の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋として、関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際に、当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けている場合、家屋移転、代替住宅の建設資金を融資するもの。	金融機関 独立行政法人住宅金融支援機構

■ 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	制度	種類	制度の内容	窓口
農林水産業	天災融資制度	融資	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資するもの。	市町村
	(株)日本政策金融公庫による資金貸付	融資	●農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するもの。 ●農林漁業施設資金 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資するもの。 ●農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資するもの。 ●林業基盤整備資金 森林、林道等の復旧のための資金を融資するもの。 ●漁業基盤整備資金・漁船資金 漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資するもの。	(株)日本政策金融公庫
中小企業等	マル経融資	貸付 (融資)	小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経融資)制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会(以下「商工会議所等」という。)の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会
	生活衛生改善貸付	貸付 (融資)	生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受けることによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。	最寄りの生活衛生同業組合等
	災害復旧貸付	融資	災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金の融資。	(株)日本政策金融公庫、 (株)商工組合中央金庫
	高度化事業(災害復旧貸付)	融資	大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた施設等が被災し、当該施設の復旧を図る場合又は施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に必要な資金を貸し付けるもの。	都道府県、 中小企業基盤整備機構
	災害関係保証	信用保証	金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。	信用保証協会
	セーフティネット保証	信用保証	震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。	信用保証協会
再就職支援	職場適応訓練費の支給	給付・ 還付	職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給するもの。また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。	公共職業安定所、 都道府県労働局

復旧・復興支援に係る条例等

平成27年2月現在

	復旧・復興支援に係る条例等	制定年月日	最終改正
1	名取市災害弔慰金の支給等に関する条例	昭和57年12月20日 条例第28号	平成23年9月22日 条例第23号
2	名取市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	昭和53年9月9日 規則第15号	平成25年2月28日 規則第3号
3	名取市災害弔慰金等支給審査委員会設置要綱	平成23年4月28日 告示第31号	平成23年10月28日 告示第69号
4	名取市災害見舞金支給要綱	昭和63年6月30日 告示第12号	平成25年7月4日 告示第71号
5	名取市災害援護資金利子補給要綱	平成6年10月31日 告示第38号	平成18年11月30日 告示第117号
6	名取市災害対策融資利子補給要綱	平成6年10月31日 告示第37号	平成10年9月30日 告示第49号
7	名取市災害義援金配分委員会設置要綱	平成23年4月28日 告示第30号	平成23年10月28日 告示第69号
8	名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例	昭和53年7月21日 条例第13号	平成7年6月30日 条例第18号
9	名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例施行規則	平成元年1月14日 規則第8号	(同左)
10	名取市災害危険区域内移転者支援に関する補助金交付要綱	平成24年9月25日 告示第76号	平成26年9月26日 告示第76号
11	名取市災害復興基金条例	平成23年6月27日 条例第10号	平成24年2月8日 条例第2号

名取市地区防災計画名称一覧

地区名	名 称	作成	備考
閑上	閑上地区防災マニュアル	R3. 3月	沿 岸
下増田	下増田地区防災マニュアル	R3. 3月	〃
増田	増田地区防災マニュアル	R4. 3月	中 央
増田西	増田西地区防災マニュアル	R4. 3月	〃
名取が丘	名取が丘地区防災マニュアル	R4. 3月	〃
館腰	館腰地区防災マニュアル	R4. 3月	〃
愛島	愛島地区防災マニュアル	R4. 3月	山 手
高館	高館地区防災マニュアル	R5. 3月	〃
ゆりが丘・みどり台	ゆりが丘・みどり台地区防災マニュアル	R5. 3月	〃
相互台	相互台地区防災マニュアル	R5. 3月	〃
那智が丘	那智が丘地区防災マニュアル	R5. 3月	〃

地区防災マニュアルの内容については、名取市ホームページをご覧ください。